

官報号外 平成七年三月二十九日

○ 第三百三十二回 参議院会議録第十五号(その一)

平成七年三月二十九日(水曜日)

午後零時二十一分開議

○ 議事日程 第十五号

平成七年三月二十九日

午後零時二十分開議

第一 千九百九十四年の国際熱帯木材協定の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

第一 千九百九十四年の国際熱帯木材協定の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

第一 国家公務員等共済組合法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第一 共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

第一 国家公務員災害補償法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第一 中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第一 地方自治法第五十六条第六項の規定に基づき、公共職業安定所の出張所の設置に關し承認を求めるの件(衆議院送付)

第一 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に關する法律案(内閣提出)

第一 河川法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第一 地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第一〇 国民健康保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○ 本日の会議に付した案件
議事日程のとおり

○ 議長(原文兵衛君) これより会議を開きます。
日程第一 千九百九十四年の国際熱帯木材協定の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)
以上両件を一括して議題といたします。

○ 議長(原文兵衛君) まず、委員長の報告を求めます。外務委員長田村秀昭君。

田村秀昭君登壇、拍手
〔審査報告書及び議案は本号(その一)に掲載〕
○ 田村秀昭君 ただいま議題となりました条約一件につきまして、外務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

○ 議長(原文兵衛君) 総員起立と認めます。
よって、両件は全会一致をもって承認することに決しました。

〔賛成者起立〕

○ 田村秀昭君 登壇、拍手
〔審査報告書及び議案は本号(その一)に掲載〕
○ 議長(原文兵衛君) 日程第三 国家公務員等共済組合法の一部を改正する法律案
日程第四 国家公務員災害補償法の一部を改正する法律案
以上両案を一括して議題といたします。

までに達成するためのいわゆる二〇〇〇年目標をするものであります。次に、ボーランドとの間に定期航空業務を開設しようとボーランドとの間に定期航空業務を開設しようとするものであります。そのための権利の相互許与、業務の開始及び運営についての手続、条件等を取り決めるとともに、我が国とボーランドの指定航空企業が業務を行うことができる路線等について定めるものであります。

委員会におきましては、熱帯林の保全と持続可能な経営、パリ・パートナーシップ基金への我が国の対応、日本・ボーランド間の航空路線と以遠路等の諸問題について質疑が行われましたが、詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終え、採決の結果、両件はいずれも全会一致をもつて承認すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○ 議長(原文兵衛君) これより両件を一括して採決いたします。

○ 議長(原文兵衛君) 両件を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○ 田村秀昭君 登壇、拍手
〔審査報告書及び議案は本号(その一)に掲載〕
○ 議長(原文兵衛君) 総員起立と認めます。
よって、両件は全会一致をもって承認することに決しました。

〔賛成者起立〕

○ 議長(原文兵衛君) 日程第三 国家公務員等共済組合法の一部を改正する法律案
日程第四 国家公務員災害補償法の一部を改正する法律案
以上両案を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。内閣委員長岡野裕君。

〔審査報告書及び議案は本号(その一)に掲載〕

○ 岡野裕君 登壇、拍手
〔審査報告書及び議案は本号(その一)に掲載〕

○ 岡野裕君 ただいま議題となりました二つの法律案につきまして、御報告を申し上げます。

まず、国家公務員等共済組合法の一部を改正する法律案は、雇用保険法の改正により民間において育児休業給付が設けられたことを踏まえ、育児休業中の国家公務員等の経済的援助を行つたため、国家公務員等共済組合制度の短期給付の中に育児休業手当金を創設するとともに、義務教育諸学校等の女子教育職員、看護婦、保母等を対象とした育児休業を廃止しようとするものであります。

委員会におきましては、育児休業手当金創設の意義、同手当金の共済組合短期経理に与える影響等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終わり、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、国家公務員災害補償法の一部を改正する法律案は、人事院の国会及び内閣に対する平成七年二月十七日付の意見の申し出にかんがみ、社会経済情勢の動向等に対応して、障害補償年金等を受ける権利を有する者で介護を要する者に対して介護補償を支給する制度を創設するとともに、遺族補償年金の額を引き上げる等、所要の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、今後の介護支援施策の拡充、地下鉄有毒ガス事件の被災公務員への対応等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

平成七年三月二十九日 参議院会議録第十五号(その一) 千九百九十四年の国際熱帯木材協定の締結について承認を求めるの件外一件 国家公務員等共済組合法の一部を改

質疑を終わり、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(原文兵衛君) これより両案を一括して採決いたします。

両案に賛成の諸君の起立を求め

○議長(原丈兵衛君) 総員起立と認めます。
よって、両案は全会一致をもって可決されま
た。

○議長(原丈文衛君) 日程第五 中小企業退職金法
共済法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
院送付)

日程第六 地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づき、公共職業安定所の出張所の設置に關し承認を求める件(衆議院送付)

まず、委員長の報告を求めます。労働委員長符野貞子君。

〔審査報告書及び説明書等〕

〔笛野貞子君登壇、拍手

部を改正する法律案につきまして、労働委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

化に対応して、中小企業退職金共済制度の充実と長期的な安定を図るため、掛金月額の最低額及び最高額を引き上げるとともに、退職金の額を見直

法律案外一件 化学兵器の禁止及び特定物質の禁制
以上、御報告いたします。(拍手)

法律案の採決をいたします。

況、予定運用利回り低下の理由と今後の見通し、早期離職者に対する退職金制度のあり方、給付水準の低下が事業者や労働者に及ぼす影響等について質疑が行われましたが、その内容は会議録によつて御承知いただきたいと存じます。

質疑を終了し、討論に移りましたところ、日本共産党を代表して吉川委員よりこの法律案に反対する旨の意見が述べられました。

討論を終わり、採決の結果、この法律案は多數

をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

本件を御認するに付し、
○議長（原丈兵衛君）　總員起立と認めます。

次に、地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づき、公共職業安定所の出張所の設置に関する承認を求める件につきまして、御報告いたします。この承認案件は、労働省の所掌事務の円滑かつ

効率的な遂行を図るために、小倉公共職業安定所大手町出張所を設置することについて国会の承認を求めるものであります。

して設置されるものであり、女性の就業希望に応じたきめ細かな再就職援助を専門に行うこととしております。

委員会におきましては、レディス・ハローワークを設置するために廃止される労働出張所の業務の取り扱い、男女雇用機会均等法による調停制度のあり方等について質疑が行われ、採決の結果、全会一致をもって承認すべきものと決定いたしました。

器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律案につきまして、商工委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案では、化学兵器の製造等を禁止するとともに、化学兵器に使用されるおそれが高いとして条約に明記された化学物質について、製造及び使用の許可、運搬の届け出等を義務づけるほか、国際機関による検査の受け入れを義務づける等の措置を講じております。

委員会におきましては、特定物質の製造及び使用の実態、企業秘密の保護対策、中小企業に対する支援措置等の諸問題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終わり、査掛理事より自由民主党、日本社会党、譲憲民主連合、平成会、新緑風会、日本共産党の各会派共同提案による修正案が提出されました。

その内容は、過日、特定物質のサリンが不正に使用され多くの人命が奪われる事件が発生したことなどにかんがみ、特定物質の製造等の規制、罰則等の施行期日について、公布の日から起算して三ヵ月を超えない範囲内で政令で定める日とするものであります。

次いで、採決の結果、修正案及び修正部分を除く原案はいずれも全会一致をもって可決され、本法律案は全会一致をもって修正議決すべきものと決定いたしました。

官報(号外)

なお、本法律案に対し、四項目の附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(原文兵衛君) これより採決をいたします。

本案を委員長報告のとおり修正議決することに賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(原文兵衛君) 総員起立と認めます。

よつて、本案は全会一致をもって委員長報告のとおり修正議決されました。

本案を委員長報告のとおり修正議決することに賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(原文兵衛君) 総員起立と認めます。

よつて、本案は全会一致をもって委員長報告のとおり修正議決されました。

本案を委員長報告のとおり修正議決することに賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(原文兵衛君) 総員起立と認めます。

よつて、本案は全会一致をもって委員長報告のとおり修正議決されました。

○議長(原文兵衛君) 日程第八 河川法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。建設委員長合馬敬君。

[審査報告書及び議案は本号(その二)に掲載]

〔合馬敬君登壇、拍手〕

○合馬敬君 ただいま議題となりました河川法の一部を改正する法律案につきまして、建設委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、河川事業用地の取得の円滑化と、適正かつ合理的な土地利用を確保しつつ河川の整

備と河川管理の適正化を図るため、地下に設けられた放水路、調節池等の河川管理施設について河川区域の範囲を上下に限る河川立体区域制度を創設するとともに、河川区域内における違法放置物等に的確に対処するため、相手方を確知できない場合の監督処分の手続を整備しようとするものであります。

委員会においては、立体河川の耐震性、阪神・淡路大震災による河川の被災状況との対策等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終了し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(原文兵衛君) これより採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(原文兵衛君) 総員起立と認めます。

よつて、本案は全会一致をもって可決されました。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(原文兵衛君) 総員起立と認めます。

よつて、本案は全会一致をもって可決されました。

○議長(原文兵衛君) 日程第九 地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。地方行政委員長若本久人君。

[審査報告書及び議案は本号(その二)に掲載]

〔合馬敬君登壇、拍手〕

○合馬敬君 ただいま議題となりました河川法の一部を改正する法律案につきまして、建設委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、河川事業用地の取得の円滑化と、適正かつ合理的な土地利用を確保しつつ河川の整

[審査報告書及び議案は本号(その二)に掲載]

〔岩本久人君登壇、拍手〕

○岩本久人君 ただいま議題となりました法律案につきまして、地方行政委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、民間被用者に対して雇用保険法により育児休業給付が実施されることに見合つ措置として、地方公務員等に係る育児休業手当金の制度を創設し、育児休業中の経済的援助措置を講ずることとともに、地方議會議員の年金制度について、国会議員の互助年金制度に準じ退職年金の支給開始年齢を引き上げる等の措置を講じようとするものであります。

委員会における質疑の詳細は会議録に譲りま

す。

質疑を終了し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(原文兵衛君) これより採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(原文兵衛君) 総員起立と認めます。

よつて、本案は全会一致をもって可決されました。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(原文兵衛君) 総員起立と認めます。

よつて、本案は全会一致をもって可決されました。

○議長(原文兵衛君) 日程第一〇 国民健康保険

法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。厚生委員長種田誠君。

〔種田誠君登壇、拍手〕

[審査報告書及び議案は本号(その二)に掲載]

〔田誠君〕

○種田誠君 ただいま議題となりました国民健康保険法等の一部を改正する法律案につきまして、厚生委員会における審査の経過と結果を御報告申

し上げます。

本法律案は、国民健康保険制度における高齢化の進展、低所得者層の増加、小規模保険者の増加等に対応し、その財政の安定化等を図るため、高額な医療に係る交付金事業に関する規定の創設、

国民健康保険税の減額制度の拡充等を行うとともに、老人保健制度の安定を図るため、老人医療費拠出金の算定に用いられる老人加入率の上限の引き上げ等、所要の見直しを行おうとするものであります。

本法律案は、国民健康保険制度一元化への展望、新介護システムの検討状況、老人医療費に対する国の支援、付添看護解消に伴う問題点、福祉マンパワーの質と量の確保等の諸問題につきまして質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願いたいと思います。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して西山委員より本案に反対する旨の意見が述べられました。

討論を終わり、採決の結果、本法律案は多数を

もつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

した。
なお、本案に対し、附帯決議が付されておりま
す。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(原文兵衛君) これより採決をいたしま
す。
本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(原文兵衛君) これより採決をいたしま
す。
〔賛成者起立〕

○議長(原文兵衛君) 過半数と認めます。
よって、本案は可決されました。

○議長(原文兵衛君) 日程第一 放送法第三十
七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件
(衆議院送付) を議題といたします。
まず、委員長の報告を求めます。通信委員長山
田健一君。

〔審査報告書及び議案は本号(その一)に掲
載〕

○山田健一君 ただいま議題となりました放送法
第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求める
の件につきまして、通信委員会における審査の経
過と結果を御報告いたします。

本件は、日本放送協会の平成七年度收支予算、
事業計画及び資金計画について国会の承認を求
るものであります。
その概要是、まず、一般勘定事業収支におきま
して、収入五千七百七億円、支出五千七百三十四

億円となっており、この事業収支の不足額二十六
億円及び債務償還に必要な資金三十九億円につい
ては前年度までの繰越金五百二十二億円をもって
補てんすることといたしております。

また、事業計画の主なものは、非常災害時にお
ける緊急報道用設備を含む放送施設等の整備、放
送番組の充実刷新、映像による国際放送の開始、
受信料制度の周知徹底、阪神・淡路大震災被災者
への受信対策、放送技術の向上に寄与する調査研
究の推進などとしております。

なお、本件につきまして、おおむね適当なもの
と認める旨の郵政大臣の意見が付されておりま
す。

委員会におきましては、非常災害時における公
共放送のあり方、中長期的な事業経営の方針、国
際放送の拡充への取り組み、ハイビジョン放送の
実施状況とデジタル化への対応、受信料収納体
制の整備等の諸問題について質疑が行われました
が、その詳細は会議録により御承知願います。

質疑を終了し、採決の結果、本件は全会一致を
もって承認すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(原文兵衛君) これより採決をいたしま
す。
〔賛成者起立〕

○議長(原文兵衛君) 総員起立と認めます。
よって、本件は全会一致をもって承認することと
します。

に決しました。
本日はこれにて散会いたします。
午後零時四十五分散会

出席者は左のとおり。

議員 議長 原文兵衛君 副議長 赤桐 操君

横尾 和伸君 荒木 清寛君

都築 讓君

武田 節子君

寺澤 芳男君

浜田 敏子君

長谷川 清君

猪熊 重二君

中川 嘉美君

寺崎 昭久君

木暮 山人君

牛嶋 正君

広中和歌子君

小林 正君

勝木 健司君

中西 球子君

野末 陳平君

及川 順郎君

大久保直彦君

石井 一二君

鈴木 堂本

河本 永野

茂門君

鈴木 沢子君

英典君

安治君

三石 久江君

松尾 官平君

西岡壇璃子君

溝手 顕正君

安恒 良一君

笠原 潤一君
西田 吉宏君
狩野 安君
南野知恵子君
成瀬 敬君
合馬 守重君
井上 章平君
浦田 勝君
永田 良雄君
守住 有信君
竹山 裕君
大浜 方栄君
吉川 芳男君
田沢 智治君
世耕 政隆君
坂野 重信君
村上 正邦君
吉田 正昭君
片山 太田 豊秋君
河本 加藤 紀文君
三郎君 片山虎之助君
佐藤 泰昌君
佐藤 静雄君
二木 秀夫君
松谷蒼一郎君
野間 利定君
岡 泰三君
佐藤 泰昌君
佐藤 静雄君
二木 秀夫君
松浦 孝治君
野沢 太三君
久世 公義君
文夫君

前島英三郎君

野村 五男君

上野 公成君

清水嘉与子君

石渡 清元君

矢野 哲朗君

石井 道子君

下稻葉耕吉君

岡野 裕君

増岡 康治君

岡部 三郎君

鈴木 省吾君

遠藤 要君

沢田 一精君

岩崎 純三君

鹿熊 安正君

大島 慶久君

関根 則之君

吉村剛太郎君

三郎君 連雄君

片山虎之助君

佐藤 泰昌君

佐藤 静雄君

泰三君

利定君

岡 泰三君

佐藤 泰昌君

佐藤 静雄君

泰三君

利定君

岡 泰三君

佐藤 泰昌君

佐藤 静雄君

泰三君

利定君

岡 泰三君

佐藤 泰昌君

佐藤 静雄君

泰三君

利定君

官報(号外)

志村 哲良君	倉田 寛之君
上杉 光弘君	松浦 功君
森山 真弓君	大河原太一郎君
斎藤 十朗君	井上 吉夫君
井上 裕君	伊江 朝雄君
北 板垣	前田 敦男君
修一君	喜岡 淳君
正君	吉田 朝雄君
谷畠 岩崎	前田 敦男君
峰崎 峰崎	喜岡 淳君
川橋 幸子君	吉田 朝雄君
村田 誠醉君	前田 敦男君
堀 利和君	喜岡 淳君
岩本 久人君	吉田 朝雄君
前畑 幸子君	前田 敦男君
三上 隆雄君	喜岡 淳君
谷本 織君	吉田 朝雄君
篠崎 年子君	前田 敦男君
竹村 泰子君	喜岡 淳君
一井 淳治君	吉田 朝雄君
山口 哲夫君	前田 敦男君
藁科 満治君	喜岡 淳君
渕上 貞雄君	吉田 朝雄君
上野 雄文君	前田 敦男君
青木 薫次君	喜岡 淳君
鈴木 和美君	吉田 朝雄君
大森 昭君	前田 敦男君
志吉 裕君	喜岡 淳君
西野 康雄君	吉田 朝雄君
西山登紀子君	前田 敦男君
島袋 宗康君	喜岡 淳君
萩野 浩基君	吉田 朝雄君

林 紀子君	清水 澄子君
庄司 中君	中君
野別 隆俊君	去る二十四日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
猪木 實至君	大河原太一郎君
乾 晴美君	吉川 正雄君
吉岡 吉典君	吉川 正雄君
佐藤 三五郎君	吉川 正雄君
坂野 貞子君	吉川 正雄君
有働 正治君	吉川 正雄君
市川 正一君	吉川 正雄君
瀬谷 英行君	吉川 正雄君
星川 保松君	吉川 正雄君
大脇 雅子君	吉川 正雄君
山田 健一君	吉川 正雄君
種田 誠君	吉川 正雄君
肥田 美代子君	吉川 正雄君
曰下部裕代子君	吉川 正雄君
森 暢子君	吉川 正雄君
通商産業大臣	吉川 正雄君
郵政大臣	吉川 正雄君
大藏大臣	吉川 正雄君
厚生大臣	吉川 正雄君
立木 洋君	吉川 正雄君
橋本龍太郎君	吉川 正雄君
河野 洋平君	吉川 正雄君
大出 俊君	吉川 正雄君
武村 正義君	吉川 正雄君
井出 正一君	吉川 正雄君
山口 哲夫君	吉川 正雄君
泉 信也君	吉川 正雄君
栗原 君子君	吉川 正雄君
萱野 茂君	吉川 正雄君
須藤良太郎君	吉川 正雄君
鈴木 栄治君	吉川 正雄君
河本 三郎君	吉川 正雄君
三上 隆雄君	吉川 正雄君
山口 広務君	吉川 正雄君
野坂 浩賢君	吉川 正雄君
山口 鶴男君	吉川 正雄君

議員派遣中の議員	議院運営委員	通信委員	大蔵委員
小野 清子君	野末 陳平君	野末 陳平君	野末 陳平君
池田 治君	中村 錠一君	中村 錠一君	中村 錠一君
刈田 貞子君	立木 洋君	立木 洋君	立木 洋君
(総務省長官)	辯任	辯任	辯任
同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
科学技術特別委員	科学技術特別委員	科学技術特別委員	科学技術特別委員
辯任	辯任	辯任	辯任
山口 哲夫君	吉川 芳男君	吉川 芳男君	吉川 芳男君
泉 信也君	吉川 芳男君	吉川 芳男君	吉川 芳男君
栗原 君子君	吉川 芳男君	吉川 芳男君	吉川 芳男君
萱野 茂君	吉川 芳男君	吉川 芳男君	吉川 芳男君
須藤良太郎君	吉川 芳男君	吉川 芳男君	吉川 芳男君
鈴木 栄治君	吉川 芳男君	吉川 芳男君	吉川 芳男君
河本 三郎君	吉川 芳男君	吉川 芳男君	吉川 芳男君
三上 隆雄君	吉川 芳男君	吉川 芳男君	吉川 芳男君
山口 広務君	吉川 芳男君	吉川 芳男君	吉川 芳男君
野坂 浩賢君	吉川 芳男君	吉川 芳男君	吉川 芳男君
山口 鶴男君	吉川 芳男君	吉川 芳男君	吉川 芳男君

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。よって議長は即日これを委員会に付託した。	同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。よって議長は即日これを委員会に付託した。	同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。よって議長は即日これを委員会に付託した。	同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。よって議長は即日これを委員会に付託した。
地方税法の一部を改正する法律案(閣法第九二号)	地方行政委員会に付託	内閣委員会に付託	内閣委員会に付託
阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法	国民健康保険法等の一部を改正する法律案(閣法第一一号)	厚生委員会に付託	厚生委員会に付託
律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法	同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。	同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に送付した。	同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に送付した。
律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律案	同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に送付した。	同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に送付した。

地方税法の一部を改正する法律案

同日衆議院から、本院の送付した次の内閣提出案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。

緊急失業対策法を廃止する法律案

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員就正敏君提出防衛庁・自衛隊における秘密に関する再質問に対する答弁書

同日内閣から、左記の者を原子力委員会委員に任命したいので、原子力委員会及び原子力安全委員会設置法第五条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

(四月十四日任期満了の大山彰の後任)

藤家 洋一

同日内閣から、左記の者を原子力安全委員会委員に任命したいので、原子力委員会及び原子力安全委員会設置法第二十二条及び第五条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

(四月十四日任期満了の林政義の後任)

依田 直

同日内閣から、左記の者を原子力安全委員会委員に任命したいので、原子力委員会及び原子力安全委員会設置法第二十二条及び第五条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

(五月一一日任期満了の中田修の後任)

新井 明律

同日内閣から、左記の者を中央更生保護審査会委員に任命したいので、警察法第七条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

員に任命したいので、犯罪者予防更生法第五条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

員に任命したいので、犯罪者予防更生法第五条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

員に任命したいので、犯罪者予防更生法第五条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

(四月一日任期満了の中田修の後任)

宇野 昌人

同日内閣から、左記の者を漁港審議会委員に任命したいので、漁港法第九条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

同日内閣から、左記の者を漁港審議会委員に任命したいので、漁港法第九条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

(一月五日死亡の松井規矩雄の後任)

米倉 智

同日本院は、原子力委員会委員に藤家洋一君及び依田直君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、原子力委員会委員に青木芳朗君及び都甲泰正君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、原子力安全委員会委員に青木芳朗君及び都甲泰正君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

地方税法の一部を改正する法律

同日衆議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

緊急失業対策法を廃止する法律

同日衆議院議長から、左記のとおり異動ががあったのでその政府委員としての資格を失った旨の通知書を受領した。

同日内閣総理大臣から議長宛、左記のとおり異動ががあったのでその政府委員としての資格を失った旨の通知書を受領した。

農林水産委員会

辞任 林 紀子君 市川 正一君

補欠

辞任 市川 正一君

商工委員会

辞任 鹿熊 安正君 小野 清子君

高崎 裕子君 聽講 弘君

通信委員会

辞任 野末 陳平君 中村 銳一君

労働委員会

辞任 小野 清子君 鹿熊 安正君

辯任 野末 陳平君 中村 銳一君

辯任 小野 清子君 鹿熊 安正君

辯任 大河原太一郎君 利定君

辯任 田辺 哲夫君 清水 達雄君

辯任 青木 薫次君 上山 和人君

辯任 高崎 裕子君 田辺 哲夫君

辯任 清水 達雄君 野末 陳平君

辯任 青木 薫次君 上山 和人君

辯任 利定君 大河原太一郎君

辯任 田辺 哲夫君 清水 達雄君

辯任 青木 薫次君 泉 信也君

辯任 釣宮 磐君 泉 信也君

科学技術特別委員会

辯任 林 紀子君 市川 正一君

補欠

辯任 市川 正一君

農林水産委員会

辯任 林 紀子君 市川 正一君

高崎 裕子君 聽講 弘君

通信委員会

辯任 野末 陳平君 中村 銳一君

労働委員会

辯任 小野 清子君 鹿熊 安正君

辯任 野末 陳平君 中村 銳一君

辯任 大河原太一郎君 利定君

辯任 田辺 哲夫君 清水 達雄君

辯任 青木 薫次君 上山 和人君

辯任 高崎 裕子君 田辺 哲夫君

辯任 清水 達雄君 野末 陳平君

辯任 青木 薫次君 上山 和人君

辯任 利定君 大河原太一郎君

辯任 田辺 哲夫君 清水 達雄君

辯任 青木 薫次君 泉 信也君

辯任 釣宮 磐君 泉 信也君

官報(号外)

環境特別委員

辞任

補欠

河本 三郎君

野間 起君

鈴木 栄治君

須藤良太郎君

災害対策特別委員

辞任

泉 信也君

釣宮 磐君

同日次の質問主意書を内閣に転送した。

戦域ミサイル防衛構想に関する質問主意書(観

正敏君提出)

同日議長は、二月二十八日逝去された元副議長加瀬完君に対し次の弔詞をささげた。

参議院はわが国民主政治発展のため力を尽くされ

れさきに参議院副議長として憲政の発揚につとめ特に院議をもって永年の功勞を表彰せられま

した元議員加瀬完君の長逝に対しつつしんで哀悼の意を表しうやうやしく弔詞をささげます

同日内閣総理大臣から議長宛、同日特許庁長官高島章君の第百三十二回国会政府委員を免じた旨の通知書を受領した。

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあった次の者を、第百三十二回国会政府委員に任命することを承認した。

同日内閣総理大臣から議長宛、特許庁長官事務代理森本修君(同日議長承認)を、第百三十二回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。昨二十八日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

高崎 裕子君

補欠

藤濤 弘君

外務委員

辞任

補欠

成瀬 守重君

佐々木 滉君

大蔵委員

田辺 哲夫君

清水 達雄君

厚生委員

佐々木 滉君

寺澤 芳男君

木庭健太郎君

農林水産委員

成瀬 守重君

岩崎 純三君

橋崎 泰昌君

運輸委員

市川 正一君

林 紀子君

大河原太一郎君

商工委員

市川 正一君

林 紀子君

岡 利定君

議院運営委員

橋崎 泰昌君

岩崎 純三君

書

予算委員

辞任

補欠

岩崎 純三君

橋崎 泰昌君

大河原太一郎君

木庭健太郎君

厚生委員

成瀬 守重君

寺澤 芳男君

木庭健太郎君

農林水産委員

市川 正一君

林 紀子君

大河原太一郎君

運輸委員

市川 正一君

林 紀子君

岡 利定君

議院運営委員

橋崎 泰昌君

岩崎 純三君

書

法第一一號(審査報告書)

放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件(閣承認第一号)審査報告書

同日内閣から地方財政法第三十条の二の規定に基づく地方財政の状況の報告を受領した。

参議院議員正敏君提出自衛隊の米軍に対する液体燃料の貸付けに関する再質問に対する答弁

同日内閣から、地方財政法第三十条の二の規定に基づく地方財政の状況の報告を受領した。

同日内閣から次の答弁書を受領した。

同日内閣から、地方財政法第三十条の二の規定に基づく地方財政の状況の報告を受領した。

官 報 (号 外)

第明治二
十五年三月三十日
便物
總一

平成七年三月二十九日 参議院会議録第十五号(その一)

官報 号外 平成七年三月二十九日

○ 第百三十二回 参議院会議録第十五号(その一)

〔本号(その一)参照〕

審査報告書

千九百九十四年の国際熱帯木材協定の締結について承認を求める件

右は全会一致をもって承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成七年三月二十八日

外務委員長 田村 秀昭
参議院議長 原 文兵衛殿

千九百九十四年の国際熱帯木材協定の締結について承認を求める件
千九百九十四年の国際熱帯木材協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

一、委員会の決定の理由

この協定は、千九八十三年の国際熱帯木材協定に代わるものであつて、熱帯木材貿易を発展させることを主たる目的とするものであり、我が国がこの協定を締結することは、熱帯木材の安定的な輸入の確保に資すること、開発途上にある熱帯木材生産国の経済発展に貢献すること、熱帯林の保全に寄与すること等の見地から有意義であると考えられるので、妥当な措置と認められる。

二、費用

平成七年度一般会計予算(外務省所管)に、国際熱帯木材機関分担金として、八千五百六十九万九千円が計上されている。

平成七年三月二十九日 参議院会議録第十五号(その一) 千九百九十四年の国際熱帯木材協定の締結について承認を求める件

環境開発会議で千九百九十二年六月に採択された

森林の経営、保全及び持続可能な開発に関する世界的なコンセンサスのための法的拘束力のない権威のある原則声明並びにアジア・オセania二十一年の関連する章、気候変動に関する国際連合枠組条約並びに生物の多様性に関する条約を想起し、

木材生産林を有する諸国との経済に対する木材の、重要性を認め、

更に、すべての種類の木材生産林の経営、保全及び持続可能な開発のための法的拘束力のない権威のないコンセンサスのための法的拘束力のない権威のある原則声明の原則1(a)を認め、千九百九十四年の国際熱帯木材協定(以下「この協定」という。)の目的は、次

のとおりとする。

(a) 世界の木材経済に関するすべての側面について、すべての加盟国間の協議、国際協力及び政策立案のための効果的な枠組みを提供すること。

(b) 非差別的な木材貿易慣行を促進するための協議の場を提供すること。

(c) 持続可能な開発の過程に寄与すること。

(d) 热帯木材及び熱帯木材製品の輸出を専ら持続可能であるように経営されている供給源からのものについて行うことを二千年までに達成するという約束(以下「この約束」といふ)に留意し、また、すべての種類の森林の経営、保全及び持続可能な開発に関する世界的なコンセンサスのための法的拘束力のない権威のある原則声明の原則10(開発途上国が、特に造林を通じて並びに森林減少並びに森林及び土地の劣化への対処を通じて、自国の森林を持続可能であるよう経営し、保全し及び開発することができるようするために、新規のかつ追加的な資金が開発途上国に供与されるべきであるとするもの)を認め、

(e) 国際市場の構造の改善により、持続可能な供給源からの熱帯木材の国際貿易の拡大及び多様化を促進すること。このため、長期的に消費が増大し及び供給が継続するよう考慮するものとし、また、価格が持続可能な森林経営の費用を反映し及び加盟国にとって採算がとれ、かつ、公平なものであるよう、並びに市場への進出の機会が改善されるよう考慮する。

(f) 森林経営及び木材利用の効率を改善するため並びに木材生産熱帯林における木材生産以外の森林の価値を保全し及び高める能力を増大するため、研究及び開発を促進し及び支援するこ

(g) この協定の目的を達成するための加盟生産国(熱帯木材の国際貿易を専ら持続可能であるよううに經營されている供給源からのものについて行うようにするための戦略を含む)を認め、千九百八十三年の国際熱帯木材協定を想起し、また、国際熱帯木材機関の設立以来の活動及び成果(熱帯木材の国際貿易を専ら持続可能であるよううに經營されている供給源からのものについて行うようにするための戦略を含む)を認め、千九百九十四年一月二十一日に行つた声明(自國の森林の持続可能な経営を維持し又は二千年までに達成することを約束するもの)に留意し、

枠組みを強化することを希望して、次のとおり協定した。

第一章 目的

第一条 目的

平成七年三月二十九日 参議院会議録第十五号(その二) 千九百九十四年の国際熱帯木材協定の締結について承認を求めるの件

な資金及び専門的知識の供与のための制度を発展させ、並びにその制度に寄与すること。

(h) 國際木材市場のより一層の透明性を確保するため市場情報を改善することと(貿易されている樹種に関する資料その他の貿易に関連する資料の収集、取りまとめ及び配布を含む)。

(i) 加盟生産国の工業化を促進するため、また、それにより当該加盟生産国の雇用の機会及び輸出収入を増加させるため、当該加盟生産国における持続可能な供給源からの熱帯木材の後の段階の加工を促進すること。

(j) 森林資源に依存する地域社会に十分な考慮を払いつつ、産業用熱帯木材に係る造林及び森林経営活動並びに劣化した林地の復旧を支援し及び発展させるよう加盟国を奨励すること。

(k) 持続可能であるように經營されている供給源からの熱帯木材輸出品の販売及び流通を改善すること。

(l) 热帯木材貿易との関係において、木材生産林及びその遺伝資源の持続可能な利用及び保全並びに関係地域における生態学的均衡の維持を目的とした国内政策を立案するよう加盟国を奨励すること。

(m) この協定の目的を実施するための技術の取得の機会の提供、技術移転及び技術協力(これらを含む)を促進すること。

(n) 國際木材市場に関する情報の共有を奨励すること。

第二章 定義

第一条 定義

この協定の適用上

1 「熱帯木材」とは、北回帰線と南回帰線との間に位置する国において生育し又は生産される非球果類の木材であって産業用に使用するものをいい、丸太、製材、単板及び合板を含む。熱帯原産の球果類の木材をある程度含む合板も、こ

の定義に含まれる。

2 「後の段階の加工」とは、丸太を全部又はほとんど全部が熱帯木材から成る一次木材製品、半製品又は完成品に加工することをいう。

3 「加盟国」とは、この協定が暫定的に効力を有しているか確定的に効力を有しているかを問わず、この協定によって拘束されることに同意した政府又は政府間機関(第五条に規定するもの)をいう。

4 「加盟生産国」とは、熱帯森林資源を有する国若しくは数量において熱帯木材の純輸出国である国であって、付表Aに掲げられ、かつ、この協定の締約国となるもの又は熱帯森林資源を有する国若しくは数量において熱帯木材の純輸出国である国であって、同付表に掲げられていないがこの協定の締約国となり、かつ、理事会が当該国の同意を得て加盟生産国であると宣言したものをいう。

5 「加盟消費国」とは、付表Bに掲げられ、かつ、この協定の締約国となる国又は同付表に掲げられないないがこの協定の締約国となり、かつ、理事会が当該国の同意を得て加盟消費国であると宣言したこと。

6 「機関」とは、次条の規定により設立される国際熱帯木材機関をいう。

7 「理事会」とは、第六条の規定により設置された国際熱帯木材機関の本部及び構成員による組織である。

8 「特別多數票」とは、出席しかつ投票する加盟生産国の投する票の三分の二以上の票及び出席しかつ投票する加盟消費國の投する票の六十分の一をいう。ただし、出席しかつ投票する加盟生産国及び加盟消費國のそれぞれ半数以上がこれららの数の票を投する場合に限る。

9 「単純多數票」とは、出席しかつ投票する加盟生産国の投する票の過半数の票及び出席しかつ投票する加盟消費國の投する票の過半数の票をいう。

10 「会計年度」とは、一月一日から十二月三十一日までの期間をいう。

11 「自由利用可能通貨」とは、ドイツ・マルク、フランス・フラン、日本円、スターリング・ポンド、合衆国ドルその他国際取引上の支払を行ったために広範に使用され、かつ、主要な為替

市場において広範に取引されている通貨として、能力を有する国際通貨機関が隨時指定する通貨をいう。

第三章 組織及び運営

第三条 國際熱帯木材機関の本部及び構成員

1 千九百八十三年の国際熱帯木材協定によつて設立された国際熱帯木材機関は、この協定を運用し、かつ、この協定の実施を監視するため、存続する。

2 機関は、第六条の規定により設置される理事会、第二十六条に規定する委員会その他の補助機関並びに事務局長及び職員によってその機能を営む。

3 機関の本部は、理事会が特別多數票による議決で別段の決定を行わない限り、横浜に置く。

4 機関の本部は、常に、加盟国の領域に置く。

5 第四条 機関の加盟国

6 機関の加盟国は、次のとおりとする。

7 「理事会」とは、第六条の規定により設置された国際熱帯木材理事会をいう。

8 「特別多數票」とは、出席しかつ投票する加盟生産国の投する票の三分の二以上の票及び出席しかつ投票する加盟消費國の投する票の六十分の一をいう。

9 「単純多數票」とは、出席しかつ投票する加盟生産国の投する票の過半数の票及び出席しかつ投票する加盟消費國の投する票の過半数の票をいう。

て表決が行われる場合には、第十条の規定により当該政府間機関の構成国に配分される票の合計に等しい数の票を投する。この場合には、当該政府間機関の構成国は、各自の投票権を行使することができない。

第四章 國際熱帯木材理事会

第五条 國際熱帯木材理事会の構成

1 機関の最高機関は、国際熱帯木材理事会とし、理事会は、機関のすべての加盟国で構成する。

2 加盟国は、理事会において一人の代表により代表されるものとし、また、理事会の会期に出席する代表代理及び顧問を指名することができる。

3 代表代理は、代表が不在である間又は特別な場合において、代表に代わって行動し及び投票する権限を与えられる。

4 第七条 理事会の権限及び任務

1 理事会は、この協定の実施のために必要なすべての権限を行使し、及びその実施のために必要なすべての任務を遂行し又はこれらの任務の遂行のための措置をとる。

2 理事会は、特別多數票による議決で、この協定の実施のために必要な、かつ、この協定に適合するような規則(理事会の手続規則並びに機関の会計に関する規則及び職員に関する規則を含む)を採択する。会計に関する規則は、特に運営勘定、特別勘定及びバリ・パートナーシップ基金の資金の収入及び支出を規律する。

3 理事会は、その手続規則において、会合するところなく特定の問題について決定を行うための手続きを定めることができる。

4 第八条 理事会の議長及び副議長

1 理事会は、各暦年につき、議長及び副議長各一人を選出する。議長及び副議長は、機関から報酬を受けない。

2 1の政府間機関は、その権限内の事項に關し

2 議長及び副議長のいずれか一方は加盟生産国の代表のうちから選出される。これらの職は、両区分の加盟国に毎年交互に振り当てる。ただし、例外的な事態において、理事会が特別多數票による議決で決定する場合には、議長若しくは副議長又は双方の再選を妨げるものではない。	
3 議長が一時に欠けた場合には、副議長が議長の職を代行する。議長及び副議長の双方が一時に欠けた場合は議長及び副議長の一方若しくは双方がその任期を残して欠けた場合には、理事会は、場合に応じて、加盟生産国又は加盟消費國の区分のうち該当する区分に属する加盟国の代表のうちから、一時的に又は前任者の任期の残余の期間その職を行う新規の役員を選出することができる。	
1 理事会は、原則として、少なくとも年一回、通常会期を開催する。	2 理事会は、その決定するときは次のいずれかによる要請があるときは、特別会期を開催する。
(a) 事務局長、理事会の議長の同意を得て要請する場合	(b) 過半数の加盟生産国又は過半数の加盟消費國五百票以上の票を有する加盟国
3 会期は、理事会が特別多數票による議決で別段の決定を行わない限り、機関の本部において開催する。加盟国の招請により理事会が機関の本部以外の場所において会合する場合には、当該加盟国は、本部以外の場所で会議を開催することにより生ずる追加の費用を負担する。	4 会期の通知及び会期における議題は、少なくとも六週前に事務局長が加盟国に送付する。ただし、緊急の場合には、通知は、少なくとも七日前に送付する。
5 機関の加盟国に変動がある場合又は加	6 理事会は、各会計年度の第一回会期の開始時に、この条に定めるところにより当該会計年度について票を配分する。配分は、7に定める場合を除くほか、当該会計年度の残余の期間効力を有する。
7 機関の加盟国	8 票数は、一未満の端数を伴ってはならない。
2 加盟生産国の票は、次のとおり配分する。 (a) 四百票は、アフリカ、アジア、太平洋及びラテン・アメリカの三生産地域の間で平等に配分する。このようにしてこれらの各地域に配分した票は、当該地域の加盟生産国との間で平等に配分する。	
(b) 三百票は、加盟生産国間で、すべての加盟生産国が熱帯森林資源の総計に対する各加盟生産国に熱帯木材の割合に従って配分する。	
(c) 三百票は、加盟生産国間で、確定的な数字を入手することのできる最近の三年間の各加盟生産国に熱帯木材の純輸出額の平均に比例して配分する。	
3 2の規定にかかわらず、2に定める計算によりアフリカ地域の加盟生産国に割り当てられるすべての票は、アフリカ地域のすべての加盟生産国間で平等に配分する。残余の票がある場合には、当該残余の各票は、次のとおりアフリカ地域の加盟生産国に配分する。まず、2に定める計算により最大の票数が割り当てられる加盟生産国に配分し、次に、一番目に多い票数が割り当てられる加盟生産国に配分する。残余の票の配分は、このようにして、すべての残余の票が配分されるまで行われる。	
4 2(b)の規定による票の配分の計算上、「熱帯森林資源」とは、国際連合食糧農業機関(F.A.O.)が定義する生産可能な閉鎖広葉樹林をいう。	
5 加盟消費國の票は、次のとおり配分する。各加盟消費國は、十の基本票を有する。残余の票は、加盟消費國の間で、票の配分が行われる暦年の四年前の年以降の三年間ににおける各加盟消費國の熱帶木材の純輸入量の平均に比例して配分する。	
6 理事会は、各会計年度の第一回会期の開始時に、この条に定めるところにより当該会計年度について票を配分する。配分は、7に定める場合を除くほか、当該会計年度の残余の期間効力を有する。	
7 機関の加盟国	
1 加盟生産国及び加盟消費國は、それぞれ總体として、千票ずつを有する。	8 票数は、一未満の端数を伴ってはならない。
第十一条 理事会の投票手続	
1 加盟国は、自國の有するすべての票を投する権利を有するが、投票に当たって票を分割してはならない。もつとも、2の規定により委託された票については、加盟国は、自國の有する票と別個に投することができる。	
2 加盟生産国は他の加盟生産国に対し、また、加盟消費國は他の加盟消費國に対し、理事会の議長に対する書面による通告により、理事会の会合において自國の利益を代表し及び自國の票を投することを自國の責任において委託することができる。	
3 加盟国は、棄権したときは、投票しなかったものとみなされる。	
第十二条 理事会の決定及び勧告	
1 理事会は、コンセンサス方式によりすべての決定及び勧告を行うよう努める。理事会は、コンセンサスに達することができない場合には、この協定が特別多數票による議決で行うことを見定めている場合を除くほか、単純多数票による議決で、すべての決定及び勧告を行う。	
2 加盟国の票が前条2の規定により理事会の会合において投じられた場合には、当該加盟国は、1の規定の適用上、出席しかつ投票したものがみなされる。	
第十三条 理事会の定期会合	
1 理事会のいかなる会合においても、第四条に規定する各区分の加盟国過半数であつて各区分において総票数の三分の二以上を有するものが出席していなければならない。	
2 理事会の会合の日として予定された日及び翌日において1に定める定期会合が得られない	
第十四条 他の機関との協力及び調整	
1 理事会は、適当な場合には、国際連合及びその諸機関(例えは、国際連合貿易開発会議(UNCTAD)及び持続可能な開発に関する委員会(CSTD))、政府間機関(例えは、関税及び貿易に関する一般協定(GATT)及び絶滅のおそれのある野生動物の種の国際取引に関する条約(CITES)並びに非政府機関との協議及び協力のための措置をとる。	
2 機関は、この協定の目的を達成するための努力の重複を避けるため、並びに既存の政府間機関、政府機関又は非政府機関の活動の補完性及び効率を高めるため、可能な最大限度まで、これらの機関の便宜、役務及び専門的知識を利用する。	
3 第十一条2の規定に基づいて代表されている加盟国は、出席しているものとみなされる。	
第十五条 オブザーバーの参加	
1 理事会は、機関の活動に関心を有する非加盟国又は前条、第二十条若しくは第二十九条に規定する諸機関に対し、理事会の会合にオブザーバーとして出席するよう招請することができる。	
第十六条 事務局長及び職員	
1 理事会は、特別多數票による議決で、事務局長を任命する。	
2 事務局長の任用の条件は、理事会が定める。	
3 事務局長は、機関の首席の管理職員であるものとし、理事会の決定に従つてこの協定を運用し及び実施することにつき、理事会に対して責任を負う。	
4 事務局長は、理事会の定める規則に従つて職員を任命する。理事会は、特別多數票による議決で、事務局長が任命することができる行政職員及び専門職員の数を決定する。その数の変更は、特別多數票による議決で、理事会が決定す	

平成七年三月二十九日 参議院会議録第十五号(その一) 千九百九十四年の国際熱帯木材協定の締結について承認を求めるの件

る。職員は、事務局長に対して責任を負う。

5 事務局長及び職員は、木材産業、木材の取引その他木材に関する商業活動につきいかなる金銭上の利害関係も有してはならない。

6 事務局長及び職員は、その任務の遂行に当たって、いかなる加盟国からも又は機関外のいかなる当局からも指示を求める又は受けてはならない。

7 事務局長及び職員は、理事会に対して最終的に責任を負う国際公務員としての立場を著しく損なうおそれのあるいかなる行動も慎まなければならない。加盟国は、事務局長及び職員の責任の専ら国際的な性質を尊重するものとし、これらの者が責任を果たすに当たってこれらの者を左右しようとしてはならない。

第五章 特権及び免除

第十七条 特権及び免除

1 機関は、法人格を有する。機関は、特に、契約を締結し、動産及び不動産を取得し及び処分し並びに訴え提起する能力を有する。

2 機関並びに機関の事務局長、職員及び専門家並びに日本国政府の領域に在する加盟国の代表的地位、特権及び免除については、千九百八十八年二月二十七日に東京で署名された日本国政府と国際熱帯木材機関との間の本部協定が、この協定の適正な実施のために当該本部協定の改正が必要である場合にはその改正を経て、引き続

き適用される。

3 機関は、理事会の承認の下に、この協定の機能が適正に営まれるために必要な能力、特権及び免除に関する取扱い他の国との間で締結することができる。

4 機関の本部が他の加盟国に移転する場合にできる限り速やかに、本部協定を機関との間で締結する。機関は、その協定が締結されるまでの間、機関がその被用者に支払う報酬及び機関の資産、収入その他の財産に対する課税を新たな接受政府の国の法令の範囲内で免除するよう

当該新たな接受政府に要請する。

5 本部協定は、この協定とは別個のものとする。もともと、本部協定は、次のいずれかの場合終了する。

(a) 接受政府と機関との間で合意する場合
(b) 機関の本部が接受政府の國から移転する場合に終了する。

国際熱帯木材協定の締結について承認を求めるの件

又はこれによって生ずる票の再配分を考慮することなく算定する。

5 この協定の効力発生の後に機関に加盟する加盟国最初の分担金の額は、当該加盟国が有することとなる票数及びその加盟時ににおける会計年度の残余の期間を基礎として、理事会が決定する。この場合において、当該会計年度分の他の加盟国が6の規定により分担金の支払の義務の分担金の額は、変更しない。

6 運営予算に係る分担金の支払の義務は、各会計年度の初日に生ずる。いずれかの会計年度中に機関に加盟した加盟国が当該会計年度に係る分担金の支払の義務は、加盟国となつた日に生ずる。

7 加盟国が6の規定により分担金の支払の義務の生ずる日の後四箇月以内に運営予算に係る分担金の額を支払っていない場合には、事務局長は、当該加盟国に対しできる限り速やかにそれを支払うよう要請する。事務局長の要請の後二箇月以内に当該加盟国がその分担金を支払っていない場合には、当該加盟国は、支払うことのできない理由の説明を要請される。分担金の支払の義務の生ずる日から七箇月を経過した時においても当該加盟国がなお分担金を支払っていない場合には、当該加盟国は、投票権は、理事ができない場合に、当該加盟国が投票権は、理事が特別多數票による議決で別段の決定を行わない限り、分担金の全額が支払われる時まで停止される。他方、加盟国が6の規定により運営予算に係る分担金の支払の義務の生ずる日の後四箇月以内に運営予算に係る分担金の全額を支払う場合において、理事会が機関の会計に関する規則において割引を定めているときは、当該加盟国の分担金は、当該割引を受ける。

8 加盟国は、7の規定により権利を停止された場合においても、引き続き、分担金を支払う責任を負う。

9 特別勘定の資金は、承認された準備事業又は事業にのみ使用する。

10 特別勘定に係る特定の準備事業又は事業に対する賃料は、当該特定の準備事業又は事業に係るすべての費用(コンサルタント及び専門家に対する報酬及び旅費を含む)は、同勘定から支弁する。

11 加盟国が事業の資金調達のための借り入れに係るすべての義務及び責任を任意に負う場合は、理事会は、適当なときは、特別多數票によることのない議決で、当該事業を支援するための条件を定める。

12 特別勘定に係る特定の準備事業又は事業に対する賃料は、当該特定の準備事業又は事業に係るすべての費用(コンサルタント及び専門家に対する報酬及び旅費を含む)は、同勘定から支弁する。

13 特別勘定の資金は、承認された準備事業又は事業にのみ使用する。

14 特別勘定に係る特定の準備事業又は事業に対する賃料は、当該特定の準備事業又は事業に係るすべての費用(コンサルタント及び専門家に対する報酬及び旅費を含む)は、同勘定から支弁する。

15 特別勘定の資金は、承認された準備事業又は事業にのみ使用する。

16 特別勘定に係る特定の準備事業又は事業に対する賃料は、当該特定の準備事業又は事業に係るすべての費用(コンサルタント及び専門家に対する報酬及び旅費を含む)は、同勘定から支弁する。

17 特別勘定の資金は、承認された準備事業又は事業にのみ使用する。

18 特別勘定に係る特定の準備事業又は事業に対する賃料は、当該特定の準備事業又は事業に係るすべての費用(コンサルタント及び専門家に対する報酬及び旅費を含む)は、同勘定から支弁する。

19 特別勘定の資金は、承認された準備事業又は事業にのみ使用する。

20 特別勘定に係る特定の準備事業又は事業に対する賃料は、当該特定の準備事業又は事業に係るすべての費用(コンサルタント及び専門家に対する報酬及び旅費を含む)は、同勘定から支弁する。

21 特別勘定の資金は、承認された準備事業又は事業にのみ使用する。

22 特別勘定に係る特定の準備事業又は事業に対する賃料は、当該特定の準備事業又は事業に係るすべての費用(コンサルタント及び専門家に対する報酬及び旅費を含む)は、同勘定から支弁する。

23 特別勘定の資金は、承認された準備事業又は事業にのみ使用する。

24 特別勘定に係る特定の準備事業又は事業に対する賃料は、当該特定の準備事業又は事業に係るすべての費用(コンサルタント及び専門家に対する報酬及び旅費を含む)は、同勘定から支弁する。

25 特別勘定の資金は、承認された準備事業又は事業にのみ使用する。

26 特別勘定に係る特定の準備事業又は事業に対する賃料は、当該特定の準備事業又は事業に係るすべての費用(コンサルタント及び専門家に対する報酬及び旅費を含む)は、同勘定から支弁する。

27 特別勘定の資金は、承認された準備事業又は事業にのみ使用する。

28 特別勘定に係る特定の準備事業又は事業に対する賃料は、当該特定の準備事業又は事業に係るすべての費用(コンサルタント及び専門家に対する報酬及び旅費を含む)は、同勘定から支弁する。

29 特別勘定の資金は、承認された準備事業又は事業にのみ使用する。

30 特別勘定に係る特定の準備事業又は事業に対する賃料は、当該特定の準備事業又は事業に係るすべての費用(コンサルタント及び専門家に対する報酬及び旅費を含む)は、同勘定から支弁する。

31 特別勘定の資金は、承認された準備事業又は事業にのみ使用する。

32 特別勘定に係る特定の準備事業又は事業に対する賃料は、当該特定の準備事業又は事業に係るすべての費用(コンサルタント及び専門家に対する報酬及び旅費を含む)は、同勘定から支弁する。

33 特別勘定の資金は、承認された準備事業又は事業にのみ使用する。

34 特別勘定に係る特定の準備事業又は事業に対する賃料は、当該特定の準備事業又は事業に係るすべての費用(コンサルタント及び専門家に対する報酬及び旅費を含む)は、同勘定から支弁する。

1 特別勘定の下に、次の二の勘定を置く。	(a) 準備事業勘定
2 特別勘定のための資金は、次のものから調達することができる。	(b) 一次産品のための共通基金
3 地域金融機関及び国際金融機関	(b) 任意拠出
4 分担金の額の決定する。	(c) 分担金の額の決定する。
5 本部協定は、この協定とは別個のものとする。もともと、本部協定は、次のいずれかの場合に終了する。	(a) 接受政府と機関との間で合意する場合
6 この協定の効力発生の後に機関に加盟する加盟国最初の分担金の額は、当該加盟国が有することとなる票数及びその加盟時ににおける会計年度の残余の期間を基礎として、理事会が決定する。この場合において、当該会計年度分の他の加盟国が6の規定により分担金の額は、変更しない。	(b) 機関の本部が接受政府の國から移転する場合に終了する。
7 加盟国が存在しなくなる場合	(c) 機関が存在しなくなる場合
8 加盟国が6の規定により分担金の支払の義務の分担金の額は、変更しない。	(d) 加盟国が6の規定により分担金の支払の義務の分担金の額は、変更しない。
9 特別勘定の資金は、承認された準備事業又は事業にのみ使用する。	(e) 特別勘定の資金は、承認された準備事業又は事業にのみ使用する。
10 特別勘定に係る特定の準備事業又は事業に対する賃料は、当該特定の準備事業又は事業に係るすべての費用(コンサルタント及び専門家に対する報酬及び旅費を含む)は、同勘定から支弁する。	(f) 特別勘定に係る特定の準備事業又は事業に対する賃料は、当該特定の準備事業又は事業に係るすべての費用(コンサルタント及び専門家に対する報酬及び旅費を含む)は、同勘定から支弁する。
11 特別勘定の資金は、承認された準備事業又は事業にのみ使用する。	(g) 特別勘定の資金は、承認された準備事業又は事業にのみ使用する。
12 特別勘定に係る特定の準備事業又は事業に対する賃料は、当該特定の準備事業又は事業に係るすべての費用(コンサルタント及び専門家に対する報酬及び旅費を含む)は、同勘定から支弁する。	(h) 特別勘定に係る特定の準備事業又は事業に対する賃料は、当該特定の準備事業又は事業に係るすべての費用(コンサルタント及び専門家に対する報酬及び旅費を含む)は、同勘定から支弁する。
13 特別勘定の資金は、承認された準備事業又は事業にのみ使用する。	(i) 特別勘定の資金は、承認された準備事業又は事業にのみ使用する。
14 特別勘定に係る特定の準備事業又は事業に対する賃料は、当該特定の準備事業又は事業に係るすべての費用(コンサルタント及び専門家に対する報酬及び旅費を含む)は、同勘定から支弁する。	(j) 特別勘定に係る特定の準備事業又は事業に対する賃料は、当該特定の準備事業又は事業に係るすべての費用(コンサルタント及び専門家に対する報酬及び旅費を含む)は、同勘定から支弁する。
15 特別勘定の資金は、承認された準備事業又は事業にのみ使用する。	(k) 特別勘定の資金は、承認された準備事業又は事業にのみ使用する。
16 特別勘定に係る特定の準備事業又は事業に対する賃料は、当該特定の準備事業又は事業に係るすべての費用(コンサルタント及び専門家に対する報酬及び旅費を含む)は、同勘定から支弁する。	(l) 特別勘定に係る特定の準備事業又は事業に対する賃料は、当該特定の準備事業又は事業に係るすべての費用(コンサルタント及び専門家に対する報酬及び旅費を含む)は、同勘定から支弁する。
17 特別勘定の資金は、承認された準備事業又は事業にのみ使用する。	(m) 特別勘定の資金は、承認された準備事業又は事業にのみ使用する。
18 特別勘定に係る特定の準備事業又は事業に対する賃料は、当該特定の準備事業又は事業に係るすべての費用(コンサルタント及び専門家に対する報酬及び旅費を含む)は、同勘定から支弁する。	(n) 特別勘定に係る特定の準備事業又は事業に対する賃料は、当該特定の準備事業又は事業に係るすべての費用(コンサルタント及び専門家に対する報酬及び旅費を含む)は、同勘定から支弁する。
19 特別勘定の資金は、承認された準備事業又は事業にのみ使用する。	(o) 特別勘定の資金は、承認された準備事業又は事業にのみ使用する。
20 特別勘定に係る特定の準備事業又は事業に対する賃料は、当該特定の準備事業又は事業に係るすべての費用(コンサルタント及び専門家に対する報酬及び旅費を含む)は、同勘定から支弁する。	(p) 特別勘定に係る特定の準備事業又は事業に対する賃料は、当該特定の準備事業又は事業に係るすべての費用(コンサルタント及び専門家に対する報酬及び旅費を含む)は、同勘定から支弁する。
21 特別勘定の資金は、承認された準備事業又は事業にのみ使用する。	(q) 特別勘定の資金は、承認された準備事業又は事業にのみ使用する。
22 特別勘定に係る特定の準備事業又は事業に対する賃料は、当該特定の準備事業又は事業に係るすべての費用(コンサルタント及び専門家に対する報酬及び旅費を含む)は、同勘定から支弁する。	(r) 特別勘定に係る特定の準備事業又は事業に対する賃料は、当該特定の準備事業又は事業に係るすべての費用(コンサルタント及び専門家に対する報酬及び旅費を含む)は、同勘定から支弁する。
23 特別勘定の資金は、承認された準備事業又は事業にのみ使用する。	(s) 特別勘定の資金は、承認された準備事業又は事業にのみ使用する。
24 特別勘定に係る特定の準備事業又は事業に対する賃料は、当該特定の準備事業又は事業に係るすべての費用(コンサルタント及び専門家に対する報酬及び旅費を含む)は、同勘定から支弁する。	(t) 特別勘定に係る特定の準備事業又は事業に対する賃料は、当該特定の準備事業又は事業に係るすべての費用(コンサルタント及び専門家に対する報酬及び旅費を含む)は、同勘定から支弁する。
25 特別勘定の資金は、承認された準備事業又は事業にのみ使用する。	(u) 特別勘定の資金は、承認された準備事業又は事業にのみ使用する。
26 特別勘定に係る特定の準備事業又は事業に対する賃料は、当該特定の準備事業又は事業に係るすべての費用(コンサルタント及び専門家に対する報酬及び旅費を含む)は、同勘定から支弁する。	(v) 特別勘定に係る特定の準備事業又は事業に対する賃料は、当該特定の準備事業又は事業に係るすべての費用(コンサルタント及び専門家に対する報酬及び旅費を含む)は、同勘定から支弁する。
27 特別勘定の資金は、承認された準備事業又は事業にのみ使用する。	(w) 特別勘定の資金は、承認された準備事業又は事業にのみ使用する。
28 特別勘定に係る特定の準備事業又は事業に対する賃料は、当該特定の準備事業又は事業に係るすべての費用(コンサルタント及び専門家に対する報酬及び旅費を含む)は、同勘定から支弁する。	(x) 特別勘定に係る特定の準備事業又は事業に対する賃料は、当該特定の準備事業又は事業に係るすべての費用(コンサルタント及び専門家に対する報酬及び旅費を含む)は、同勘定から支弁する。
29 特別勘定の資金は、承認された準備事業又は事業にのみ使用する。	(y) 特別勘定の資金は、承認された準備事業又は事業にのみ使用する。
30 特別勘定に係る特定の準備事業又は事業に対する賃料は、当該特定の準備事業又は事業に係るすべての費用(コンサルタント及び専門家に対する報酬及び旅費を含む)は、同勘定から支弁する。	(z) 特別勘定に係る特定の準備事業又は事業に対する賃料は、当該特定の準備事業又は事業に係るすべての費用(コンサルタント及び専門家に対する報酬及び旅費を含む)は、同勘定から支弁する。

8	いずれの加盟国も、事業に関する他の加盟国又は主体による借り入れ又は貸付けから生ずる責任について機関の加盟国であるという理由により責任を負うものではない。
9	用途が特定されていない任意の資金が機関に提供される場合には、理事会は、当該資金を受領することができる。当該資金は、承認された準備事業及び事業のために使用することができると。
10	事務局長は、理事会の定める条件により、理事会によって承認された準備事業及び事業のための適切かつ確実な資金調達に努める。
11	特定の承認された事業のための拠出は、理事会が拠出者の同意を得て別段の決定を行わない限り、当初に拠出の対象とされた特定の事業のためにのみ使用する。機関は、事業の完了後において、当該事業のために当初提供された拠出の総計に対する各拠出者の拠出の割合に応じて残余の資金を各拠出者に返済する。ただし、拠出者が他の方法に同意する場合は、この限りでない。
12	第二十一条 バリ・パートナーシップ基金
1	第一条に定める目的を達成するために必要な投資を加盟生産国が行うことを支援するため、熱帯木材生産林の持続可能な経営のための基金を設立する。
2	基金は、次のものから成る。 (a) 援助加盟国からの拠出金 (b) 特別勘定に係る活動の結果取得した収入の五十パーセント (c) その他の資源(公私を問わない)からの資金であって、機関がその会計に関する規則に従って受け取ることのできるもの
3	基金の資金は、1にいう目的のための準備事業及び事業であって、第一十五条の規定に従って承認されたものに対しても、理事会が配分する。
4	理事会は、基金の資金の配分に当たって、次のニーズを考慮する。 (a) 热帯木材及び熱帯木材製品の輸出を専ら持続可能であるように經營されている供給源からのものについて行うこと二千年までに達成するための戦略を実施することにより自國の経済に対する林業分野の貢献が不利な影響を受ける加盟国の特別のニーズ (b) 重要な森林地域を有しており、かつ、木材生産林における保全計画を定めている加盟国
5	理事会は、基金のために利用し得る資金が十分であるかいかについて毎年検討するものとし、基金の目的を達成するために加盟生産国が必要としている追加的な資金を得るよう努める。 4(a)に規定する戦略を実施するための加盟国的能力は、資金の利用可能性により影響を受ける。
6	理事会は、基金の運用のための政策及び会計規則(この協定の終了又はその有効期間の満了の際の会計上の処理に関する規定を含むもの)を定める。
7	第二十二条 支払の形式
1	運営勘定に対する分担金は、自由利用可能通貨で支払われるものとし、外国為替上の制限を課されない。
2	特別勘定及びバリ・パートナーシップ基金に対する拠出金は、自由利用可能通貨で支払われるものとし、外國為替上の制限を課されない。
3	理事会は、また、承認された事業における必要性に応じ、特別勘定及びバリ・パートナーシップ基金に対する拠出であって拠出金以外の形態のもの(科学的及び技術的機材並びに要員の提供を含む)を受け入れることを決定することができる。
8	1の会計検査専門家が独立の立場から会計検査を行った運営勘定、特別勘定及びバリ・パートナーシップ基金の決算書は、各会計年度の終了の後できる限り速やかに、遅くとも六箇月以内に、加盟国が入手することができるようになるものとし、適当な場合には、理事会が、その後開催される最初の会期において検討し、承認する。会計検査を了した決算書及び貸借対照表の概要是、その後に公表する。
9	第七章 機関の活動
10	二十四条 機関の政策活動
11	機関は、第一条に定める目的を達成するため、経済情報及び市場情報、造林及び森林經營並びに林産業の分野において、政策活動及び事業活動を、可能な限り相互に調和させつつ、均衡のとれた形で行う。
12	第二十五条 機関の事業活動
1	加盟国は、開発途上国の一ニーズに留意して、研究及び開発、市場情報、加盟生産国における木材の後の段階の加工の促進並びに造林及び森林經營の分野における準備事業計画案及び事業計画案を理事会に提出することができる。準備事業計画案及び事業計画は、この協定の一又は二以上の目的の達成に寄与すべきである。
2	理事会は、準備事業計画案及び事業計画の承認に当たって、次の事項を考慮する。 (a) この協定の目的との関連 (b) 環境及び社会に及ぼす影響 (c) 適切な地理的均衡の維持が望ましいこと。 (d) 各開発途上生産地域の利害及び特質 (e) 1に規定する分野の間ににおける資金の平衡的な配分が望ましいこと。
3	各委員会への参加は、すべての加盟国に開放される。委員会の手続規則は、理事会が決定する。
4	1及び2に規定する委員会及び補助機関は、理事会に対して責任を負うものとし、その一般的な指揮の下に活動する。委員会及び補助機関の会合は、理事会が招集する。
5	二十七条 委員会の任務
6	理事会は、機関による資金供与を必要とする準備事業計画及び事業計画の提出、審査及び優先順位の決定のため並びにこれらの実施、監視
7	及び評価のための日程及び手続を定める。理事会は、第二十条又は第二十一条の規定に基づき、資金調達又は支援の対象となる準備事業計画及び事業計画の承認について決定を行う。
8	事務局長は、機関の資金が事業計画書に従つて使用されない場合又は不正、浪費、怠慢止することができる。事務局長は、理事会による検討のために、その後開催される最初の理事会の会期において報告を提出する。理事会は、適当な措置をとる。
9	理事会は、特別多數票による議決で、準備事業又は事業に対する支援を打ち切ることができるものとし、理事会は、特別多數票による議決で、準備事業又は事業に対する支援を打ち切ることができる。事務局長は、理事会によ

平成七年三月二十九日 参議院会議録第十五号(その二) 千九百九十四年の国際熱帯木材協定の締結について承認を求めるの件

一四

(b) 国際木材貿易の状況を把握するため理事会が決定する統計資料及び特定の指標を分析すること。

(c) 他の資料その他の関連情報(記録されている)の資料に関する情報(記録されている)に基づき、国際木材市場並びにその現状及び短期の見通しを絶えず検討すること。

(d) 热帯木材に関する適切な研究(例えば、価格、市場における弾力性、市場における代替可能性、新しい产品的販売及び国際熱帯木材市場の長期の見通しに関する研究)の必要性及び性質に関し理事会に勧告を行い、並びに理事会が委託する研究の状況を把握し及び検討すること。

(e) 木材の経済的、技術的及び統計的側面に関するその他の任務であって理事会がこの委員会に委任するものを遂行すること。

(f) 開発途上加盟国における関係統計業務を改善するため、これらの加盟国に対する技術協力を供与を支援すること。

(g) 加盟国における森林活動の発展に関して加盟国間において同等の資格で行われる協力を、特に次の分野において促進すること。

(h) 造林及び森林經營に関する委員会の任務は、次のとおりとする。

(i) 開発途上加盟国における委員会の任務は、次とおりとする。

(j) 造林及び森林經營に関する委員会の任務は、次のとおりとする。

(k) 造林及び森林經營に関する委員会の任務は、次のとおりとする。

(l) 造林及び森林經營に関する委員会の任務は、次のとおりとする。

(m) 造林及び森林經營に関する委員会の任務は、次のとおりとする。

(n) 造林及び森林經營に関する委員会の任務は、次のとおりとする。

(o) 造林及び森林經營に関する委員会の任務は、次のとおりとする。

(p) 造林及び森林經營に関する委員会の任務は、次のとおりとする。

(q) 造林及び森林經營に関する委員会の任務は、次のとおりとする。

(r) 造林及び森林經營に関する委員会の任務は、次のとおりとする。

(s) 造林及び森林經營に関する委員会の任務は、次のとおりとする。

(t) 造林及び森林經營に関する委員会の任務は、次のとおりとする。

き造林、林地の復旧及び森林經營の分野における適切可能な計画及び措置を確定し及び検討すること。

林經營の分野における知識の移転を容易にするうこと。

これらの活動を、造林及び森林經營の分野における協力のため、権限のある機関(例えば、国際連合食糧農業機関(FAO)、国際連合環境計画(UNEP)及び地域開発銀行)の主催の下に進められている関連する活動と調整しつつ調和させること。

林産業に関する委員会の任務は、次のとおりとする。

(a) 理事会に対し準備事業及び事業について報告すること。

(b) 準備事業及び事業の効率的な審査、監視及び評価を確保することにつき責任を負うこと。

(c) すべての加盟国の利益のため、できる限り広範に事業の結果を収集しつつ配布するための措置をとること。

(d) 政策の構想を立案し、及びその構想を理事会に対して提出すること。

(e) 事業活動及び政策活動の結果を常に検討し、並びに機関の将来の計画につき理事会に對して勧告すること。

(f) 機関の行動計画に定める計画立案及び事業活動のための戦略、基準及び優先分野を常に検討し、並びにこれらの修正につき理事会に對して勧告すること。

(g) 加盟国における能力の構築及び人的資源の開発を強化する必要性を考慮すること。

(h) その他この協定の目的に関連する任務であつて理事会が各委員会に委任するものを遂行すること。

(i) 研究及び開発は、1から3までに規定する各委員会の共通の任務とする。

(j) 財政及び運営に関する委員会の任務は、次のとおりとする。

(k) 第二十九条 統計、研究及び情報

(l) 第二十九条 統計、研究及び情報

(m) 第二十九条 統計、研究及び情報

(n) 第二十九条 統計、研究及び情報

(o) 第二十九条 統計、研究及び情報

(p) 第二十九条 統計、研究及び情報

(q) 第二十九条 統計、研究及び情報

及び森林經營に関する委員会並びに林産業に関する委員会は、機関の政策活動及び事業活動を均衡のとれた形で促進するために、それぞれ次のことを行ふ。

(a) 準備事業及び事業の効率的な審査、監視及び評価を確保することにつき責任を負うこと。

(b) 独立の会計検査専門家の選定につき理事会に對して勧告し、及び会計検査専門家が独立の立場から会計検査を行った決算書を検討すること。

(c) 手続規則及び会計に関する規則につき必要と判断する修正を理事会に對して勧告すること。

(d) 機関の収入及びこれが事務局の作業を制約する程度について検討すること。

(e) 第八章 一次產品のための共通基金との関係

(f) 第二十八条 一次產品のための共通基金との関係

(g) 機関は、一次產品のための共通基金の制度を十分に利用する。

(h) 第二十九条 統計、研究及び情報

(i) 第二十九条 統計、研究及び情報

(j) 第二十九条 統計、研究及び情報

(k) 第二十九条 統計、研究及び情報

(l) 第二十九条 統計、研究及び情報

(m) 第二十九条 統計、研究及び情報

(n) 第二十九条 統計、研究及び情報

(o) 第二十九条 統計、研究及び情報

(p) 第二十九条 統計、研究及び情報

(q) 第二十九条 統計、研究及び情報

(r) 第二十九条 統計、研究及び情報

(s) 第二十九条 統計、研究及び情報

(t) 第二十九条 統計、研究及び情報

こと。

(c) 機関の年間の活動計画が予算に及ぼす影響及び当該活動計画の実施のために必要な資金を確保するためにとることのできる措置について検討し、並びにこれらに關し理事会に對して勧告すること。

(d) 第二十九条 統計、研究及び情報

(e) 第二十九条 統計、研究及び情報

(f) 第二十九条 統計、研究及び情報

(g) 第二十九条 統計、研究及び情報

(h) 第二十九条 統計、研究及び情報

(i) 第二十九条 統計、研究及び情報

(j) 第二十九条 統計、研究及び情報

(k) 第二十九条 統計、研究及び情報

(l) 第二十九条 統計、研究及び情報

(m) 第二十九条 統計、研究及び情報

(n) 第二十九条 統計、研究及び情報

(o) 第二十九条 統計、研究及び情報

(p) 第二十九条 統計、研究及び情報

(q) 第二十九条 統計、研究及び情報

(r) 第二十九条 統計、研究及び情報

(s) 第二十九条 統計、研究及び情報

(t) 第二十九条 統計、研究及び情報

(u) 第二十九条 統計、研究及び情報

(v) 第二十九条 統計、研究及び情報

る。

官 報 (号外)

<p>3 理事会は、国際木材市場の動向、同市場の短期及び長期の問題並びに木材生産林の持続可能な経営の達成に向けての進展について関連する研究が行われるよう措置をとる。</p> <p>第三十条 年次報告及び検討</p> <p>1 理事会は、各暦年の終了後六箇月以内に、その活動その他適当と認める情報に関する年次報告を公表する。</p> <p>2 理事会は、毎年、次の事項を検討し及び評価する。</p> <p>(a) 國際的な木材の状況</p> <p>(b) この協定の目的の達成に関連すると認められる他の要素、事項及び動向</p> <p>3 この検討は、次の事項を参考にしつつ行う。</p> <p>(a) 加盟国が提供する木材の国内生産、貿易、供給、在庫、消費及び価格に関する情報</p> <p>(b) 理事会が要請し、加盟国が提供するその他の統計資料及び特定の指標</p> <p>(c) 加盟国が提供する自国の木材生産林の持続可能な経営に向けての進展に関する情報</p> <p>(d) その他関連する情報であって、理事会が国際連合の諸機関、政府間機関、政府機関若しくは非政府機関を通じて又は直接に入手することのできるもの</p> <p>4 理事会は、次の事項に関する加盟国との意見の交換を促進する。</p> <p>(a) 加盟国における木材生産林の持続可能な経営の状況及び関連事項</p> <p>(b) 機関が定めた目的、基準及び指針との関係において、資金の流れ及び必要額</p> <p>5 理事会は、要請に応じ、適切な情報の共有のために必要な資料入手するための加盟国(特に開発途上加盟国)の技術的能力を高めるよう努める。この努力には、訓練及び設備に必要な資</p>	<p>の国内法に抵触しない範囲で可能な最大限度まで、提供する。理事会は、この2の規定に従つて提供される情報の種類及び提出される報告の様式を決定する。</p> <p>第三十一条 年次報告及び検討</p> <p>1 理事会は、国際木材市場の動向、同市場の短期及び長期の問題並びに木材生産林の持続可能な経営の達成に向けての進展について関連する研究が行われるよう措置をとる。</p>
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>第六章 金を加盟国に対し提供することを含む。</p> <p>第十一章 雜則</p> <p>第三十二条 加盟国の一般的義務</p> <p>1 加盟国は、この協定の有効期間中、この協定の目的の達成を促進するため、また、この協定の目的に反する行動をとらないようにするために、最善の努力を払い及び協力する。</p> <p>2 加盟国は、この協定に基づく理事会の決定を受諾し及び実施することを約束するものとし、決定を制限する効果又は決定に反する効果を有することとなる措置をとることを差し控える。</p> <p>第三十三条 義務の免除</p> <p>1 理事会は、この協定に明示的に定められていない例外的な若しくは緊急の事態又は不可抗力のためこの協定に基づく加盟国の義務を免除する必要がある場合において、当該加盟国の説明に満足するときは、特別多数票による議決で、当該義務を免除することができる。</p> <p>2 理事会は、1の規定に基づく加盟国の義務の免除に当たって、義務の免除の条件、期間及び理由を明示する。</p> <p>第三十四条 特別の救済措置及び特別措置</p> <p>1 開発途上加盟輸入国は、この協定の下でとられた措置により自国の利益が著しく害される場合には、理事会に対し、適切な特別の救済措置をとるよう要請することができる。理事会は、</p>	<p>金を加盟国に対し提供することを含む。</p> <p>検討の結果は、理事会の審議の報告書に記載される。</p> <p>第十一章 雜則</p> <p>第三十二条 加盟国の一般的義務</p> <p>1 加盟国は、この協定の有効期間中、この協定の目的の達成を促進するため、また、この協定の目的に反する行動をとらないようにするために、最善の努力を払い及び協力する。</p> <p>2 加盟国は、この協定に基づく理事会の決定を受諾し及び実施することを約束するものとし、決定を制限する効果又は決定に反する効果を有することとなる措置をとることを差し控える。</p> <p>第三十三条 義務の免除</p> <p>1 理事会は、この協定に明示的に定められていない例外的な若しくは緊急の事態又は不可抗力のためこの協定に基づく加盟国の義務を免除する必要がある場合において、当該加盟国の説明に満足するときは、特別多数票による議決で、当該義務を免除することができる。</p> <p>2 理事会は、1の規定に基づく加盟国の義務の免除に当たって、義務の免除の条件、期間及び理由を明示する。</p> <p>第三十四条 特別の救済措置及び特別措置</p> <p>1 開発途上加盟輸入国は、この協定の下でとられた措置により自国の利益が著しく害される場合には、理事会に対し、適切な特別の救済措置をとるよう要請することができる。理事会は、</p>
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>第四回会期)Ⅲ.3 及び4に定めるところにより適用範囲を検討する。</p> <p>第三十六条 無差別待遇</p> <p>この協定のいかなる規定も、木材及び木材製品の国際貿易を制限し又は禁止するための措置(特に木材及び木材製品の輸入及び利用に關係するもの)をとることを認めるものではない。</p> <p>第三十七条 最終規定</p> <p>国際連合事務総長は、ここに、この協定の寄託者として指名される。</p> <p>第三十八条 署名、批准、受諾及び承認</p> <p>1 この協定は、千九百九十四年四月一日から効力発生の日の後一箇月が経過するまで、国際連合本部において、千九百八十三年の国際熱帯木材協定に継続する協定の交渉のための国際連合会議に招請された政府による署名のために開放ておく。</p> <p>第三十九条 特別の救済措置及び特別措置</p> <p>1 開発途上加盟輸入国は、この協定の下でとられた措置により自国の利益が著しく害される場合には、理事会に対し、適切な特別の救済措置をとるよう要請することができる。理事会は、</p>	<p>この協定が次条の規定に従つて効力を生じる場合に、当該政府の特定する会によって定められているが加入書を寄託するところである。</p> <p>第四十条 暫定的適用の通告</p> <p>この協定が既に適用する場合に、当該政府の特定する会によって定められているが加入書を寄託するところである。</p> <p>第四十一条 効力発生</p> <p>1 この協定は、付表Aに掲げるところにより総票数の五十五パーセント以上を有する十二以上の生産国の政府及び付表Bに掲げるところにより総票数の七十パーセント以上を有する十六以上の消費国の政府が、第三十八条2の規定に基づき、確定的な署名を行い、批准し、受諾し若しくは承認し又は第三十九条の規定に基づき加表Aに掲げるところにより総票数の五十パーセント以上を有する十以上の生産国の政府及び付表Bに掲げるとおり総票数の六十五パーセント以上を有する十四以上の消費国の政府が、第三十八条2の規定に基づき、確定的な署名を行つて、批准し、受諾し若しくは承認し又は前条の規定に基づきこの協定を暫定的に適用する旨を寄託者に通告した場合には、同年二月一日又は当該その後の七箇月以内のいずれかの日に暫定的に効力を生ずる。</p>
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>四回会期)Ⅲ.3 及び4に定めるところにより適用範囲を検討する。</p> <p>第三十九条 加入</p> <p>加盟国は、理事会に対し、国際連合貿易開発会議決議第九十三号(第四回会期)Ⅲ.4並びに千九百九十年代における後発開発途上国そのための宣言及び行動計画56及び57に定めるところにより特別措置をとるよう要請することができるものである。</p> <p>第三十五条 検討</p> <p>理事会は、この協定の効力発生の四年後にその適用範囲を検討する。</p> <p>第三十六条 無差別待遇</p> <p>この協定のいかなる規定も、木材及び木材製品の国際貿易を制限し又は禁止するための措置(特に木材及び木材製品の輸入及び利用に關係するもの)をとることを認めるものではない。</p> <p>第三十七条 最終規定</p> <p>国際連合事務総長は、ここに、この協定の寄託者として指名される。</p> <p>第三十八条 署名、批准、受諾及び承認</p> <p>1 この協定は、千九百九十四年四月一日から効力発生の日の後一箇月が経過するまで、国際連合本部において、千九百八十三年の国際熱帯木材協定に継続する協定の交渉のための国際連合会議に招請された政府による署名のために開放しておく。</p> <p>第三十九条 特別の救済措置及び特別措置</p> <p>1 開発途上加盟輸入国は、この協定の下でとられた措置により自国の利益が著しく害される場合には、理事会に対し、適切な特別の救済措置をとるよう要請することができる。理事会は、</p>	<p>この条件には、加入書の寄託の期限を含む。もともと、理事会は、この条件に定める期限までに加入することができない政府に対し、期限の延長を認めることができる。</p> <p>第四十条 暫定的適用の通告</p> <p>この協定が既に適用する場合に、当該政府の特定する会によって定められているが加入書を寄託するところである。</p> <p>第四十一条 効力発生</p> <p>1 この協定は、付表Aに掲げるところにより総票数の五十五パーセント以上を有する十二以上の生産国の政府及び付表Bに掲げるところにより総票数の七十パーセント以上を有する十六以上の消費国の政府が、第三十八条2の規定に基づき、確定的な署名を行い、批准し、受諾し若しくは承認し又は第三十九条の規定に基づき加表Aに掲げるところにより総票数の五十パーセント以上を有する十以上の生産国の政府及び付表Bに掲げるとおり総票数の六十五パーセント以上を有する十四以上の消費国の政府が、第三十八条2の規定に基づき、確定的な署名を行つて、批准し、受諾し若しくは承認し又は前条の規定に基づきこの協定を暫定的に適用する旨を寄託者に通告した場合には、同年二月一日又は当該その後の七箇月以内のいずれかの日に暫定的に効力を生ずる。</p>
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

官報(号外)

第四十八条 捕足規定及び経過規定

1 この協定は、千九百八十三年の国際熱帯木材協定に基づいて機関若しくはその内部機関により又はこれらが効力を生ずる日に有効であり、かつ、同日に満了する旨の定めのないものは、この協定に基づく変更がない限り、引き継ぎ効力を有する。以上の証拠として、下名は、正當に委任を受けた、それぞれ明記する日にこの協定に署名した。

千九百九十四年一月二十六日にシユネーヴで、ひとしく正文であるアラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語によりこの協定を作成した。

付表A 热帯森林資源を有する生産国又は

数量において熱帯木材の純輸出額
である国及び第四十一条の規定の適用のための票の配分の一覧表

一四	ガイアナ	エジプト	一四	平成七年三月二十八日
一五	ホンデュラス	ベルギー＝ルクセンブルグ	一五	(三〇一)
一六	インド	欧州共同体	一六	二六
一七	インドネシア	デンマーク	一七	一
一八	リベリア	フランス	一八	三三
一九	マレーシア	ドイツ	一九	四四
二〇	メキシコ	ギリシャ	二〇	三五
二一	ミャンマー	アイルランド	二一	三三
二二	パナマ	イタリア	二二	三五
二三	パプア・ニューギニア	オランダ	二三	三五
二四	パラグアイ	ボルトガル	二四	三五
二五	ペルー	スペイン	二五	三五
二六	フィリピン	連合王国	二六	三五
二七	タンザニア連合共和国	フィンランド	二七	三五
二八	タイ	日本国	二八	三五
二九	トリニダッド・トバゴ	ネパール	二九	三五
三〇	ヴェネズエラ	ニュージーランド	三〇	三五
三一	ザイール	ノールウェー	三一	三五
三二	総計	ロシア連邦	三二	三五
三三		スロヴァキア	三三	三五
三四		スウェーデン	三四	三五
三五		スイス	三五	三五
三六		アメリカ合衆国	三六	三五

一、委員会の決定の理由	一、要領書
この協定は、我が国とボーランドとの間の定期航空業務を開設することを目的とし、そのための権利の相互許与、業務の開始及び運営についての手続及び条件等を規定するとともに、両国の指定航空企業が業務を行うことができる路線を定めるものである。この協定を締結することは、我が国とボーランドとの間の人的交流及び経済的交流の増進、友好関係の一層の強化に資するものと期待されるので、妥当な措置と認められる。	
一、費用	
別に費用を要しない。	
一、航空業務に関する日本国政府とボーランド共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件	

一、航空業務に関する日本国政府とボーランド共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件	一、航空業務に関する日本国政府とボーランド共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件
右は全会一致をもって承認すべきものと議決した。	右は本院において承認することを議決した。
よって国会法第八十三条により送付する。	よって国会法第八十三条により送付する。
平成七年三月十四日	平成七年三月十四日
参議院議長 原 文兵衛殿	衆議院議長 土井たか子

一、航空業務に関する日本国政府とボーランド共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件	一、航空業務に関する日本国政府とボーランド共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件
右は全会一致をもって承認すべきものと議決した。	右は本院において承認することを議決した。
よって国会法第八十三条により送付する。	よって国会法第八十三条により送付する。
平成七年三月十四日	平成七年三月十四日
参議院議長 原 文兵衛殿	衆議院議長 土井たか子

国政府との間の協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

共和国政府との間の協定

日本国政府及びボーランド共和国政府は、

航空業務に関する日本国政府とボーランド共和国政府との間の協定
両国の領域の間の及び両国の領域を越えての航空業務を開設しつつ運営するために協定を締結することを希望し、

両国が千九百四十四年十二月七日にシカゴで署名のために開放された国際民間航空条約の締約国であるので、

次のことおり協定した。

第一条

1 この協定の適用上、文脈により別に解釈される場合を除くほか、

(a) 「航空当局」とは、日本国あつては運輸大臣及び同大臣が現在遂行している民間航空に

関する任務又はこれに類する任務を遂行する権限を与えられる人又は機関をいい、ボーランド共和国あつては運輸海洋経済大臣及び

同大臣が現在遂行している民間航空に関する

任務又はこれに類する任務を遂行する権限を与えられる人又は機関をいう。

(b) 「指定航空企業」とは、第三条の規定に従い、一方の締約国が他方の締約国に対する通告書により当該通告書に定める路線における航空業務の運営のために指定し、かつ、当該他方の締約国が適切な運営許可を与えた航空企業をいう。

(c) 「領域」とは、国に関連する場合には、その

国の主権の下にある陸地及びこれに隣接する

領水をいう。

(d) 「航空業務」とは、旅客、貨物又は郵便物の

公衆用の運送のために航空機により行う定期

航空業務をいう。

(e) 「国際航空業務」とは、二以上の国の領域上

の空間にわたって行う航空業務をいう。

(f) 「航空企業」とは、国際航空業務を提供し又

は運営する航空運送企業をいう。

(g) 「運輸以外の目的での着陸」とは、旅客、貨

物又は郵便物の積込み又は積出し以外の目的

で着陸することをいう。

(h) 「付表」とは、この協定の付表又は第十六条

の規定による改正後の付表をいう。

(i) 「特定路線」とは、付表に定める路線をい

う。

(a) 「協定業務」とは、特定路線において運営さ

れる航空業務をいう。

(b) 付表は、この協定の不可分の一部を成すもの

とし、「協定」というときは、別段の定めがある

場合を除くほか、付表を含むものとする。

第二条

各締約国は、特に、他方の締約国の指定航空企

業に関する特権を享受する。

(a) 他方の締約国の領域を無着陸で横断飛行す

る特権

第三条

各締約国は、特に、他方の締約国の指定航空企

業が協定業務を開設しつつ運営することができる

ようになるため、当該他方の締約国に対しこの協

定が適用される場合を除くほか、運営なく運

航許可を与えなければならない。

一方の締約国が指定する各航空企業は、その

適用が通常かつ合理的であるとして他方の締約

国に由来する場合を除くほか、運営されない

場合を除くほか、運営されなければならない。

第四条

各締約国は、その国際航空業務に

関して次の特権を享受する。

(a) 他方の締約国の領域を無着陸で横断飛行す

る特権

第五条

各締約国は、この協定の規定

に従うことを条件として、特定路線における協

定業務を運営する間、国際運輸の対象である旅

客、貨物及び郵便物を個別に又は混載で積み卸

し及び積み込むため、付表に定める当該特定路

線上の他方の締約国の領域内の地点に着陸する

特権を享有する。

第六条

い、いずれの特定路線における協定業務も、前条

の規定に基づいて権利を許された締約国を選

択により直ちに又は後日開始することができる。

ただし、第十一条の規定に従うことを条件とし

るものとみなしてはならない。

第七条

一方の締約国がその管理の下にある空港その他

の施設の使用につき他方の締約国の指定航空企業

に對して課し又は課することを認める料金は、公

正かつ合理的なものでなければならず、また、最

惠國待遇を与えられた国の航空企業又は国際航空

企業に從事する自国の航空企業が当該空港その他

の施設の使用について支払う料金よりも高額のもの

であつてはならない。

第八条

一方の締約国が指定期間内に運営する協定

業務に從事する航空機に積載されている燃料、

潤滑油、予備部品、正規の装備品及び航空機貯

藏品は、他方の締約国の領域の上空の飛行中に

消費され又は使用される場合を含め、当該領域

内において関税、消費税及び検査手数料並びに

これらに類する租税その他の課徴金を免除され

る。

第九条

一方の締約国が指定期間内に運営する協定

業務において使用される燃料、潤滑油、予

備部品、正規の装備品及び航空機貯藏品は、当

該他方の締約国の規制に従うこととを条件とし

供するため他方の締約国の領域内において税關

当局の監視の下に保管される燃料、潤滑油、予

備部品、正規の装備品及び航空機貯藏品は、当

該他方の締約国の規制に従うこととを条件とし

(号外)

官

て、関税、消費税及び検査手数料並びにこれらに類する租税その他の課徴金を免除される。

第七条

1 各締約国は、他方の締約国が指定した航空企業の実質的な所有及び実効的な支配が当該他方の締約国又は当該他方の締約国の国民に属していることが立証されない場合には、当該航空企業につき第四条の1及び2に定める特権を与える。若しくはこれらの特権を取り消す権利又は当該航空企業によるこれらの特権の行使につき必要と認める条件を付する権利を留保する。

2 各締約国は、他方の締約国が指定航空企業が1の特権を許与する締約国の法令を遵守しなかつた場合又はこの協定に定める条件に従つた運営をしなかつた場合には、当該航空企業によるこれらの特権の行使を停止し又は当該航空企業によるこれらの特権の行使につき必要な条件を付する権利を留保する。ただし、この権利は、直ちに特権の行使を停止し又は直ちにその行使につき条件を付することが当該法令に重ねて違反することを防止するため又は航行の安全上の理由により必要である場合を除くほか、当該他方の締約国と協議した後でなければ行使することができない。

第八条

両締約国の指定航空企業は、両締約国の領域の間の特定路線において協定業務を運営する公平かつ均等な機会を有する。

第九条

一方の締約国の指定航空企業による協定業務の運営に当たっては、他方の締約国の指定航空企業が同一路線の全部又は一部において提供する業務

に不当な影響を及ぼさないように、当該他方の締約国の指定航空企業の利益が考慮されるものとする。

第十条

1 両締約国の指定航空企業が提供する協定業務は、公衆の協定業務に対する要求に密接な関連を有するものでなければならない。

2 指定航空企業が提供する協定業務は、当該航空企業を指定した締約国の領域から発し又は当該締約国の領域へ向かう旅客、貨物及び郵便物の運送に対するその時期の需要及び合理的に予測されるその後の需要に適合する輸送力を合理的な利用率で供給することを第一の目的とする。当該航空企業を指定した締約国以外の国の領域内の特定路線上の地点において積み込みかつ積み卸す旅客、貨物及び郵便物の運送については、輸送力が次の事項に関連を有するものでなければならぬといふ一般原則に従つて行う。

(a) 航空企業を指定した締約国への及び当該締約国からの運輸需要

(b) 直通航空路運営の要求

(c) 航空企業の路線が経由する地域の地方的及び地域的業務を考慮した上での当該地域の運輸需要

3 両締約国の指定航空企業が提供する協定業務に係る輸送力については、前二条並びにこの条の1及び2に定める原則に従い、両締約国の航空当局の間の協議を通じて合意する。

第十一條

1 いづれの協定業務に対する運賃も、運営の経費、合理的な利潤、業務の特性例えは、速力

及び設備の程度)、当該特定路線のいずれかの区間にについて適用される他の航空企業の運賃その他すべての関係要素を十分に考慮して、合理的な水準に定める。

第十二条

1 の運賃は、次の規定に従つて決定するものとし、また、各締約国の航空当局は、指定航空企業が決定された運賃を遵守することを自国の指定期空企業が国際航空運送協会の運賃決定手続の適用を通じて確保する。

(a) 運賃に関する合意は、可能なときは、関係指定期空企業が国際航空運送協会の運賃決定機関を通じて行う。それが不可能なときは、各特定路線及びその各区間について適用される運賃は、関係指定期空企業の間で合意する。運賃は、いかなる場合にも、認可を受けたため両締約国の航空当局に対し各締約国との関係手続に従つて提出される。

(b) 関係指定期空企業が運賃に関して(b)の合意をすることができなかつた場合には、両締約国が一方の締約国が運賃に提出された運賃について(a)の認可をしなかつた場合には、両締約国は、適当な運賃について合意するよう努める。

(c) 航空当局の間で(b)の合意をすることができなかつた場合には、紛争は、第十五条の規定に従つて解決する。

第八条

1 新たな運賃は、いづれか一方の締約国の大半当局が当該運賃について満足しない場合には、第十五条の規定が適用される場合を除くほか、実施してはならない。この条の規定に従い運賃が定められるまでの間は、既に実施されている運賃が適用される。

第九条

一方の締約国の指定航空企業による協定業務の運営に当たっては、他方の締約国の指定航空企業が同一路線の全部又は一部において提供する業務

一方の締約国の航空当局は、他方の締約国の航空当局に対し、要請により、自国の指定航空企業が協定業務において当該他方の締約国の領域へ及び当該他方の締約国から運送する貨客に関する情報及び統計であつて通常自国の指定航空企業が公表のため作成して自己に提出するものを提供する。一方の締約国が他方の締約国と協定業務において要求することのある貨客に関する追加の統計資料については、要請により、両締約国の航空当局の間で討議する。

第十三条

1 両締約国は、国際法に基づく権利及び義務に従い、不法な妨害行為から民間航空の安全を保護する相互の義務が、この協定の不可分の一部を成すことを再確認する。両締約国は、国際法に基づく権利及び義務を害することなく、特に一千九百六十三年九月十四日に東京で作成された航空機内で行われた犯罪その他のある種の行為に関する条約一千九百七十年十二月十六日にハーベーで作成された航空機の不法な奪取の防止に関する条約及び一千九百七十一年九月二十三日にモントリオールで作成された民間航空の安全に対する不法な行為の防止に関する条約の規定に従つて行動する。

2 両締約国は、民間航空機の不法な奪取行為、民間航空機、その旅客及び乗組員、空港並びに航空保安施設の安全に対するその他の不法な行為並びに民間航空の安全に対する他の脅迫行為を防止するため、要請があつたときは、それぞれ自国の法令に従い相互にすべての必要な援助を提供する。

平成七年三月二十九日 参議院会議録第十五号(その一) 航空業務に関する日本国政府とボーランド共和国政府との間の協定の締結について承認を求める件

3

両締約国は、相互の関係において、国際民間航空機関により作成されかつ国際民間航空条約の附屬書とされる航空保安規定が両締約国に適用される範囲内で、当該航空保安規定に従つて行動するものとし、自国の航空企業及び自国の領域内の空港の運営者が、当該航空保安規定に従つて行動することを要求するものとする。

4 各締約国は、他方の締約国の領域への入国、当該領域からの出国又は当該領域における滞在について、当該他方の締約国が実施する3の航空保安規定の遵守を自国の航空企業が要求されることに同意する。各締約国は、航空機を保護し、旅客、乗組員、機内持込手荷物、手荷物、貨物及び航空機荷物を搭乗又は積込みの前及び搭乗又は積込みの間に検査するため、自国の領域内において適切な措置を講ずるものとする。各締約国は、また、特定の脅迫行為に対処するための合理的かつ特別の保安措置を求める他方の締約国からいづれの要請に対しても好意的な考慮を払つ。

5 民間航空機の不法な奪取若しくはそのおそれ又は民間航空機、旅客、乗組員、空港若しくは航空保安施設の安全に対する他の不法な行為若しくはそのおそれが生じた場合には、両締約国は、これらの行為又はそのおそれを迅速かつ完全に終結させるための連絡を円滑にすることその他の適切な措置により、相互に援助する。

第十四条

両締約国の航空当局がこの協定の実施に関するあらゆる事項について緊密な協力を確保するため定期的にしばしば協議することは、両締約国がこの協定付表を除く。の規定について行われる場合には、当該改正は、各締約国に

第十五条

1 この協定の解釈又は適用に関して両締約国が間に紛争が生じた場合には、両締約国は、まず、両締約国間の交渉による紛争の解決に努める。

2 両締約国が交渉により紛争を解決することができなかつ場合には、紛争は、いづれか一方の締約国の要請により、各締約国が指名する各一人の仲裁人とこのようにして選定された二人の仲裁人が合意する第三の仲裁人(締約国国民でない者に限る。)との三人の仲裁人から成る仲裁判所に決定のため付託することができる。各締約国は、紛争の仲裁を要請する外交上の公文を一方の締約国が他方の締約国から受領した日から六十日の期間内に仲裁人を指名するものとし、第三の仲裁人は、その後の六十日の期間内に合意されるものとする。いづれか一方の締約国が六十日の期間内に自国の仲裁人を指名しなかつた場合又は第三の仲裁人につき所定の期間内に合意が得られなかつた場合には、いづれの一方の締約国も、国際民間航空機関の理事会の議長に対し、これらの仲裁人の任命を要請することができる。

3 両締約国は、2の規定に基づいて行われた決定に従うことを約束する。

第十六条

1 いづれの一方の締約国も、この協定を改正することができる。この協議は、要請の受領の日から六十日の期間内に開始する。

2 改正がこの協定付表を除く。の規定について行われる場合には、当該改正は、各締約国に

よりその憲法上の手続に従つて承認されるものとし、その承認を通知する外交上の公文が交換された日に効力を生ずる。

3 改正が付表についてのみ行われる場合には、協議は、両締約国の航空当局の間で行う。両締約国の航空当局が新たな又は修正された付表について合意したときは、その合意された改正は、外交上の公文の交換によつて確認された後に効力を生ずる。

以上の趣意として、下名は、各自の政府から正に委任を受けてこの協定に署名した。

千九百九十四年十二月七日に東京で、英語により本書二通を作成した。

日本国政府のために
河野洋平

ボーランド共和国政府のために
アンジェイ・オレホフスキ

航空運送に関する一般的な多數国間条約が両締約国について効力を生じた場合には、この協定は、当該多數国間条約に適合するよう改訂する。

第十七条

いづれの一方の締約国も、他方の締約国に対して、この協定を終了させる意思をいつでも通告することができます。通告の写しは、国際民間航空機関に対して同時に送付する。通告があつたときは、この協定は、当該他方の締約国が通告を受領した日の後一年で終了する。ただし、通告が両締約国間の合意により当該一年の期間の満了前に取り消された場合は、この限りでない。通告は、当該他方の締約国がその受領を確認しなかつた場合には、国際民間航空機関がその写しを受領した日の後十四日を経過した時に受領されたものとみなす。

第十八条

1 日本国の一又は二以上の指定航空企業が両方向に運営する路線

2 ポーランド共和国の一又は二以上の指定航空企業が両方向に運営する路線

3 いづれの締約国の一又は二以上の指定航空企業が提供する協定業務も、当該締約国がその一地点をその起点としなければならないが、

ポーランド国内の地点—モスクワ—大阪

業は、ヨーロッパ内の二地点及びヨーロッパ内の以遠の二地点のうちのいずれかの二地点のみへの業務を行うことができる。

第十九条

この協定及びその改正は、国際民間航空機関に登録する。

この協定は、各締約国によりその憲法上の手続

特定路線上の他の地点は、いずれかの又はすべての飛行に当たり当該指定航空企業の選択によって省略することができる。

審査報告書

国家公務員等共済組合法の一部を改正する法律

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成七年三月二十八日

内閣委員長 岡野 裕

参議院議長 原 文兵衛殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、雇用保険法の改正により民間において育児休業給付が設けられることになったことを踏まえ、育児休業中の国家公務員等の経済的援助を行うため、国家公務員等共済組合法の短期給付の中に育児休業手当金を創設しようとするものであって、妥当な措置と認める。

費用

本法律施行に要する経費として、平成七年度一般会計予算及び特別会計予算にあわせて約二億八千万円が計上されている。

国家公務員等共済組合法の一部を改正する法律

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よって国会法第八十三条により送付する。

平成七年三月十日

衆議院議長 土井たか子

参議院議長 原 文兵衛殿

国家公務員等共済組合法の一部を改正する法律

法律

国家公務員等共済組合法の一部を改正する法律
百二十八号)の一部を次のよう改定する。

第五十一条第十号の次に次の二号を加える。
十一の一 育児休業手当金

第六十八条の次に次の二条を加える。

(育児休業手当金)

第六十八条の二 組合員(第百十一条の三第一項

に規定する適用法人の組合の組合員及び第百一

十六条の五第二項に規定する任意継続組合員を除く)が育児休業等に関する法律(平成三年法

律第七十六号)第一項第一項、国会職員の育児

休業等に関する法律(平成三年法律第百八号)第

三条第一項、国家公務員の育児休業等に関する

法律(平成二年法律第百九号)第三条第一項(同

法第十三条及び裁判所職員臨時措置法(昭和二

十六年法律第二百九十九号)第七号に係る部分

に限る)において準用する場合を含む)又は裁判官の育児休業に関する法律(平成三年法律第百十一号)第一項第一項の規定(第百条の二において「育児休業規定」という)により育児休業をした場合には、育児休業手当金として、当該育児休業により勤務に服さなかつた期間一日につき標準報酬の日額の百分の二十五に相当する金額を支給する。ただし、当該金額のうち標準報酬の日額の百分の五に相当する金額について

額を支給する。ただし、当該金額のうち標準報酬の日額の百分の五に相当する金額について

は、当該育児休業をした組合員が当該育児休業が終了した日後引き続いて六月以上組合員(第百二十四条の二第二項に規定する継続長期組合員を含み、第百二十六条の五第二項に規定する任意継続組合員を除く)であるときに、支給する。

2 組合員である組合員に対する育児休業手当金は、同一の育児休業について雇用保険法の規定による育児休業給付の支給を受けることができるときは、支給しない。

第百二十六条第一項中「第四十一条第二項」の下に「第六十八条の二」を加える。

第百二十六条の二第四項中「前二項」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に一項を加える。

4 組合員が地方の組合の組合員(地方公務員等、共済組合法第百四十四条の三第三項に規定する組合組合員を含む)となつた場合(当該地方の組合の組合員が同法第百四十条第二項に規定する継続長期組合員となつた場合を含み、同法第

百四十四条の二第二項に規定する任意継続組合員又は同法附則第十八条第三項に規定する特例退職組合員となつた場合を除く)における第六

十八条の二(ただし書の規定による育児休業手当金の支給については、当該地方の組合の組合員を組合員とみなして、同条ただし書の規定を適用する。

百四十四条の二(ただし書の規定による育児休業手当金の支給については、当該地方の組合の組合員を組合員とみなして、同条ただし書の規定を適用する。

第百二十六条の三第一項中「地方公務員等共済組合法の規定による給付」の下に「(育児休業手当金を除く)」を加える。

第百二十六条の三第一項中「第六十八条」の下に「、第六十八条の二」を「(育児休業手当金を除く)」を加える。

附則第十二条第七項中「第六十八条」の下に「、第六十八条の二」を「(育児休業手当金を除く)」を加える。

「、第六十八条の二」を「(育児休業手当金を除く)」を加える。

「、第六十八条の二」を「(育児休業手当金を除く)」を加える。

「、第六十八条の二」を「(育児休業手当金を除く)」を加える。

「、第六十八条の二」を「(育児休業手当金を除く)」を加える。

「、第六十八条の二」を「(育児休業手当金を除く)」を加える。

「、第六十八条の二」を「(育児休業手当金を除く)」を加える。

「、第六十八条の二」を「(育児休業手当金を除く)」を加える。

8 第六十八条の二(ただし書の規定の適用について、特例退職組合員は、組合員でないものと

平成七年三月二十九日 参議院会議録第十五号(その二) 国家公務員等共済組合法の一部を改正する法律案

一一一

する。

附則第十二条の八の二第一項中「昭和四十九年法律第百十六号」を削る。

附則第十三条の七第二項中「昭和二十六年法律第一百九十九号」の適用を「の適用」に改め、「国家公務員法第八十一条の二第一項に」とあるのは「裁判所職員臨時措置法(昭和二十六年法律第二百九十九号)において準用する国家公務員法第八十一条の二第一項に」と、を削り、「第八十一条の二第一項又は」を「第八十一条の二第一項」に改める。

附則第十四条の十第一項中「同条第三項」の下に「(第一号を除く。)」を加え、同条第二項中「(百一十五条)を「(百一十五条第一項)に改める。

附則第十二条の三第一項中「(百一十五条)を「(百一十五条第一項)に改める。

附則第十四条の十第一項中「(百一十五条)を「(百一十五条第一項)に改める。

附則第十二条の三第一項中「(百一十五条)を「(百一十五条第一項)に改める。

ついて支給する。

(国家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法の一部改正)

第三条 国家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法(昭和三十二年法律第二百一十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「(百一十五条)を「(百一十五条第一項)に改める。

(国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の一部改正)

第五条第一項に改める。

(国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の一部改正)

第六条 勤労者財産形成促進法(昭和四十六年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。

(勤労者財産形成促進法の一部改正)

第七条 勤労者財産形成促進法(昭和四十六年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。

(勤労者財産形成促進法の一部改正)

第八条 勤労者財産形成促進法(昭和四十六年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。

(勤労者財産形成促進法の一部改正)

第九条 勤労者財産形成促進法(昭和四十六年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。

(勤労者財産形成促進法の一部改正)

第十条 勤労者財産形成促進法(昭和四十六年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。

(勤労者財産形成促進法の一部改正)

第十一條 勤労者財産形成促進法(昭和四十六年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。

(勤労者財産形成促進法の一部改正)

第十二條 勤労者財産形成促進法(昭和四十六年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。

(勤労者財産形成促進法の一部改正)

第十三條 勤労者財産形成促進法(昭和四十六年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。

(勤労者財産形成促進法の一部改正)

第十四條 勤労者財産形成促進法(昭和四十六年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。

(勤労者財産形成促進法の一部改正)

第十五條 勤労者財産形成促進法(昭和四十六年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。

(勤労者財産形成促進法の一部改正)

第十六條 勤労者財産形成促進法(昭和四十六年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。

(勤労者財産形成促進法の一部改正)

附則第十二条第七項	第六十八条 第六十八条の一 休業手当金、育児休業手当金	第六十八条 休業手当金
第一十五条の表の上欄中「附則第十二条第九項」を「附則第十二条第十項」に改める。	第一十五条の表の上欄中「附則第十二条第九項」を「附則第十二条第十項」とする。	第一十五条の表の上欄中「附則第十二条第九項」を「附則第十二条第十項」とする。

平成七年三月二十八日

内閣委員長 岡野 裕
参議院議長 原 文兵衛殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、人事院の国会及び内閣に対する平成七年二月十七日付けの意見の申出にかんがみ、社会経済情勢の動向等に対応して、障害補償年金等を受ける権利を有する者で介護を要するものに対して支給する介護補償の制度を創設するとともに、遺族補償年金の額を引き上げる等所要の措置を講じようとするものであつて、妥当な措置と認める。

一、費用

本法律施行に要する経費は、約五千三百万円と見込まれている。

国家公務員災害補償法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よって国会法第八十三条により送付する。
平成七年二月十七日

衆議院議長 土井たか子
参議院議長 原 文兵衛殿
国家公務員災害補償法の一部を改正する法律案
国家公務員災害補償法の一部を改正する法律

国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第百九十一号)の一部を次のように改正する。

平成七年三月二十九日 参議院会議録第十五号(その一) 国家公務員災害補償法の一部を改正する法律案

目次中「福祉施設」を「福祉事業」に改める。

第一条第一項中「施設」を「事業」に改める。

第二条第五号中「第二十二条の福祉施設の設置及び運営」を第二十二条第一項に規定する福祉事

業の実施」に改める。

「第二章 补償及び福祉施設」を第二章 补償及び福祉事業」に改める。

第九条中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 介護補償

第十四条の次に次の一条を加える。

(介護補償)

第十四条の二 傷病補償年金又は障害補償年金を受ける権利を有する者が、当該傷病補償年金又は障害補償年金を支給すべき事由となつた障害

であつて人事院規則で定める程度のものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合においては、国は、当該介護を受けている期間、介護

補償を支給する。ただし、次に掲げる場合は、その入院し、又は入所している期間については、介護補償の支給は、行わない。

平成七年二月二十一日

一 病院又は診療所に入院している場合

二 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第三十条に規定する身体障害者

第三十一条に規定する施設として人事院が定めるものに入所している場合

四 介護補償は、月を単位として支給するものと

療養施設その他これに準ずる施設として人事院が定めるものに入所している場合

五 介護補償は、月額とする。

第十六条第一項第一号中「未満である」を「に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にあ

る」に改め、同項第三号中「一百十一」を「一百二十三

に改め、同項第四号中「四人」を「四人以上」に、「二百三十」を「二百四十五」に改め、同項第五号を削る。

第十七条第一項第一号中「未満である」を「に達する日以後の最初の三月三十一日が終了した」を加え、同項第六号中「未満である」を「に達する日以後の最初の三月三十一日までにある」に改め

「日以後の最初の三月三十一日が終了した」を加え、同項第六号中「未満である」を「に達する日以後の最初の三月三十一日までにある」に改め

第三十三条中「第二十二条の施設」を「第二十二

条第一項に規定する福祉事業」に改める。

第三十四条中「左の」を「次の」に、「三万円」を「二十万円」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第十七条第一項及び第三十四条の改正規定並びに次条及び附則第三条の規定 平成七年八月一日

並びに次条及び附則第三条の規定 平成七年八月一日

附則第八条第一項中「(平成一年法律第四十六号)」を「(平成七年法律第四十六号)」に改める。
 (特別職の職員の給与に関する法律の一部改正)
 第四条 特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十一号)の一部を次のよう
 に改正する。

第十五条中「福祉施設」を「福祉事業」に改め
 る。
 (防衛厅の職員の給与等に関する法律の一部改
 正)

第五条 防衛厅の職員の給与等に関する法律の一
 部を次のように改正する。

第二十七条第一項中「福祉施設」を「福祉事業」
 に改め、「第四条の四」の下に「第十四条の二
 第一項」を加える。

(裁判官の災害補償に関する法律の一部改正)
 第六条 裁判官の災害補償に関する法律(昭和三十
 五年法律第二百号)の一部を次のように改正す
 る。

本則中「福祉施設」を「福祉事業」に改め
 る。
 (中小企業退職金共済法の一部を改正する法律
 案)

右の内閣提出案は本院においてこれを可決し
 た。
 よって国会法第八十三条により送付する。
 平成七年三月十四日

衆議院議長 土井たか子

参議院議長 原 文兵衛殿

中小企業退職金共済法の一部を改正する法律
 案

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。
 よって要領書を添えて報告する。

平成七年三月二十八日

労働委員長 笹野 貞子

中小企業退職金共済法(昭和三十四年法律第二
 百六十号)の一部を次のように改正する。

六千円を「三万円」に改め、同条第三項中「二万六
 千円」を「三万円」に改める。

一、委員会の決定の理由
 本法律案は、最近における経済社会情勢の変

化に対応して、中小企業退職金共済制度を充
 実させ、あわせて制度の長期的な安定を図る
 ため、掛金月額の最低額及び最高額の引上げ、
 退職金の額の見直し等所要の改正を行おうと
 するものであり、おむね妥当な措置と認め
 る。

一、費用

本法施行に伴い、平成七年度一般会計予算
 (労働省所管)に約三十九億円、労働保険特別会
 計予算労災勘定に約四十億円、同特別会計予算
 雇用勘定に約九十六億円がそれぞれ計上され
 いる。

本法施行に伴い、平成七年度一般会計予算
 (労働省所管)に約三十九億円、労働保険特別会
 計予算労災勘定に約四十億円、同特別会計予算
 雇用勘定に約九十六億円がそれぞれ計上され
 いる。

いて「分割支給期間」というのは、被共済者の選択
 により、「十年間」を「五年間又は十年間のいず
 れか」に改め、同条第四項を次のように改める。
 4 支給期月」との退職金(次条において「分割退
 職金」という。)の額は、退職金の額に、次の各
 号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定め
 る率(次条第二項において「分割支給率」とい
 う。)を乗じて得た額とする。

一 分割支給期間が五年の場合 千分の五十六

に労働大臣の定める率を加えて得た率

二 分割支給期間が十年の場合 千分の三十

一 に労働大臣の定める率を加えて得た率

第十三条の見出しを「(解約手当金等)」に改め、
 同条の次に次の二条を加える。

第十三条の二 第八条第二項第一号の規定により
 退職金共済契約が解除された際に、当該解除さ
 れた退職金共済契約の共済契約者が、当該解除
 された退職金共済契約の被共済者に係る法人税
 法(昭和四十年法律第三十四号)第八十四条第三

項に規定する適格退職年金契約その他の政令で
 定める要件を備えているもの(以下この条において「特定適格

退職年金契約等」という。)を締結する旨の申出
 をした場合には、前条第一項の規定にかかる
 ず、事業団は、当該被共済者に解約手当金を支
 給しない。この場合において、当該共済契約者
 が、当該解除後労働省令で定める期間内に、當
 該被共済者の同意を得て、労働省令で定めると
 ころにより、当該特定適格退職年金契約等を締
 結した旨の申出をしたときは、事業団は、当該
 申出に基づき、当該被共済者に係る解約手当金
 に相当する額の範囲内の金額で労働省令で定め

る金額を、当該特定適格退職年金契約等の相手
 方に引き渡すものとする。

2 事業団は、前項後段の場合において、同項後
 段の規定により引き渡す金額が同項の被共済者
 は、その差額については、同項の規定にかか
 らず、労働省令で定めるところにより、当該被
 共済者に解約手当金として支給するものとす
 る。

3 事業団は、第一項の場合において、同項前段
 の規定による申出に係る被共済者について次に
 揭げる事由が生じたときは、同項の規定にか
 わらず、当該被共済者に解約手当金を支給す
 る。

4 一 当該被共済者に係る特定適格退職年金契約
 等が締結される前に退職又は死したとき。
 二 第一項後段の規定による申出がなかつたと
 き。

三 前二号に掲げるときのほか、労働省令で定
 める事由が生じたとき。

第十四条中「二十四月」を「十一月」に改める。
 第二十一条の二第四項中「四千円」を「五千円」に
 改める。

第二十一条の四第一項第一号中「四十九・六」を
 「四十九・四」に、「六十八」を「六十七」に改め、同
 条第二項第二号ハ中「年五パーセント」を「年四
 パーセント」に改める。

五百二条及び五百四条中「十万円」を「二十万円」
 に改める。

五百五条中「五万円」を「十万円」に改める。

別表第一から別表第四までを次のように改め
 る。

官 報 (号外)

別表第一(第十条関係)

月	金額	六九月	七八、五〇〇円
四二月以下の月数	一、〇〇〇円に月数を乗じて得た金額	七〇月	七九、八〇〇円
四三月	四三、一〇〇円	七一月	八一、一〇〇円
四四月	四四、二〇〇円	七二月	八二、四〇〇円
四五月	四五、三〇〇円	七三月	八三、七〇〇円
四六月	四六、五〇〇円	七月	八五、〇〇〇円
四七月	四七、七〇〇円	七五月	八六、三〇〇円
四八月	四八、九〇〇円	七六月	八七、六〇〇円
四九月	五一、一〇〇円	七月	八八、九〇〇円
五〇月	五一、四〇〇円	七八月	九〇、二〇〇円
五一月	五一、七〇〇円	七月	九一、六〇〇円
五二月	五四、〇〇〇円	八〇月	九三、〇〇〇円
五三月	五五、三〇〇円	八一月	九四、四〇〇円
五四月	五六、六〇〇円	八二月	九五、八〇〇円
五六月	五八、〇〇〇円	八三月	九七、二〇〇円
五六月	五九、四〇〇円	八四月	九八、六〇〇円
五七月	六〇、八〇〇円	八五月	一〇〇、〇〇〇円
五八月	六一、二〇〇円	八六月	一〇一、四〇〇円
五九月	六三、七〇〇円	八七月	一〇二、八〇〇円
六〇月	六五、一〇〇円	八八月	一〇四、二〇〇円
六一月	六六、七〇〇円	八九月	一〇五、六〇〇円
六二月	六八、二〇〇円	九〇月	一〇七、〇〇〇円
六三月	六九、八〇〇円	九一月	一〇八、四〇〇円
六四月	七一、四〇〇円	九二月	一一一、二〇〇円
六五月	七三、〇〇〇円	九三月	一二八、四〇〇円
六六月	七四、六〇〇円	九四月	一二二、六〇〇円
六七月	七五、九〇〇円	九五月	一二四、〇〇〇円
六八月	七七、二〇〇円	九六月	一二五、五〇〇円

官 報 (号 外)

平成七年三月二十九日 参議院会議録第十五号(その二) 中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案

二六

	九七月	一二七、〇〇〇円	一二五	一六〇、一〇〇円
	九八月	一一八、五〇〇円	二六月	一六一、八〇〇円
	九九月	一一〇、〇〇〇円	二七月	一六三、四〇〇円
	一〇〇月	一一一、五〇〇円	二八月	一六五、〇〇〇円
	一〇一月	一一三、〇〇〇円	二九月	一六六、六〇〇円
	一〇二月	一一四、五〇〇円	三〇月	一六八、二〇〇円
	一〇三月	一一六、〇〇〇円	三一月	一六九、八〇〇円
	一〇四月	一一七、五〇〇円	三二月	一七一、五〇〇円
	一〇五月	一一九、〇〇〇円	三三月	一七三、二〇〇円
	一〇六月	一一〇、五〇〇円	三四月	一七四、九〇〇円
	一〇七月	一一一、〇〇〇円	三五月	一七六、六〇〇円
	一〇八月	一一三、五〇〇円	三六月	一七八、三〇〇円
	一〇九月	一一五、〇〇〇円	三七月	一八〇、〇〇〇円
	一〇十月	一一六、五〇〇円	三八月	一八一、七〇〇円
	一〇十一月	一一八、〇〇〇円	三九月	一八三、四〇〇円
	一〇一二月	一一九、五〇〇円	四〇月	一八五、一〇〇円
	一〇一月	一二〇、〇〇〇円	四一月	一八六、八〇〇円
	一〇三月	一二一、〇〇〇円	四二月	一八八、五〇〇円
	一〇四月	一二二、六〇〇円	四三月	一九〇、二〇〇円
	一〇五月	一二四、二〇〇円	四四月	一九一、九〇〇円
	一〇六月	一二五、八〇〇円	四五月	一九七、〇〇〇円
	一〇七月	一二六、〇〇〇円	四五月	一九三、六〇〇円
	一〇八月	一二七、四〇〇円	四六月	一九五、三〇〇円
	一〇九月	一二九、〇〇〇円	四七月	一九八、七〇〇円
	一〇十月	一二〇、二〇〇円	四八月	二〇一、三〇〇円
	一〇一月	一五三、八〇〇円	四九月	二〇〇、五〇〇円
	一〇二月	一五五、四〇〇円	五一月	二〇四、一〇〇円
	一〇三月	一五七、〇〇〇円		
	一〇四月	一五八、六〇〇円		
	一〇五月	一五九、九〇〇円		

官 報 (号外)

一五三月	一一〇、七〇〇円
一五四月	一一〇、九、五〇〇円
一五月	一一一、三〇〇円
一五六月	一一三、一〇〇円
一五七月	一一四、九〇〇円
一五八月	一一六、七〇〇円
一五九月	一一八、五〇〇円
一六〇月	一一〇、三〇〇円
一六一月	一一一、一〇〇円
一六二月	一一三、九〇〇円
一六三月	一一五、七〇〇円
一六四月	一一七、六〇〇円
一六五月	一二九、五〇〇円
一六六月	一二一、四〇〇円
一六七月	一二三、三〇〇円
一六八月	一二五、一〇〇円
一六九月	一二七、一〇〇円
一七〇月	一二九、〇〇〇円
一七一月	一二〇、九〇〇円
一七二月	一二一、八〇〇円
一七三月	一二四、七〇〇円
一七四月	一二六、六〇〇円
一七五月	一二八、五〇〇円
一七六月	一二〇、四〇〇円
一七七月	一五一、三〇〇円
一七八月	一五四、三〇〇円
一七九月	一五六、三〇〇円
一八〇月	一五八、三〇〇円

一八二月	一二〇、三〇〇円
一八三月	一二一、三〇〇円
一八四月	一二二、三〇〇円
一八五月	一二三、三〇〇円
一八六月	一二七〇、三〇〇円
一八七月	一二七、三〇〇円
一八八月	一二七四、三〇〇円
一八九月	一二七六、三〇〇円
一九〇月	一二七八、三〇〇円
一九二月	一二八〇、三〇〇円
一九三月	一二八四、三〇〇円
一九四月	一二八六、四〇〇円
一九五月	一二八八、五〇〇円
一九六月	一二九〇、六〇〇円
一九七月	一二九二、七〇〇円
一九八月	一二九四、八〇〇円
一九九月	一二九六、九〇〇円
一〇〇月	一二九九、〇〇〇円
一〇一月	一二〇、一〇〇円
一〇二月	一二〇、一〇〇円
一〇三月	一二〇、一〇〇円
一〇四月	一二〇、一〇〇円
一〇五月	一二〇、一〇〇円
一〇六月	一二一、六〇〇円
一〇七月	一二三、七〇〇円
一〇八月	一二五、九〇〇円

官 報 (号 外)

平成七年三月二十九日 参議院会議録第十五号(その一) 中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案

一一八

一〇九月	三一八、一〇〇円	一三七月	三八二、一〇〇円
一一〇月	三一〇、三〇〇円	一三八月	三八四、五〇〇円
一一一月	三一四、五〇〇円	一三九月	三八六、九〇〇円
一一二月	三一四、七〇〇円	一四〇月	三八九、三〇〇円
一一三月	三一六、九〇〇円	一四一月	三九一、七〇〇円
一一四月	三一九、一〇〇円	一四二月	三九四、一〇〇円
一一五月	三二一、三〇〇円	一四三月	三九六、五〇〇円
一一六月	三二三、五〇〇円	一四四月	三九九、〇〇〇円
一一七月	三二五、七〇〇円	一四五月	四〇一、五〇〇円
一一八月	三二七、九〇〇円	一四六月	四〇四、〇〇〇円
一一九月	三二九、一〇〇円	一四七月	四〇六、五〇〇円
一一〇月	三三一、四〇〇円	一四八月	四〇九、〇〇〇円
一一一月	三三三、七〇〇円	一四九月	四一一、五〇〇円
一一二月	三三七、〇〇〇円	一五〇月	四一四、〇〇〇円
一一三月	三三九、三〇〇円	一五一月	四一六、五〇〇円
一一四月	三五一、六〇〇円	一五二月	四一九、〇〇〇円
一一五月	三五三、九〇〇円	一五三月	四二一、五〇〇円
一一六月	三五六、二〇〇円	一五四月	四二四、一〇〇円
一一七月	三五八、五〇〇円	一五五月	四二六、七〇〇円
一一八月	三六〇、八〇〇円	一五六月	四二九、三〇〇円
一一九月	三六三、一〇〇円	一五七月	四三一、九〇〇円
一一〇月	三六五、四〇〇円	一五八月	四三四、五〇〇円
一一一月	三六七、七〇〇円	一五九月	四三七、一〇〇円
一一二月	三七〇、一〇〇円	一六〇月	四三九、七〇〇円
一一三月	三七二、五〇〇円	一六一月	四五二、三〇〇円
一一四月	三七四、九〇〇円	一六二月	四五四、九〇〇円
一一五月	三七七、三〇〇円	一六三月	四五七、五〇〇円
一一六月	三七九、七〇〇円	一六四月	四五〇、一〇〇円

官 報 (号外)

二六五月	四五二、八〇〇円	二九三月	五三一、〇〇〇円
二六六月	四五五、五〇〇円	二九四月	五三三、九〇〇円
二六七月	四五八、二〇〇円	二九五月	五三六、九〇〇円
二六八月	四六〇、九〇〇円	二九六月	五三九、九〇〇円
二六九月	四六三、六〇〇円	二九七月	五四二、九〇〇円
二七〇月	四六六、三〇〇円	二九八月	五四八、九〇〇円
二七一月	四六九、〇〇〇円	二九九月	五五四、九〇〇円
二七二月	四七一、七〇〇円	二九〇月	五五一、九〇〇円
二七三月	四七四、四〇〇円	二九一月	五五四、九〇〇円
二七四月	四七七、一〇〇円	二九二月	五五七、九〇〇円
二七五月	四七九、八〇〇円	二九三月	五六〇、九〇〇円
二七六月	四八二、六〇〇円	二九四月	五六四、〇〇〇円
二七七月	四八五、四〇〇円	二九五月	五六七、一〇〇円
二七八月	四八八、二〇〇円	二九六月	五六九、一〇〇円
二七九月	四九一、〇〇〇円	二九七月	五七三、三〇〇円
二八〇月	四九三、八〇〇円	二九八月	五七六、四〇〇円
二八一月	四九六、六〇〇円	二九九月	五七九、五〇〇円
二八二月	五〇一、二〇〇円	二九〇月	五八二、六〇〇円
二八三月	五〇五、〇〇〇円	二九一月	五八五、七〇〇円
二八四月	五〇七、八〇〇円	二九二月	五八八、八〇〇円
二八五月	五一〇、七〇〇円	二九三月	五九二、〇〇〇円
二八六月	五一三、六〇〇円	二九四月	五九五、二〇〇円
二八七月	五一六、五〇〇円	二九五月	五九八、四〇〇円
二八八月	五一九、四〇〇円	二九六月	六〇一、六〇〇円
二八九月	五一二、三〇〇円	二九七月	六〇四、八〇〇円
二九〇月	五一五、二〇〇円	二九八月	六〇八、〇〇〇円
二九一月	五一八、一〇〇円	二九九月	六一一、一〇〇円
二九二月	三一〇円	二九〇月	六一四、四〇〇円

官 報 (号 外)

平成七年三月二十九日 参議院会議録第十五号(その一) 中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案

一一〇

三四九月	七一三、六〇〇円
三四八月	七一七、六〇〇円
三四七月	七一七、二〇〇円
三四六月	七一〇、八〇〇円
三四五月	七一四、四〇〇円
三四四月	七一七、五〇〇円
三四三月	七一八、一〇〇円
三四二月	七一九、二〇〇円
三四一月	七二〇、五〇〇円
三二九月	六三〇、八〇〇円
三二八月	六三七、四〇〇円
三二七月	六三四、一〇〇円
三二六月	六四〇、七〇〇円
三二五月	六三七、四〇〇円
三二四月	六三四、一〇〇円
三二三月	六三七、四〇〇円
三二二月	六三九、一〇〇円
三二一月	六四〇、八〇〇円
三一九月	六四四、〇〇〇円
三一八月	六四七、四〇〇円
三一七月	六四四、〇〇〇円
三一六月	六五〇、八〇〇円
三一五月	六五七、六〇〇円
三一四月	六六一、〇〇〇円
三一三月	六六四、四〇〇円
三一二月	六六七、八〇〇円
三一一月	六七一、二〇〇円
三〇九月	六七八、二〇〇円
三〇八月	六七四、七〇〇円
三〇七月	六八一、七〇〇円
三〇六月	六八八、七〇〇円
三〇五月	六八五、二〇〇円
三〇四月	六八八、七〇〇円
三〇三月	六九二、二〇〇円
三〇二月	六九五、七〇〇円
三〇一月	六九九、二〇〇円
三〇五月	七〇二、八〇〇円
三〇六月	七〇六、四〇〇円
三〇七月	七一〇、〇〇〇円
三七六月	八一五、七〇〇円

官 報 (号 外)

三七七月		四〇五月	九三七、二〇〇円
三七八月		四〇六月	九四一、六〇〇円
三七九月		四〇七月	九四六、〇〇〇円
三八〇月		四〇八月	九五〇、五〇〇円
三八一月		四〇九月	九五五、〇〇〇円
三八二月		四一〇月	九五九、五〇〇円
三八三月		四一一年	九六四、〇〇〇円
三八四月		四一一年	九七七、六〇〇円
三八五月		四一一年	九八一、二〇〇円
三八六月		四一四年	九八六、八〇〇円
三八七月		四一四年	九九一、四〇〇円
三八八月		四一五年	九九六、〇〇〇円
三八九月		四一六年	一、〇〇〇、六〇〇円
三九〇月		四一七年	一、〇〇五、二〇〇円
三九一月		四一八年	一、〇〇九、九〇〇円
三九二月		四一九年	一、〇一四、六〇〇円
三九三月		四二〇月	一、〇一九、三〇〇円
三九四月		四二一月	一、〇一九、三〇〇円
三九五月		四二二月	一、〇一九、三〇〇円
三九六月		四二三年	一、〇一四、〇〇〇円
三九七月		四二四年	一、〇一八、七〇〇円
三九八月		四二五年	一、〇一八、七〇〇円
三九九月		四二六年	一、〇三三、四〇〇円
四〇〇月		四二七年	一、〇三八、二〇〇円
四〇一月		四二八年	一、〇四三、〇〇〇円
四〇二月		四二九年	一、〇四七、八〇〇円
四〇三月		四二〇月	一、〇五二、六〇〇円
四〇四月		四二一年	一、〇五七、四〇〇円
九三三、八〇〇円		四二二月	一、〇六一、三〇〇円

官 報 (号 外)

四三三月	一、〇六七、一〇〇円	四六一月	一、一一一、一〇〇円
四三四月	一、〇七一、一〇〇円	四六二月	一、一一六、五〇〇円
四三五月	一、〇七七、〇〇〇円	四六三月	一、一一一、九〇〇円
四三六月	一、〇八一、九〇〇円	四六四月	一、一一七、四〇〇円
四三七月	一、〇八六、八〇〇円	四六五月	一、一一九〇〇円
四三八月	一、〇九一、八〇〇円	四六六月	一、一三八、四〇〇円
四三九月	一、〇九六、八〇〇円	四六七月	一、一四三、九〇〇円
四四〇月	一、一〇一、八〇〇円	四六八月	一、一四九、四〇〇円
四四一月	一、一〇六、八〇〇円	四六九月	一、一五五、〇〇〇円
四四二月	一、一一一、八〇〇円	四七〇月	一、一六〇、六〇〇円
四四三月	一、一六、九〇〇円	四七一月	一、一六六、二〇〇円
四四四月	一、一七一、〇〇〇円	四七二月	一、一七一、八〇〇円
四四五月	一、一七、一〇〇円	四七三月	一、一七七、四〇〇円
四四六月	一、一九一、一〇〇円	四七四月	一、一八三、一〇〇円
四四七月	一、一三七、三〇〇円	四七五月	一、一八八、八〇〇円
四四八月	一、一四一、四〇〇円	四七六月	一、一九四、五〇〇円
四四九月	一、一四七、六〇〇円	四七七月	一、一九〇、一〇〇円
四五〇月	一、一五二、八〇〇円	四七八月	一、三〇五、九〇〇円
四五一月	一、一五八、〇〇〇円	四七九月	一、三一、七〇〇円
四五二月	一、一六三、一〇〇円	四八〇月	一、三一七、五〇〇円
四五三月	一、一六八、四〇〇円	四八一月	一、三三三、三〇〇円
四五四月	一、一七三、七〇〇円	四八二月	一、三三九、一〇〇円
四五五月	一、一七九、〇〇〇円	四八三月	一、三三四、九〇〇円
四五六月	一、一八四、三〇〇円	四八四月	一、三四〇、八〇〇円
四五七月	一、一八九、六〇〇円	四八五月	一、三四六、七〇〇円
四五八月	一、一九四、九〇〇円	四八六月	一、三五二、六〇〇円
四五九月	一、一九五、三〇〇円	四八七月	一、三五八、五〇〇円
四六〇月	一、一〇五、七〇〇円	四八八月	一、三六四、五〇〇円

四八八月	一、三六四、五〇〇円
四八九月	一、三六四、五〇〇円
四九〇月	一、三六四、五〇〇円
四九一月	一、三六四、五〇〇円
四九二月	一、三六四、五〇〇円
四九三月	一、三六四、五〇〇円
四九四月	一、三六四、五〇〇円
四九五月	一、三六四、五〇〇円
四九六月	一、三六四、五〇〇円
四九七月	一、三六四、五〇〇円
四九八月	一、三六四、五〇〇円
四九九月	一、三六四、五〇〇円
五〇〇月	一、三六四、五〇〇円

官 報 (号外)

四八九月	一、三七〇、五〇〇円	五一七月	一、五四六、七〇〇円
四九〇月	一、三七六、五〇〇円	五一八月	一、五五三、三〇〇円
四九一月	一、三八一、五〇〇円	五一九月	一、五六〇、〇〇〇円
四九二月	一、三八八、五〇〇円	五一〇月	一、五六六、七〇〇円
四九三月	一、三九四、六〇〇円	五一一月	一、五七三、四〇〇円
四九四月	一、四〇〇、七〇〇円	五一二月	一、五八〇、一〇〇円
四九五月	一、四〇六、八〇〇円	五一三月	一、五八六、九〇〇円
四九六月	一、四一二、九〇〇円	五一四月	一、五九三、七〇〇円
四九七月	一、四一九、〇〇〇円	五一五月	一、六〇〇、五〇〇円
四九八月	一、四一五、一〇〇円	五一六月	一、六〇七、三〇〇円
四九九月	一、四三一、四〇〇円	五一七月	一、六一四、二〇〇円
五一〇月	一、四三七、六〇〇円	五一八月	一、六二一、一〇〇円
五一〇月	一、四四三、八〇〇円	五一九月	一、六二八、〇〇〇円
五一〇月	一、四五〇、一〇〇円	五一〇月	一、六三四、九〇〇円
五一〇月	一、四五六、四〇〇円	五一一月	一、六四一、九〇〇円
五一〇月	一、四七五、三〇〇円	五一二月	一、六六二、九〇〇円
五一〇月	一、四六二、七〇〇円	五一三月	一、六六八、九〇〇円
五一〇月	一、四六九、〇〇〇円	五一四月	一、六五五、九〇〇円
五一〇月	一、四七八、一〇〇円	五一五月	一、六七〇、〇〇〇円
五一〇月	一、四九四、五〇〇円	五一六月	一、六七七、一〇〇円
五一〇月	一、五〇〇、九〇〇円	五一七月	一、六八四、二〇〇円
五一〇月	一、五〇七、四〇〇円	五一八月	一、六九一、三〇〇円
五一〇月	一、五一〇、四〇〇円	五一九月	一、六九八、五〇〇円
五一〇月	一、五一三、九〇〇円	五四〇月	一、七〇五、七〇〇円

五四一月以上の月数		減当該月に於ける増加額を當該月数から四月四月に於ける増加額に加算した金額とする。	
		三月五つ月に於ける増加額を當該月数から四月四月に於ける増加額に加算した金額とする。	三月五つ月に於ける増加額を當該月数から四月四月に於ける増加額に加算した金額とする。
五一六月	一、五四〇、一〇〇円	五一六月	一、五四六、七〇〇円
五一五月	一、五三三、五〇〇円	五一五月	一、五五三、三〇〇円
五一四月	一、五二六、九〇〇円	五一四月	一、五六〇、〇〇〇円
五一三月	一、五一〇、四〇〇円	五一三月	一、五七三、三〇〇円
五一二月	一、五一三、九〇〇円	五一二月	一、五九〇、〇〇〇円
五一〇月	一、五一〇、四〇〇円	五一〇月	一、五四六、七〇〇円

平成七年二月二十九日 参議院会議録第十五号(その一) 中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案

別表第三(第二十一条の三関係)

年	数	率									
		一年	二年	三年	四年	五年	六年	七年	八年	九年	一〇年
五九月	六五・四	一・〇一	一・〇七	一・一五	一・一一	一・一七	一・一七	一・一七	一・一七	一・一五	一・〇一
五六月	五六・八	一・一七									
五七月	五六・二	一・一七									
五四月	五四・七	一・一七									
五五月	五四・八	一・一七									
五三月	五六・二	一・一七									
五四月	五四・七	一・一七									
五五月	五九・二	一・一七									
五六月	六〇・七	一・一七									
五八月	六三・八	一・一七									

附則

第一条 この法律は、平成七年十二月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第百二条、第一百四条及び第一百五条の改正規定並びに附則第十九条の規定 公布の日から起算して二十日を経過した日

二 第二十二条の四及び別表第二から別表第四までの改正規定並びに附則第三条から第十条まで、第十一条第二項から第四項まで、第十三条、第十四条及び第十七条の規定 平成八年四月一日

(掛金月額に関する経過措置)

第二条 改正後の中小企業退職金共済法(以下「新法」という。)第四条第一項の規定によりこの法律の施行の日(以下「施行日」という。)の属する月の掛金月額を五千円以上の額に増加しなければならない退職金共済契約については、同項の規定にかかわらず、施行日から起算して二年を経過するまでの間は、その掛金月額を四千円とすることができる。ただし、新法第九条の規定により掛金月額が五千円以上の額に増加された日以後においては、この限りでない。

2 前項の退職金共済契約のうち、同項本文に規定する期間の経過後における掛金月額を五千円以上に増加することが著しく困難であると労働大臣が認定したもの(以下この条において「認定契約」という。)については、新法第四条第二項の規定にかかわらず、当該期間の経過後においても、労働省令で定める日までの間は、その掛金月額を四千円とすることができる。この場合には、前項ただし書の規定を準用する。

3 前項の規定による認定に關し必要な事項は、労働省令で定める。

4 第一项の退職金共済契約のうち、同項本文に規定する期間の満了の際現に掛金月額が四千円であるもの(認定契約を除く。)に係る掛金月額

は、当該期間の満了の時に、五千円に増加され

たものとみなす。

5 第二項に規定する労働省令で定める日までの期間の満了の際現に掛金月額が四千円である認定契約に係る掛金月額は、当該期間の満了の時に五千円に増加されたものとみなす。

6 船員法(昭和二十二年法律第百号)の適用を受ける船員である被共済者に係る退職金共済契約に關しては、第二項中「労働大臣」とあるのは「運輸大臣」と、「労働省令」とあるのは「運輸省令」と、第三項及び前項中「労働省令」とあるのは「運輸省令」とする。

(過去勤務掛金に関する経過措置)

第三条 新法第二十二条の三第一項の規定は、附則第一条第一号に定める日(以下「一部施行日」という。)以後に効力を生じた退職金共済契約の被共済者に係る過去勤務掛金について適用し、一部施行日前に効力を生じた退職金共済契約の被共済者に係る過去勤務掛金については、なお

従前の例による。

第四条 この条から附則第十四条までにおいて、次の方号に掲げる用語の意義は、当該方号に定めることによる。

一 旧法契約 平成二年四月一日前に効力を生じた退職金共済契約をいう。

二 二年法契約 平成二年四月一日以後一部施行日前に効力を生じた退職金共済契約をいう。

三 区分掛金納付月数 掛金月額を百円ごとに

順次区分した場合における各区分(以下「掛金月額の区分」という。)との当該区分に係る

掛金の納付があつた月数をいう。

四 一部施行日前区分掛金納付月数 一部施行

日前の期間に係る区分掛金納付月数をいう。

五 旧最高掛金月額 旧法契約に係る平成三年四月前の期間に係る被共済者との掛金月額

の最高額をいう。

六 挂金月額の区分ごとに、一部施行日前区分掛金納付月数が四十三月以上(旧法契約にあっては、三十六月以上)の場合において、被共済者が一部施行日の前日に退職したものとみなして、新法別表第二の下欄に定める金額の十分の一の金額のうち、一部施行日前区分掛金納付月数に応じ、政令で定められた額を下回らる範囲内で当該算定した額に最も近い金額に応じた月数から、当該一部施行日前区分掛金納付月数を減じて得た月数をいう。ただし、当該一部施行日前区分掛金納付月数に相当する換算月数に相当する月数に対応する換算月数に相当する月数が、同一の掛金月額の区分における当該一部施行日前区分掛金納付月数より小さい一部施行日前区分掛金納付月数に対応する換算月数に相当する月数のうち最大のものを下回るときは、当該最大の月数とする。

七 解約手当金換算月数 前号中「被共済者が一部施行日の前日に退職したものとみなして」とあるのは、「一部施行日の前日に被共済者に係る退職金共済契約が解除されたものとみなして」として、同号の規定の例により算定して得た月数をいう。

八 計算月 新法第十条第二項第三号口に規定第五条新法第十条第二項並びに第二十一条の四第一項及び第二項(第一号を除く。)の規定は、一部施行日以後に効力を生じた退職金共済契約の被共済者が退職した場合(附則第十四条の規定の適用がある場合を除く。)における退職金の額について適用し、一部施行日前に効力を生じた退職金共済契約の被共済者が退職した場合における退職金の額については、次条から附則第十条までに定めるところによる。

第六条 一部施行日前に退職した被共済者に係る退職金の額については、なお前述の例による。

第七条 一部施行日前に効力を生じた退職金共済

契約の被共済者のうち、その者について過去勤務掛金が納付されたことのない者(以下この条、附則第十条及び第十三条において「第七条被共済者」という。)が一部施行日以後に退職したときにおける退職金の額は、次の各号に掲げる掛金納付月数の区分に応じ、当該各号に定めた額を下回らる範囲内で当該算定した額に最も近い金額に応じた月数から、当該一部施行日前区分掛金納付月数を減じて得た月数をいう。ただし、当該一部施行日前区分掛金納付月数に相当する換算月数に相当する月数が、同一の掛金月額の区分における当該一部施行日前区分掛金納付月数より小さい一部施行日前区分掛金納付月数に対応する換算月数に相当する月数のうち最大のものを下回るときは、当該最大の月数とする。

二 二十三月以下 挂金月額の区分ごとに、区分掛金納付月数に応じ新法別表第一の下欄に定める金額の十分の一の金額を合算して得た額(旧法契約の第七条被共済者にあっては、百円に区分掛金納付月数を乗じて得た額を合算して得た額)。

二 二十四月以上四十二月以下 挂金月額の区分ごとに、百円に区分掛金納付月数を乗じて得た額(旧法契約の第七条被共済者にあっては、一部施行日前区分掛金納付月数が三十六月以上の掛金月額の区分においては、区分掛金納付月数に当該一部施行日前区分掛金納付月数に対応する換算月数を加えた月数に応じて得た額を合算して得た額)。

二 四十三月以上 次のイ及びロに定める額を合算して得た額

イ 挂金月額の区分ごとに、次の(1)又は(2)に掲げる一部施行日前区分掛金納付月数の区分に応じ、当該(1)又は(2)に定める額を合算して得た額

(1) 一部施行日前区分掛金納付月数が四十月以下(旧法契約にあっては、三十五月以下)区分掛金納付月数に応じ新法別表第二の下欄に定める金額の十分の一の金額

(2) 一部施行日前区分掛金納付月数が四十月以上(旧法契約にあっては、三十六月以上)区分掛金納付月数に応じ新法別表第二の下欄に定める金額の十分の一の金額

八 平成八年四月前の期間に係る掛金として旧最高掛金月額を超える額の掛金の納付がなった旧法契約の第七条被共済者にあっては、次の(1)に定める額とし、それ以外の第七条被共済者にあっては、次の(1)に定められた額とする。

九 第八条 一部施行日前に効力を生じた日の属する月から計算月(平成八年四月以後の計算月に限る。)までの各月分の掛金に係る額に(2)に定める額を加算した額

(1) 退職金共済契約が効力を生じた日の属する月から計算月(平成八年四月以後の計算月に限る。)までの各月分の掛金に係る額に(2)に定める額を加算して得た額附則第十一条において「特定仮定退職金額」という。これぞれ該計算月の属する年度に、それが当該計算月の属する年度に係る同条の規定により定められる支給率を乗じて得た額(その額に一円未満の端数があるときは、これを一円に切り上げるものとする。)を合算して得た額

(2) 退職金共済契約が効力を生じた日の属する月から計算月(平成八年四月から平成八年三月末までの計算月に限る。)までの各月分の掛金(旧法契約の第七条被共済者にあっては、掛金のうち旧最高掛金月額を超える部分の各月分の掛金)に係る額を超過する部分の各月分の掛金の総額(過去勤務掛金の総額(過去勤務掛金の納付があつた場合に得られる額)を合算して得た額)を合算して得た額

一 過去勤務掛金が納付されたことがないものとみなして、前条中「第七条被共済者」とあるのは「第八条被共済者」として同条の規定を適用した場合に得られる額

二 過去勤務掛金が納付されたことをのとす。)を合算して得た額

第九条 一部施行日前に効力を生じた退職金共済契約の被共済者のうち、その者について過去勤務掛金が納付されたことのある者であつて、退職金共済契約の効力が生じた日の属する月から五(過去勤務期間が五年に満たないときは、当該過去勤務期間の年数)を経過する月までの一部の月につき過去勤務掛金が納付されていないもの(以下この条において読み替えて適用する附則第七条及び附則第十三条において「第九条被共済者」という。)が一部施行日以後に退職したときにおける退職金の額は、次の各号に定めた額を下回らる範囲内で当該算定した額に最も近い金額に応じた月数から、当該一部施行日前区分掛金納付月数を減じて得た月数をいう。ただし、当該一部施行日前区分掛金納付月数に相当する換算月数に相当する月数が、同一の掛金月額の区分における当該一部施行日前区分掛金納付月数より小さい一部施行日前区分掛金納付月数に対応する換算月数に相当する月数のうち最大のものを下回るときは、当該最大の月数とする。

三 二十三月以下 挂金月額の区分ごとに、区分掛金納付月数に応じ新法別表第一の下欄に定める金額の十分の一の金額を合算して得た額(旧法契約の第七条被共済者と同一の条件においては、百円に区分掛金納付月数を乗じて得た額)。

四 四十三月以上 一部施行日前に効力を生じた退職金共済契約の被共済者のうち、その者について過去勤務掛金が納付されたことのある者(次条の規定に定める被共済者を除く。以下この条において読み替えて適用する前条及び附則第十三条において「第八条被共済者」という。)が一部施行日以後に退職したときにおける退職金の額は、次条の規定により算定した額を超えるときは、当該算定した額とする。

五 二十四月以上四十二月以下 挂金月額の区分ごとに、百円に区分掛金納付月数を乗じて得た額(旧法契約の第七条被共済者にあっては、百円に区分掛金納付月数を乗じて得た額)。

六 行日前区分掛金納付月数に当該一部施行日前区分掛金納付月数に対応する換算月数を加えた月数に応じ新法別表第二の下欄に定める金額の十分の一の金額。ただし、その額が政令で定めるところにより従前の算定方法により算定した額を超えるときは、当該算定した額とする。

七 行日前区分掛金納付月数に当該一部施行日前区分掛金納付月数に対応する換算月数を加えた月数に応じ新法別表第一の下欄に定める金額の十分の一の金額を合算して得た額(旧法契約の第七条被共済者にあっては、百円に区分掛金納付月数を乗じて得た額)。

八 平成八年四月前の期間に係る掛金として旧最高掛金月額を超える額の掛金の納付がなった旧法契約の第七条被共済者にあっては、次の(1)に定めて、次の(1)に定める額とし、それ以外の第七条被共済者にあっては、次の(1)に定められた額とする。

九 第八条 一部施行日前に効力を生じた日の属する月から計算月(平成八年四月以後の計算月に限る。)までの各月分の掛金に係る額に(2)に定める額を加算した額

一 過去勤務掛金が効力を生じた日の属する月から現に退職金共済契約が効力を生じた月から過去勤務期間の年数分かかるのぼった年における同日に応当する日に退職金共済契約の効力が生じ、かつ、当該応当する日の属する月に(2)に定める額を加算した額

二 過去勤務掛金が効力を生じた日の属する月から計算月(平成八年四月以後の計算月に限る。)までの各月分の掛金に係る額に(2)に定める額を加算して得た額附則第十一条において「特定仮定退職金額」という。これぞれ該計算月の属する年度に係る同条の規定により定められる支給率を乗じて得た額(その額に一円未満の端数があるときは、これを一円に切り上げるものとする。)を合算して得た額

三 二十三月以下 挂金月額の区分ごとに、次の(1)又は(2)に掲げる一部施行日前区分掛金納付月数の区分に応じ、当該(1)又は(2)に定める額を合算して得た額

(1) 一部施行日前区分掛金納付月数が四十月以下(旧法契約にあっては、三十五月以下)区分掛金納付月数に応じ新法別表第二の下欄に定める金額の十分の一の金額

(2) 一部施行日前区分掛金納付月数が四十月以上(旧法契約にあっては、三十六月以上)区分掛金納付月数に応じ新法別表第二の下欄に定める金額の十分の一の金額

したときにおける退職金の額は、次の各号に掲げる掛金納付月数の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一一一月以下 納付された過去勤務掛金の総額

二 十二月以上五十九月以下 過去勤務掛金が納付されたことがないものとみなして、附則第七条中「第七条被共済者」とあるのは「第九条被共済者」として同条の規定を適用した場合に得られる額に納付された過去勤務掛金の総額(過去勤務掛金の納付があつた月数が四十三ヶ月以上であるときは、過去勤務掛金の額に過去勤務掛金の納付があつた月数に応じ旧法別表第四の下欄に定める率を乗じて得た額。次号において同じ。)を加算した額

三 六ヶ月以上 過去勤務掛金が納付されたことがないものとみなして、附則第七条中「第七条被共済者」とあるのは「第九条被共済者」として同条の規定を適用した場合に得られる額に、掛金納付月数が六十月となつた月以後の掛け金の納付があつた月数に相当する期間につき、納付された過去勤務掛金の総額に対し、年四・五パーセント(平成八年四月前における計算をして得た元利合計額を加算した額として同條の規定を適用した場合に得られる額に、掛金納付月数が六十月となつた月以後の掛け金の納付があつた月数に相当する期間につき、納付された過去勤務掛金の総額に対し、年四・五パーセント)の複利による計算をして得た元利合計額に、附則第七条の規定により計算をして得た元利合計額を加算した額として算定

第十一条 二年 法契約について旧法契約に係る掛金納付月数を旧法第十四条の規定により通算する

第七条被共済者(附則第十三条において「第七条被共済者」という。)が一部施行日以後に退職した場合に支給される退職金のうち、その額が

次に掲げる額のうちいづれか多い額を下回ることとなる退職金の額は、附則第七条の規定にかかるわらず、当該多い額とする。

一 掛金月額の区分ごとに、二年法契約について旧法契約に係る掛金納付月数を旧法第十四

条の規定により通算して得られる区分掛金納付月数に、次のイ又はロに掲げる掛金月額の区分に応じ、当該イ又はロに定める月数をえた月数に応じ労働省令で定めるところにより附則第七条の規定の例により算定した額(その額が労働省令で定める額を超えるときは、当該労働省令で定める額)を合算して得た額

イ 旧最高掛金月額を超えない部分の掛金月額の区分 二年法契約について旧法契約に係る掛金納付月数を旧法第十四条の規定により算定しなかつたものとみなして、二年法契約に係る一部施行日前区分掛金納付月数に対応する換算月数に旧法契約に係る一部施行日前区分掛金納付月数に対応する換算月数をえた月数

ロ 旧最高掛金月額を超える部分の掛金月額の区分 二年法契約について旧法契約に係る掛金納付月数を旧法第十四条の規定により算定して得られる一部施行日前区分掛金納付月数に対応する換算月数

三 旧法契約に係る退職金の額として政令で定めるところにより従前の算定方法により算定して得られる額に対し、平成八年四月前の二年法契約に係る掛金納付月数に相当する期間につき年五パーセントの複利による計算をして得た元利合計額に、附則第七条の規定により二年法契約に係る退職金の額として算定して得られる額を加算した額

四 第二項の支給率は、労働大臣が、各年度ごとに、労働省令で定めるところにより、当該年度の前年度の運用収入のうち支給率に関する規定に定める額の支払に充てるべき部分の額として算定した額を、新法第十条第二項の規定を適用して退職金の額を算定する被共済者及び経過措置被共済者のうち、当該年度に計算月を有することとなる者の新法第十条第二号に定める仮定退職金額及び特定仮定退職金額の総額で除して得た率を基準として、当該年度以後の運用収入の見込額との他の事情を勘案して、当該年度の前年度末までに、中小企業退職金共済審議会の意見を聴いて定めるものとする。

第五条 新法第十条の三第三項の規定は、施行日以後に退職した被共済者に係る退職金の支給について適用し、施行日前に退職した被共済者に係る退職金の支給については、なお従前の例による。

第六条 新法第十条の三第四項の規定は、施行日以前に退職した被共済者に係る退職金の支給について適用し、経過措置分割支給率適用被共済者に係る同条第四項の分割支給率については、なお

3 平成八年度に係る支給率に関する規定の支給率は、労働大臣が、労働省令で定めるところにより支給することを請求したものに

払う方法により支給することを請求したものに係る新法第十条の三第四項の規定の適用については、同項中「千分の五十六」とあるのは「千分の五十七・四」と、「千分の三十一・一」とあるのは「千分の三十一・五」とする。

第七条 新法第十三条第三項(新法第十条第二項の規定を準用する部分に限る。)及び第二十一項の規定の適用がある場合を除く。)における解約手当金の額について適用し、一部施行日前に解除された退職金共済契約の被共済者に係る解約手当金の額については、次に定めるところによる。

一 一部施行日前に解除された退職金共済契約の被共済者に係る解約手当金の額については、次に定めるところによる。

二 一部施行日前に解除された退職金共済契約の被共済者に係る解約手当金の額については、次に定められた場合における解約手当金の額については、次に定めるところによる。

三 第十条被共済者に支給される解約手当金のうち、その額が次のイ又はロに掲げる額を下回ることとなる解約手当金の額は、前号の規定にかかるわらず、当該イ又はロに掲げる額のうちいづれか多い額とする。

イ 二年法契約が解除された日に当該第十

条第八条被共済者附則第八条の規定ハ 第九条被共済者附則第九条の規定

二 平成九年度以後の各年度に係る新法第十条第三号ロ及び附則第七条第三号ロ(以下この条において「支給率に関する規定」という。)の

三 第十条被共済者に支給される解約手当金のうち、その額が次のイ又はロに掲げる額を下回ることとなる解約手当金の額は、前号の規定にかかるわらず、当該イ又はロに掲げる額のうちいづれか多い額とする。

イ 二年法契約が解除された日に当該第十

条第八条被共済者附則第八条の規定

二項第三号ロ及び附則第七条第三号ロ(以下この条において「支給率に関する規定」という。)の

三 第十条被共済者に支給される解約手当金のうち、その額が次のイ又はロに掲げる額を下回ることとなる解約手当金の額は、前号の規定にかかるわらず、当該イ又はロに掲げる額のうちいづれか多い額とする。

イ 二年法契約が解除された日に当該第十

条第八条被共済者附則第八条の規定

ハ 第九条被共済者附則第九条の規定

二 平成第十条の三第四項の規定は、施行日前に

退職した被共済者であつて労働省令で定める日(次項において「特定日」という。)までの間に退職金を分割払の方針により支給することを請求

したもの(以下この項において「経過措置分割支給率適用被共済者」という。)以外のものについて適用し、経過措置分割支給率適用被共済者に

第三項の規定にかかるわらず、第四項の規定により定めるものとする。

該各年度に特定仮定退職金額を算定することによる被共済者以下この条において「経過措置被共済者」という。)がいる場合には、新法第十条の規定により通算して得られる区分掛金納付月数に、次のイ又はロに掲げる掛金月額の区分に応じ、当該イ又はロに定める月

口 二年法契約が解除された日に当該第十条
被共済者が退職したものとみなして、附則
第十条第二号の規定を適用した場合に得ら
れる額

四 平成三年四月一日前に効力を生じた退職金
共済契約(以下この号において「現契約」とい
う。)について現契約が効力を生じる前に効力
を生じた退職金共済契約(以下この号におい
て「前契約」という。)に係る掛金納付月数を旧
法第十四条の規定により通算する第七条被共
済者であつて前契約に係る一部施行日以前区分
掛金納付月数が三十六月以上又は現契約に係
る一部施行日以前区分掛金納付月数が四十三月
以上のものに支給される解約手当金のうち、
その額が、掛け金月額の区分ごとに、現契約に
ついて前契約に係る掛け金納付月数を旧法第十
四条の規定により通算して得られる区分掛け
金納付月数に、次のイ又はロに掲げる掛け金月額
の区分の区分に応じ、当該イ又はロに定める
月数を加えた月数に応じ労働省令で定めると
ころにより算定して得られる額を合算して得
た額を下回ることとなる解約手当金の額は、
第一号の規定にかかわらず、当該合算して得
た額とする。

イ 千二百円を超えない部分の掛け金月額の区
分 現契約について前契約に係る掛け金納付
月数を旧法第十四条の規定により通算しな
かつたものとみなして、現契約に係る一部
施行日以前区分掛け金納付月数に対応する解約
手当金換算月数に前契約に係る一部施行日
前区分掛け金納付月数に対応する換算月数を
加えた月数

口 千二百円を超える部分の掛け金月額の区
分 現契約について前契約に係る掛け金納付
月数を旧法第十四条の規定により通算して
得られる一部施行日以前区分掛け金納付月数に
対応する解約手当金換算月数

第十四条 一部施行日以後に効力を生じた退職金
共済契約について一部施行日前に効力を生じた
退職金共済契約に係る掛け金納付月数を新法第十
四条の規定により通算する被共済者が退職した
ときにおける退職金の額及び当該被共済者に係
る退職金共済契約が解除されたときにおける解
約手当金の額は、新法第十条第二項の規定新
法第十三条第三項において準用する場合を含
む。)にかかわらず、次の各号に掲げる一部施行
日前に効力を生じた退職金共済契約の区分に応
じ、当該各号に定める額とする。

一 旧法契約に係る掛け金納付月数を旧法第十四
条の規定により通算した二年法契約 一部施
行日以後に効力を生じた退職金共済契約を二
年法契約とみなして、附則第十条の規定を適
用した場合に得られる額

(掛け金納付月数の通算に関する経過措置)
第十六条 新法第十四条の規定は、被共済者が平
成五年十二月一日以後に退職し、施行日以後再
び被共済者となつた場合について適用し、被共
済者が同月一日前に退職した場合又は被共済者
が同日以後退職し、施行日前に再び被共済者と
なつた場合については、なお従前の例による。
(中小企業退職金共済法の一部を改正する法律
の一部改正)
第十七条 中小企業退職金共済法の一部を改正す
る法律(平成一年法律第三十九号)の一部を次の
ようにより改正する。
附則第四条第五項及び第六項を削る。
第十八条 附則第二条から第十六条までに定める
ものほか、この法律の施行に關し必要な経過
措置は、政令で定める。

(罰則に関する経過措置)
第十九条 附則第一条第一号に規定する規定の施
行前にした行為に対する罰則の適用について
は、なお従前の例による。

地方自治法第一百五十六条第六項の規定に基づ
き、公共職業安定所の出張所の設置に關し承
認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。
よって国会法第八十三条により送付する。

平成七年三月二十四日

衆議院議長 土井たか子

参議院議長 原 文兵衛殿

地方自治法第一百五十六条第六項の規定に基づ
き、公共職業安定所の出張所の設置に關し承
認を求めるの件

本件は、労働省の所掌事務の円滑かつ効率的
な遂行を図るため、小倉公共職業安定所管内に
出張所を設置することについて、地方自治法第
百五十六条第六項の規定に基づき、国会の承認
を求めるものであつて、妥当な措置と認める。

一 費用
本件施行に要する経費として、平成七年度労
働保険特別会計予算の雇用勘定に約四千万円が
計上されている。

一 要領書
一、委員会の決定の理由
本件は、労働省の所掌事務の円滑かつ効率的
な遂行を図るため、小倉公共職業安定所管内に
出張所を設置することについて、地方自治法第
百五十六条第六項の規定に基づき、国会の承認
を求めるものであつて、妥当な措置と認める。

審査報告書

地方自治法第一百五十六条第六項の規定に基づ
き、公共職業安定所の出張所の設置に關し承
認を求めるの件

右は全会一致をもって承認すべきものと議決し
た。よって要領書を添えて報告する。

平成七年三月二十八日

参議院議長 原 文兵衛殿

労働省設置法第十条第四項の規定により、公共
職業安定所の出張所を設置する必要があるので、
別紙のとおりその設置について、地方自治法第
五十六条第六項の規定に基づき、国会の承認を求
める。

別紙

審査報告書

六条又は第二十七条において適用する場合を含む。)並びに第三十一条第四項に係る部分に限る。), 第四十五条第一号(第三十一条第三項に係る部分に限る。)並びに第四十五条第五号から第七号まで及び第八号(第三十二条第一項に係る部分を除く。)並びに附則第三条並びに第四条第二項並びに第三項及び第四項(第二項に係る部分に限る。)の規定 始効日

右は全会一致をもって別紙のとおり修正すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成七年三月二十八日

商工委員長 久世 公堯
参議院議長 原 文兵衛殿

附則第一条を次のように改める。

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第二十八条 第二十九条及び第四十五条第一号(第二十八条 第二十九条に係る部分に限る。)並びに附則第四条第一項並びに第三項及び第四項(第一項に係る部分に限る。)並びに第五条第一項第二号(附則第四条第一項に係る部分に限る。)並びに第六条第一項(同条第三項又は第四項において準用する場合を含む。)に係る部分に限る。)の規定 条約が日本国について施行する。が日本国について効力を生ずる日)に改める。

附則第三条第一項中「施行日」を「発効日」に、「この法律の施行の日」を「条約が日本国について施行する。」に改める。

附則第四条第一項及び第二項中「施行日」を「発効日」に改める。

附則第三条第一項中「施行日」を「発効日」に、「この法律の施行の日」を「条約が日本国について施行する。」に改める。

附則第四条第一項及び第二項中「施行日」を「発効日」に改める。

三 中小企業の負担を軽減するため、国際機関の検査の受入れ等に必要な体制の整備に対して適切な支援措置を講ずること。

四、条約義務の円滑な履行のため、条約及び本法の趣旨・内容等について化学関連企業のみならず、広く国民各層に周知徹底を図るとともに、特に国際機関の検査等による風評被害を未然に防止するため、適切な措置を講ずること。

右、決議する。

第一章 総則
(目的)
第一条 この法律は、化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約(以下「条約」という。)の適確な実施を確保するため、化学兵器の製造、所持、譲渡し及び譲受けを禁止するとともに、特定物質の製造、使用等を禁止するとともに、特定物質の製造、使用等を規制する等の措置を講ずることを目的とする。

(定義)

第一条 この法律において「毒性物質」とは、人が

吸入し、又は接触した場合に、これを死に至ら

しめ、又はその身体の機能を一時的若しくは持

続的に著しく害する性質(以下「毒性」という。)

を有する物質であつて、条約の規定に即して政

令で定めるものをいう。

2 この法律において「化学兵器」とは、砲弾、ロ

ケット弾その他の政令で定める兵器であつて、

毒性物質又はこれと同等の毒性を有する物質を充てんしたもの(その他の物質を充てんしたものであつて、その内部で化学的変化を生ぜし

め、毒性物質又はこれと同等の毒性を有する物質を生成させるものを含む。)をいう。

二 第二条第八項、第四章(第二十八条及び第一項に係る部分を除く。)第五章、第三十二条第一項及び第三項、第三十四条第一項(第十八条第一項に係る部分を除く。)及び第三項、第四十五条第一号(第二十四条第二項から第四項まで及び第二十五条これらに規定を第二十

一、費用
本法施行のため、特に費用を要しない。

目次
第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 化学兵器の製造等の禁止(第三条)

第三章 特定物質の製造等の規制(第四条第一項)

第四章 指定物質の製造等に係る届出(第二十

四条第一項)

第五章 國際機関による検査等(第三十条・第

三十一条)

第六章 雜則(第三十二条・第三十七条)

第七章 討則(第三十八条・第四十七条)

附則
第一章 総則
(目的)
第一条 この法律は、化学兵器の開発、生産、貯

藏及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約(以

下「条約」という。)の適確な実施を確保するた

め、化学兵器の製造、所持、譲渡し及び譲受け

を禁止するとともに、特定物質の製造、使用等を

規制する等の措置を講ずることを目的とする。

(定義)

第一条 この法律において「毒性物質」とは、人が

吸入し、又は接触した場合に、これを死に至ら

しめ、又はその身体の機能を一時的若しくは持

続的に著しく害する性質(以下「毒性」という。)

を有する物質であつて、条約の規定に即して政

令で定めるものをいう。

2 この法律において「化学兵器」とは、砲弾、ロ

ケット弾その他の政令で定める兵器であつて、

毒性物質又はこれと同等の毒性を有する物質を充てんしたもの(その他の物質を充てんしたものであつて、その内部で化学的変化を生ぜし

め、毒性物質又はこれと同等の毒性を有する物質を生成させるものを含む。)をいう。

3 この法律において「特定物質」とは、毒性物質及び毒性物質の原料となる物質(以下「原料物質」という。)のうち、化学兵器の製造の用に供されるおそれが高いものとして政令で定めるものをいう。

4 この法律において「指定物質」とは、特定物質以外の毒性物質及び原料物質のうち、化学兵器の製造の用に供されるおそれがあるものとして政令で定めるものをいう。

5 この法律において「第一種指定物質」とは、指定物質のうち化學兵器以外の用途に使用されることが少ないものとして政令で定めるものをいい、「第二種指定物質」とは、第一種指定物質以外の指定物質をいう。

6 前項の政令は、条約の規定に即して定めるものとする。

7 この法律において特定物質又は指定物質の製造には、他の物質の製造工程において特定物質又は指定物質を一時的に生成させることが含まれるものとし、特定物質又は指定物質の使用には、当該一時的に生成された特定物質又は指定物質を他の物質に変化させることが含まれるものとする。

8 この法律において「国際機関」とは、条約により設立される化學兵器の禁止のための機関をいう。

第二章 化學兵器の製造等の禁止

(禁止行為)

第三条 何人も、化學兵器を製造してはならない。

2 何人も、化學兵器を所持し、譲り渡し、又は譲り受けてはならない。

3 何人も、化學兵器の製造の用に供する目的をもって、毒性物質若しくはこれと同等の毒性を有する物質又はこれらの物質の原料となる物質を製造し、所持し、譲り渡し、又は譲り受けなければならない。

4 何人も、専ら化學兵器に使用される部品又は専ら化學兵器を使用する場合に用いられる機械器具であつて、政令で定めるものを製造し、所持し、譲り渡し、又は譲り受けなければならない。

第三章 特定物質の製造等の規制

(製造の許可)

第四条 特定物質の製造(抽出を含む。以下この章、第三十一条第一項、第三十四条第一項、第四十三条第一号及び第四十四条第二号において同じ。)をしようとする者は、事業所ごとに、通商産業大臣の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、通商産業省令で定めるところにより、次の事項を記載した申請書を通商産業大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 製造をしようとする事業所の所在地

三 製造をしようとする特定物質

四 製造の方法及びこれに用いる器具、機械又は装置

五 その他通商産業省令で定める事項

(欠格事由)

第六条 通商産業大臣は、第四条第一項の許可申請が次の各号の一に該当する者があるものと認めたときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一 その者の特定物質の製造をする能力が条約の規定に即して通商産業省令で定める限度を超えないこと。

二 その者の特定物質の製造をすることによって、我が国全体の特定物質の製造をする能力が条約で定める限度を超えることとならないこと。

三 その他条約の適確な実施に支障を及ぼすおそれがないこと。

(変更の許可等)

第七条 第四条第一項の許可を受けた者(以下「許可製造者」という。)は、同条第二項第三号又は第四号に掲げる事項を変更しようとするときは、通商産業大臣の許可を受けなければならない。ただし、同号に掲げる事項の変更であつて、通商産業省令で定める軽微なものをして

行を終わり、又は執行を受けることがなくなりた日から三年を経過しない者

二 第九条第一項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から三年を経過しない者

三 他の法令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けたことがなくなった日から三年を経過しない者

4 前項の規定は、第一項の許可に準用する。

(製造の廃止の届出)

第八条 許可製造者は、特定物質の製造を廃止したときは、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出があつたときは、第四条第一項の許可は、その効力を失う。

(製造の許可の取消し等)

第九条 通商産業大臣は、許可製造者が次の各号の一に該当するときは、その許可を取り消し、又は期間を定めてその製造の停止を命ずることができる。

一 第五条第一号又は第三号から第五号までの間に該当するに至つたとき。

二 不正の手段により第四条第一項又は第七条第一項の許可を受けたとき。

三 第七条第一項の規定により許可を受けなければならない事項を同項の許可を受けないで変更したとき。

官報(号外)	
四 第十四条第一項の規定に違反して特定物質の製造をしたとき。	五 第十九条第一項の規定により第四条第一項の許可に付された条件に違反したとき。
2 通商産業大臣は、許可製造者が二年以上引き続き特定物質の製造をしないときは、その許可を取り消すことができる。	(使用の許可)
第十一条 特定物質の使用をしようとする者は、通商産業大臣の許可を受けなければならない。	2 前項の許可を受けようとする者は、通商産業省令で定めるところにより、次の事項を記載した申請書を通商産業大臣に提出しなければならない。
一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	2 第十五条の規定は、前条第一項の許可に準用する。この場合において、第五条第二号中「第九条第一項」とあるのは、「第十二条」と読み替えるものとする。
二 使用をしようとする特定物質及びその数量	3 (使用の許可の取消し)
三 使用の目的及び方法	2 第十二条 通商産業大臣は、第十条第一項の許可を受けた者(以下「許可使用者」という。)が次の各号の一に該当する場合において、その許可に係る特定物質の使用を終えていないときは、その許可を取り消すことができる。
四 使用の時期及び場所	3 許可使用者に譲り渡すために特定物質の製造又は輸入をしようとする者は、その使用の許可に係る特定物質を使用許可証によって確認するものとする。
五 その他通商産業省令で定める事項	4 第十五条 同人も、次の各号の一に該当する場合のほか、特定物質を譲り渡し、又は譲り受けなければならない。
3 通商産業大臣は、第一項の許可をしたときは、その許可に係る特定物質及びその数量を記載した使用許可証を交付しなければならない。	5 前各号に掲げる者から運搬又は廃棄を委託された者が、その委託に係る特定物質を当該運搬又は廃棄のために所持する場合
4 使用許可証の再交付及び返納その他使用許可証に関する手続的事項は、通商産業省令で定める。	6 前各号に掲げる者の従業者が、その職務上
(使用の許可の基準)	2 第十七条 許可使用者、承認輸入者、許可使用者又は次条第一項の規定により特定物質を廃棄しなければならない者は、特定物質を運搬しようとする場合(他に委託して運搬する場合を含み、船舶又は航空機により運搬する場合を除く。)は、国家公安委員会規則で定めるところにより、その旨を都道府県公安委員会に届け出て、届出を証明する文書(以下「運搬証明書」という。)の交付を受けなければならない。
第十二条 通商産業大臣は、前条第一項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めることでなければ、同項の許可をしてはならない。	2 第十三条 特定物質を輸入しようとする者は、外國為替及び外國貿易管理法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第五十二条の規定により、輸入の承認を受ける義務を課せられるものとする。

(製造及び輸入の制限)	
第十四条 許可製造者は、許可使用者に譲り渡すためにその使用的許可に係る特定物質(その使用的許可に係る数量の範囲内のものに限る。以下同じ。)の製造をする場合(自らが許可使用者である場合において、その使用的許可に係る特定物質の製造をしてはならない。ただし、通商産業省令で定める場合は、この限りでない。)	第一 許可使用者が、その製造した特定物質を許可使用者に譲り渡すまでの間所持する場合
2 第十五条の規定は、前条第一項の許可に準用する。この場合において、第五条第二号中「第九条第一項」とあるのは、「第十二条」と読み替えるものとする。	二 承認輸入者が、その輸入した特定物質を許可使用者に譲り渡すまでの間所持する場合
3 (使用の許可の取消し)	三 許可使用者が、特定物質を使用するまでの間所持する場合
2 第十二条 通商産業大臣は、第十条第一項の許可を受けた者(以下「許可使用者」という。)が次の各号の一に該当する場合において、その許可に係る特定物質の使用を終えていないときは、その許可を取り消すことができる。	四 第十八条第一項の規定により特定物質を廃棄しなければならない者が、廃棄するまでの間所持する場合
3 許可使用者に譲り渡すために特定物質の製造又は輸入をしようとする者は、その使用的許可に係る特定物質を使用許可証によって確認するものとする。	五 前各号に掲げる者から運搬又は廃棄を委託された者が、その委託に係る特定物質を当該運搬又は廃棄のために所持する場合
4 第十五条 同人も、次の各号の一に該当する場合のほか、特定物質を譲り渡し、又は譲り受けなければならない。	六 前各号に掲げる者の従業者が、その職務上
5 前各号に掲げる者から運搬又は廃棄を委託された者が、その委託に係る特定物質を当該運搬又は廃棄のために所持する場合	2 第十七条 許可使用者、承認輸入者、許可使用者又は次条第一項の規定により特定物質を廃棄しなければならない者は、特定物質を運搬しようとする場合(他に委託して運搬する場合を含み、船舶又は航空機により運搬する場合を除く。)は、国家公安委員会規則で定めるところにより、その旨を都道府県公安委員会に届け出て、届出を証明する文書(以下「運搬証明書」という。)の交付を受けなければならない。
6 前各号に掲げる者の従業者が、その職務上	2 第十三条 特定物質を輸入しようとする者は、外國為替及び外國貿易管理法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第五十二条の規定により、輸入の承認を受ける義務を課せられるものとする。

2 都道府県公安委員会は、前項の規定による届出があった場合において、当該届出に係る運搬において特定物質が盗取され、又は所在不明となることを防ぐため必要があると認めるときは、運搬の日時、経路その他国家公安委員会規則で定める事項について、必要な指示をすることができる。

3 都道府県公安委員会は、前項の指示をしたときは、その指示の内容を運搬証明書に記載しなければならない。

4 運搬証明書の記載事項の変更及びその再交付については、国家公安委員会規則で定める。

5 特定物質を運搬する者は、運搬証明書を携帯し、かつ、当該運搬証明書に記載された内容に従つて運搬しなければならない。

(廃棄)

第十八条 次の各号の一に該当する場合において、当該各号に掲げる者が特定物質を所持しているときは、その者は、運送なく、その特定物質(第二号に該当する場合にあっては、同号に規定する数量を超える部分に限る)を廃棄しなければならない。

一 許可製造者が、第八条第一項の規定による届出をしたとき。

二 許可製造者が、第九条の規定によりその許可を取り消されたとき。

三 許可製造者が、第十一条第一項に係る数量を超えて特定物質の製造をしたとき。

四 許可使用者が、第十二条の規定によりその許可を取り消されたとき。

五 許可使用者が、その許可に係る特定物質を使用することを要しなくなったとき。

六 訸可製造者又は承認輸入者が、許可使用者に譲り渡すために特定物質の製造又は輸入をした場合において、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。	2 第二十一条 訸可製造者は、その製造に係る特定物質を譲り受けた前に、第十二条の規定によりその許可を取り消されたとき。
2 前項の規定により特定物質を廃棄しなければならない者(以下「廃棄義務者」という。)は、通商産業省令で定めるところにより、廃棄すべき特定物質及びその数量並びにその廃棄の方法を通商産業大臣に届け出なければならない。	2 前項の規定により特定物質を廃棄しなければならない者(以下「廃棄義務者」という。)は、通商産業省令で定めるところにより、廃棄すべき特定物質及びその数量並びにその廃棄の方法を通商産業大臣に届け出なければならない。
3 通商産業大臣は、前項の規定による届出においては、条件を付し、及びこれを変更することができる。	3 通商産業大臣は、前項の規定による届出においては、条件を付し、及びこれを変更することができる。
4 第十九条 第四条第一項又は第十条第一項の許可には、条件を付し、及びこれを変更することができる。	4 第十九条 第四条第一項又は第十条第一項の許可には、条件を付し、及びこれを変更することができる。
5 前項の条件は、条約の適確な実施を確保し、又は許可に係る事項の確実な実施を図るために必要な最小限度のものに限り、かつ、許可を受けられた者に不当な義務を課すこととなるものであつてはならない。	5 前項の条件は、条約の適確な実施を確保し、又は許可に係る事項の確実な実施を図るために必要な最小限度のものに限り、かつ、許可を受けられた者に不当な義務を課すこととなるものであつてはならない。
6 (承継)	6 (承継)
7 第二十条 許可製造者又は許可使用者について相続又は合併があつたときは、相続人(相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により承継すべき相続人を選定したときは、その者)又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、許可製造者又は許可使用者の地位を承継する。	7 第二十条 訸可製造者又は許可使用者について相続又は合併があつたときは、相続人(相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により承継すべき相続人を選定したときは、その者)又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、許可製造者又は許可使用者の地位を承継する。
8 第二十二条 訸可製造者は、日誌を備え、その製造に係る特定物質に關し次に掲げる事項を記録しなければならない。	8 第二十二条 訸可製造者は、日誌を備え、その製造に係る特定物質に關し次に掲げる事項を記録しなければならない。
9 一 製造をした数量	9 一 製造をした数量
10 二 他の者に譲り渡した場合にあつては、譲り渡した者及び数量	10 二 他の者に譲り渡した場合にあつては、譲り渡した者及び数量
11 三 自ら使用した場合にあつては、使用した数量及び用途	11 三 自ら使用した場合にあつては、使用した数量及び用途
12 四 保有量	12 四 保有量
13 五 その他通商産業省令で定める事項	13 五 その他通商産業省令で定める事項
14 6 第二十三条 訸可製造者、承認輸入者、許可使用者若しくは廃棄義務者又はこれらの人から運搬の地位を承継する。	14 6 第二十三条 訸可製造者、承認輸入者、許可使用者若しくは廃棄義務者又はこれらの人から運搬の地位を承継する。
15 7 前項の規定により許可製造者又は許可使用者等に係る第一種指定物質のその事業所ごと及び物質ごとの数量が第一項の通商産業省令で定める数量を超えた者及びその年のその事業所における製造等に係る第一種指定物質のその事業所ごと及び物質ごとの数量について前二項	15 7 前項の規定により許可製造者又は許可使用者等に係る第一種指定物質のその事業所ごと及び物質ごとの数量が第一項の通商産業省令で定める数量を超えた者及びその年のその事業所における製造等に係る第一種指定物質のその事業所ごと及び物質ごとの数量について前二項

官報(号外)

の規定による届出をした者は、通商産業省令で定めるところにより、翌年に当該事業所において製造等をしようとする当該第一種指定物質の数量及び第一項の通商産業省令で定める事項を通商産業大臣に届け出なければならない。ただし、その数量について同項の規定による届出をする場合は、この限りでない。

4 前三項の規定による届出をした者は、当該年

において製造等をする当該第一種指定物質の数量がその届出に係る数量を著しく上回る場合として通商産業省令で定める場合には、あらかじめ、通商産業省令で定めるところにより、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

ただし、前項の規定による届出をした者がその届出に係る年に当該事業所において製造等をしようとする当該第一種指定物質の数量について第二項の規定による届出をしなければならない場合は、この限りでない。

(第一種指定物質の製造等の実績数量)

(第二種指定物質等の輸出入の実績数量)

量が通商産業省令で定める数量を超えたときは、通商産業省令で定めるところにより、その旨及び前年に当該事業所において製造をした特定有機化学物質の数量が通商産業省令で定める区分のいずれに属するかを通商産業大臣に届け出なければならない。

(国際機関による検査等)

第五章 国際機関による検査等

(国際機関の指定する者の検査等)

第三十条 國際機関の指定する者は、通商産業大臣の指定するその職員政令で定める場合にあっては、通商産業大臣の指定するその職員及び外務大臣の指定するその職員に、条約で定める範囲内で、毒性物質若しくはこれと同等の毒性を有する物質又はこれらの物質の原料となる物質を取り扱う場所その他の場所であって、国際機関が指定するものに立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは撮影し、関係者に質問し、又は試験のために必要な最小限度の分量に限り試料を無償で収去することができる。

2 前条第三項及び第四項の規定は、前項の規定

により封印又は装置の取付けに立ち会う職員に準用する。

3 何人も、第一項の規定によりされた封印又は取り付けられた装置を、正当な理由がないのに、取り外し、又はき損してはならない。

4 許可製造者は、第一項の規定によりされた封印又は取り付けられた装置について、滅失、破損その他の事故が生じたときは、通常なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

2

(封印又は監視装置の取付け)

第三十一条 國際機関の指定する者は、通商産業大臣の指定するその職員の立会いの下に、条約で定める範囲内で、許可製造者の工場その他の事業場内において、特定物質の製造又は移動を監視するために必要な封印をし、又は装置を取り付けることができる。

(第二種指定物質の製造への準用)

は、第二種指定物質の製造をする者及びその製造をする第二種指定物質の数量に準用する。この場合において、第二十四条第三項中「前三年のいすれかの年」とあるのは、「前年」と読み替えるものとする。

(報告微収)

第六章 雜則

(報告微収)

第三十二条 通商産業大臣又は都道府県公安委員会は、この法律(都道府県公安委員会にあっては、第十七条第二項の規定)の施行に必要な限度において、許可製造者、承認輸入者、許可使用者又は廃棄義務者に対し、その業務に關し報告させることができる。

3

(報告微収)

2 通商産業大臣は、国際機関又は締約国政府にあっては、国際機関又は当該締約国政府に對して説明を行うために必要な限度において、毒性物質若しくはこれと同等の毒性を有する物質又はこれらの物質の原料となる物質を取り扱つ

する場合に、この限りでない。

(第一種指定物質等の使用への準用)

第二十五条 前条第一項から第三項までの規定による届出をした者は、通商産業省令で定めるとこにより、その届出に係る年に当該事業所において製造等をした当該第一種指定物質の数量その他の通商産業省令で定める事項を通商産業大臣に届け出なければならぬ。

2 前項の規定は、第一種指定物質以外の有機化學物質である、政令で定めるもの(以下単に「有機化學物質」という。)の製造(政令で定めるものを除く。以下この条において同じ。)をする者は、前年に製造をした有機化學物質のその事業所ごとの数量が通商産業省令で定める数量を超えたときは、通商産業省令で定めるところにより、その旨及び前年に当該事業所において製造をした有機化學物質の数量が通商産業大臣に届け出なければならない。

3 第一項の規定により検査等に立ち会う職員は、当該検査等が条約の範囲内で、適かつ円滑に行われることを確保するよう努めなければならない。

4 第一項の規定により検査等に立ち会う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

者その他の者に対し、その要請に係る事項に關し報告させることができる。

3 通商産業大臣は、第三十条第一項の規定による検査等が行われた場合にあっては、国際機関に対して説明を行うために必要な限度において、関係者に対し、当該検査等の対象となつた活動に關し報告させることができる。

(立入検査)

第三十三条 通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、許可製造者、承認輸入者、許可使用者又は廃棄義務者の事務所、工場その他の事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最小限度の分量に限り試料を無償で収去させることができる。

2 都道府県公安委員会は、第十七条第一項の規定の施行に必要な限度において、警察職員に、許可製造者、承認輸入者、許可使用者又は廃棄義務者の事務所、工場その他の事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は

3 その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第一項及び第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(特定施設についての特例)

第三十四条 特定施設(國の施設であつて、特定物質の毒性から人の身体を守る方法に関する研究(以下「特定研究」という。)のために特定物質の製造をする施設として、一を限り政令で指定

するものをいう。以下同じ。)において國が行う政令で定める数量の範囲内の特定物質の製造

は、第三十六条の規定により読み替えられた第四条第一項の承認を受けて行うものとみなし、特定施設において國が行う当該政令で定める数

量の範囲内の特定物質の特定研究のための使用は、第三十六条の規定により読み替えられた第十一条第一項の承認を受けたものとみなす。

2 第十八条第一項並びに第三十二条第二項及び

第三項の規定は、前項の規定により使用の承認を受けたものとみなされた特定物質及び当該特定物質に係る事項については、適用しない。

3 国際機関の指定する者が特定施設に立ち入り、検査等を行う場合及び国際機関の指定する者が特定施設において封印をし、又は装置を取り付ける場合には、第三十条第一項及び第三十

一条第一項中「通商産業大臣」とあるのは、「特定施設に係る行政機関の長」とする。

(通商産業大臣と國家公安委員会等との関係)

第三十五条 通商産業大臣は、第四条第一項、第九条、第十条第一項若しくは第十二条の規定による処分をしたとき、又は第七条第二項若しくは第三項(第二号を除く。)、第八条第一項、第二十一条第一項若しくは第二十二条第一項の規定による届出があつたときは、遅滞なく、その旨を国家公安委員会に通知しなければならない。

第三十七条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廢する場合においては、その命令

で、その制定又は改廢に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定める」とがで

第七章 罰則

第三十八条 化学兵器を使用して、当該化学兵器に充てんされ、又は当該化学兵器の内部で生成された毒物質又はこれと同等の毒性を有する物質を発散させた者は、無期若しくは二年以上の懲役又は千万円以下の罰金に処する。

第二十九条 第三条第一項の規定に違反した者

は、一年以上の有期懲役又は七百万円以下の罰金に処する。

第三十九条 第三条第二項の規定に違反した者

は、十年以下の有期懲役又は五百円以下の罰金に処する。

第四十条 第三十八条第一項の罪を犯す目的でそ

の予備をした者は、五年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処する。

第四十一条 第三十九条第一項の罪を犯す目的でそ

の予備をした者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第四十二条 第三十八条から前条までの罪は、刑法明治四十年法律第四十五号)第三条の例に従う。

3 通商産業大臣及び国家公安委員会は、特定物質が盗取され、又は所在不明となることを防ぐことについて、相互に協力するものとする。

(国に対する適用)

第三十六条 この法律の規定は、次章の規定を除き、國に適用があるものとする。この場合において、「許可」とあるのは、「承認」と読み替えるものとする。

- 一 第十七条第二項、第十七条第一項、第十八条
第二項、第二十一条、第二十三条、第二十四条
第二項から第四項まで若しくは第二十五条
(「これらは規定を第二十六条又は第二十七条
において準用する場合を含む。」)、第二十八条
、第二十九条又は第三十一条第四項の規定
による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
二 第十六条第二項、第十七条第五項又は第三
十二条第三項の規定に違反した者
三 第二十二条第一項の規定に違反して日誌を
備えず、又は日誌に記録せず、若しくは虚偽
の記録をした者
四 第二十二条第二項の規定に違反して日誌を
保存しなかつた者
五 第三十条第一項の規定による検査、撮影若
しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、
又は質問に対し答弁をせず、若しくは虚偽
の答弁をした者
六 第三十条第一項の規定による立金いを拒
み、妨げ、又は忌避した者
七 第三十一条第一項の規定による封印又は裝
置の取付けを拒み、妨げ、又は忌避した者
八 第三十二条の規定による報告をせず、又は
虚偽の報告をした者
九 第三十三条第一項の規定による検査若しく
は収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は
質問に対し答弁をせず、若しくは虚偽の答
弁をした者
十 第三十三条第二項の規定による検査を拒
み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対し
て答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者
十一 第四十六条 法人の代表者又は法人若しくは人の
第四十六条 法人の代表者又は法人若しくは人の

代理人、使用人その他の従業者が、その法人又
は人の業務に関し、第二十八条若しくは第四十
一条の罪を犯し、又は第三十九条、第四十一条若
しくは前三条の違反行為をしたときは、行為者
を罰するほか、その法人又は人に対し各本条
の罰金刑を科する。

第四十七条 第七条第三項、第八条第一項、第十
五条第二項又は第二十条第二項の規定による届
出をせず、又は虚偽の届出をした者は、二十万
円以下の過料に処する。

(施行期日)

第一条 この法律は、条約が日本国について効力
を生ずる日から施行する。ただし、第二条(第
八項を除く。)、第二十八条、第二十九条、第四
十五条(第二十八条及び第二十九条に係る部分に
限る。)、第四十六条並びに附則第四条第一項
並びに第三項及び第四項(第一項に係る部分に
限る。)並びに第五条第二項及び第三項の規定
は、条約が日本国について効力を生ずる日前に
おいて、政令で定める日から施行する。

第二条 この法律の施行の際特定物質を所持して
いる者は、この法律の施行の日(以下「施行日」
といふ。)から三十日を経過するまでの間(以下
「猶予期間」という。)に第十条第一項の許可の申
請をしなかつた場合にあっては猶予期間の経過
後遅滞なく、猶予期間に申請した許可を拒否さ
れた場合にあってはその処分後遅滞なく、その
所持する当該特定物質を廃棄しなければならな
い。

第三条 第一種指定物質の製造等をする者であ
つて、施行日の属する年の製造等に係る第一種指
定物質のその事業所ごと及び物質ごとの数量
は、適用しない。

第四条 施行日の属する年の前三年のいずれかの
年ににおいて製造等をした第一種指定物質のその
事業所ごと及び物質ごとの数量が第二十四条第
一項の通商産業省令で定める数量を超えた者
は、通商産業省令で定めるところにより、当該
前三年に当該事業所において製造等をした当該
第一種指定物質の数量その他通商産業省令で定
める事項を通商産業大臣に届け出なければならない。
第五条 第一条の規定は、この法律の施行の際特定物
質を廃棄する場合に準用する。

第六条 前各項の規定は、この法律の施行の際特定施
設内において国が所持する特定物質について
は、適用しない。

第七条 第一種指定物質の製造等をする者であ
つて、施行日の属する年の製造等に係る第一種指
定物質のその事業所ごと及び物質ごとの数量
が、第二十四条第一項の通商産業省令で定める
数量を、施行日前に超えてるもの又は施行日
から三十日以内に超えるものについての同条第
二項の規定の適用については、同項中「あらか
じめ」とあるのは、「この法律の施行の日から三
十日以内」とする。

第八条 前項の規定は、第一種指定物質の使用で
あって第二十六条の通商産業省令で定めるもの
をした者及びその使用をした第一種指定物質の
数量に準用する。

第九条 第一項及び第二項の規定は、第二種指定物質
の製造をした者及びその製造をした第一種指定
物質の数量に準用する。この場合において、第

一 者は、次に掲げる期間は、第十六条第一項の規
定にかかるらず、その特定物質を所持すること
ができる。その者の従業者がその職務上所持す
る場合及びその者から運搬又は廃棄を委託され
た者(その従業者を含む。)がその委託に係る特
定物質を当該運搬又は廃棄のために所持する場
合も、同様とする。
二 猶予期間
一 猶予期間
二 猶予期間にした第十条第一項の許可の申請
についての処分があるまでの間
三 前項の規定により廃棄するまでの間
四 第十六条第二項の規定は、前項の規定により
特定物質を所持する者に準用する。
五 第十七条及び第二十三条の規定の適用につい
ては、この法律の施行の際特定物質を所持する者
がその特定物質を廃棄する場合に準用する。
六 前各項の規定は、この法律の施行の際特定施
設内において国が所持する特定物質について
は、適用しない。
七 第一条の規定は、この法律の施行の際特定物
質を所持する者に準用する。

第八条 第二項の規定は、第一種指定物質の使用で
あって第二十六条の通商産業省令で定めるもの
をした者及びその使用をした第一種指定物質の
数量に準用する。

第九条 第一項及び第二項の規定は、第二種指定物質
の製造をした者及びその製造をした第一種指定
物質の数量に準用する。この場合において、第

官報 (号外)

一項中「前三年のいづれかの年」とあるのは「前年」と、「当該前三年」とあるのは「当該年」と読み替えるものとする。

第五条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 附則第二条第一項の規定に違反した者

二 附則第二条第五項において準用する第十八

条第三項の規定による命令に違反して特定物

質を廃棄した者

2 次の各号の一に該当する者は、三十万円以下

の罰金に処する。

一 附則第二条第三項において準用する第十六

条第二項の規定に違反した者

二 附則第二条第五項において準用する第十八

条第二項又は前条第一項(同条第三項又は第四項において準用する場合を含む。)の規定によ

る届出をせず、又は虚偽の届出をした者

3 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、

使用者その他の従業者が、その法人又は人の業

務に關し、前二項の違反行為をしたときは、行

為者を罰するほか、その法人又は人に対しても當

該各項の罰金刑を科する。

第六条 附則第二条から前条までに定めるもの

ほか、この法律の施行に關して必要な経過措置

は、政令で定める。

(通商産業省設置法の一部改正)

第七条 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。

二十四条第六十三号の次に次の一号を加える。

六十三の二 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律(平成七年法律第

号)の施行に關すること。

審査報告書

河川法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成七年三月二十八日

建設委員長 合馬 敏

参議院議長 原 文兵衛殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、適切かつ合理的な土地利用を確

保しつつ河川の整備及び河川管理の適正化を図

るため、地下に設けられた河川管理施設等に係

る河川区域を地下又は空間について一定の範囲

を定めた立体的な区域として指定すること等が

できるものとするとともに、河川区域内における違法放置物件等に的確に対処するため、相手

方を確定できない場合の監督処分の手続を設け

るため、地下に設けられたもの、建物その他の工作

物内に設けられたもの又は洪水時の流水を貯留

する空間を確保するためのもので柱若しくは壁

及びこれらによつて支えられる人工地盤から成

る構造を有するものである場合において、当該

河川管理施設の存する地域の状況を勘案し、適

正かつ合理的な土地利用の確保を図るために必要

があると認めるときは、第六条第一項の規定に

かかわらず、当該河川管理施設に係る河川区域

を地下又は空間について一定の範囲を定めた立

体的な区域として指定することができる。

2 河川管理者は、前項の河川区域(以下この章及び第一百六十二条第三号において「河川立体区域」という。)を指定するときは、建設省令で定めると

河川法の一部を改正する法律案

河川法の一部を改正する法律

目次中「第三章 河川に関する費用(第五十九

条—第七十四条)」を「第二章の一 河川立体区域 河川に関する費用

(第五十八条の二—第五十八条の七)」に改める。

第五十四条第一項中「河川区域」の下に「(第五十

八条の二第一項の規定により指定するものを除く。第三項において同じ。)」を加える。

第五十六条第一項中「河川区域」の下に「(第五十

八条の二第一項の規定により指定するものを除く。」を加える。

第五十五条第二項中「第一章を加える。

第二章の二 河川立体区域

(河川立体区域)

第五十八条の二 河川管理者は、河川立体区域を

指定する河川管理施設を保全するため必要があ

ると認めるときは、当該河川立体区域に接する

一定の範囲の地下又は空間を河川保全立体区域

として指定することができる。

2 建設大臣は、河川保全立体区域を指定しよう

とするときは、あらかじめ、関係都道府県知事

の意見を聽かなければならない。これを変更

し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

3 河川保全立体区域の指定は、当該河川管理施

設を保全するため必要な最小限度の範囲に限つ

てするものとする。

4 河川管理者は、河川保全立体区域を指定する

ときは、建設省令で定めるところにより、その

旨を公示しなければならない。これを変更し、

又は廃止するときも、同様とする。

ころにより、その旨を公示しなければならない。これを変更し、又は廃止するときも、同様とする。

(河川保全立体区域)

河川管理者は、河川立体区域を

指定する河川管理施設を保全するため必要があ

ると認めるときは、当該河川立体区域に接する

一定の範囲の地下又は空間を河川保全立体区域

として指定することができる。

2 建設大臣は、河川保全立体区域を指定しよう

とするときは、あらかじめ、関係都道府県知事

の意見を聽かなければならない。これを変更

し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

3 河川保全立体区域が指定されている前条第一項の

河川管理施設について、河川保全立体区域の指

定があつたときは、当該河川保全立体区域の指定

は、その効力を失う。

(河川保全立体区域における行為の制限)

第五十八条の四 河川保全立体区域内において、

次に掲げる行為をしようとする者は、建設省令

で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならぬ。ただし、政令で定める行

為については、この限りでない。

1 土地の掘削、盛土又は切土その他土地の形

状を変更する行為

二 工作物の新築 改築又は除却
三 載荷重が一平方メートルにつき政令で定める重量以上の土石その他の物件の集積

2 第三十三条の規定は、相続人、合併により設立される法人その他の前項の許可を受けた者の一般承継人、同項の許可を受けた者からその許可に係る土地若しくは工作物又は当該許可に係る工作物の新築等をすべき土地(以下この項において「許可に係る土地等」という。)を譲り受けた者及び同項の許可を受けた者から賃貸借その他により当該許可に係る土地等を使用する権利を取得した者について準用する。

(河川予定立体区域)

第五十八条の五 河川管理者は、河川工事を実行するため必要があると認めるときは、河川工事の施行により新たに河川立体区域として指定すべき地下又は空間を河川予定立体区域として指定する。

2 河川予定立体区域の指定は、当該河川工事を施行することが当該工事の実施の計画からみて確実となつた日以後でなければ、してはならない。

3 河川管理者は、河川予定立体区域を指定するときは、建設省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。これを変更し、又は廃止するときも、同様とする。

4 河川予定地が指定されている第五十八条の二第一項の河川管理施設について、河川予定立体区域の指定があったときは、当該河川予定地の指定は、その効力を失う。

(河川予定立体区域内における行為の制限)
第五十八条の六 河川予定立体区域内において、

次に掲げる行為をしようとする者は、建設省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けるなければならない。ただし、政令で定める行為については、この限りでない。
一 土地の掘削、盛土、切土その他の形状を変更する行為

二 工作物の新築又は改築

2 河川管理者は、前項の規定による制限により損失を受けた者がある場合には、その者に対しても通常生ずべき損失を補償しなければならない。

3 第二十一条第四項及び第五項の規定は前項の規定による損失の補償について、第三十三条の規定は相続人、合併により設立される法人その他の第一項の許可を受けた者の一般承継人、同項の許可を受けた者から賃貸借その他をすべき土地(以下この項において「許可に係る土地等」という。)を譲り受けた者及び同項の許可を受けた者からその許可に係る土地若しくは工作物又は当該許可に係る工作物の新築等をすべき土地(以下この項において「許可に係る土地等」という。)を譲り受けた者及び同項の許可を受けた者から賃貸借その他により当該許可に係る土地等を使用する権利を取得した者について準用する。

(河川予定立体区域)

第五十八条の六 河川管理者は、河川工事を実行するため必要があると認めるときは、河川工事の施行により新たに河川立体区域として指定すべき地下又は空間を河川予定立体区域として指定する。

2 河川予定立体区域の指定は、当該河川工事を

施行することが当該工事の実施の計画からみて確実となつた日以後でなければ、してはならない。

3 河川管理者は、河川予定立体区域を指定するときは、建設省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。これを変更し、又は廃止するときも、同様とする。

4 河川予定地が指定されている第五十八条の二第一項の河川管理施設について、河川予定立体区域の指定があったときは、当該河川予定地の指定は、その効力を失う。

(河川予定立体区域内における行為の制限)
第五十八条の六 河川予定立体区域内において、

次に掲げる行為をしようとする者は、建設省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けるなければならない。ただし、政令で定める行為については、この限りでない。
一 土地の掘削、盛土、切土その他の形状を変更する行為

3 前二項の規定により必要な措置をとることを命じようとする場合において、過失がなくて当該措置を命すべき者を確知することができないときは、河川管理者は、その者の負担において、当該措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができるものとし、この場合においては、相当の期限を定めて、当該措置を行なう旨及びその期限までに当該措置を行なないときは、河川管理者又はその命じた者若しくは委任した者が当該措置を行なう旨を、あらかじめ公告しなければならない。

第七十七条第一項中「若しくは第五十七条第一項を」、「第五十七条第一項、第五十八条の四第一項若しくは第五十八条の六第一項」を「第七十五条第一項若しくは第二項」に、「行なわせる」を「行わせる」に改める。

第八十七条中「又は河川予定地」を「河川予定地、河川保全立体区域又は河川予定立体区域」に、「行なつて」を「行つて」に、「若しくは第五十七条第一項」を「第五十七条第一項、第五十八条の四第一項若しくは第五十八条の六第一項」に、「行ない」を「行い」に改める。

第八十九条第一項中「若しくは河川予定地」を「河川予定地、河川保全立体区域若しくは河川予定立体区域」に、「行なう」を「行う」に改める。

第九十五条中「行なう」を「行う」に、「及び第五十七条第一項」を「第五十七条第一項、第五十八条の四第一項及び第五十八条の六第一項」に改め

る。

(河川管理者が権原を取得した河川予定立体区域)

第一百六条第三号中「河川予定地内の土地」の下に「又は第五十八条の七の規定により河川立体区域内の地下若しくは空間」を加え、同条第四号及び第五号中「河川予定地内の土地」の下に「又は第五十八条の七の規定により河川立体区域内の地下若しくは空間とみなされる河川予定立体区域内の地下若しくは空間」を加える。

二 第五十八条の四第一項の規定に違反して、河川保全立体区域内において同項各号の一に該当する行為をした者

3 第五百五条第四項中「又は第五十五条第一項」を「第五十五条第一項又は第五十八条の四第一項」に改める。

二 第五十八条の四第一項の規定に違反して、河川保全立体区域内において同項各号の一に該当する行為をした者

3 第五百五条第四項中「又は第五十五条第一項」を「第五十五条第一項又は第五十八条の四第一項」に改める。

二 第五十八条の四第一項の規定に違反して、河川保全立体区域内において同項各号の一に該当する行為をした者

3 第五百五条第四項中「又は第五十五条第一項」を「第五十五条第一項又は第五十八条の四第一項」に改める。

二 第五十八条の四第一項の規定に違反して、河川保全立体区域内において同項各号の一に該当する行為をした者

3 第五百五条第四項中「又は第五十五条第一項」を「第五十五条第一項又は第五十八条の四第一項」に改める。

二 第五百五条第一項の規定に違反して、河川保全立体区域内において同項各号の一に該当する行為をした者

3 第五百五条第一項の規定に違反して、河川保全立体区域内において同項各号の一に該当する行為をした者

二 第五百五条第一項の規定に違反して、河川保全立体区域内において同項各号の一に該当する行為をした者

3 第五百五条第一項の規定に違反して、河川保全立体区域内において同項各号の一に該当する行為をした者

二 第五百五条第一項の規定に違反して、河川保全立体区域内において同項各号の一に該当する行為をした者

3 第五百五条第一項の規定に違反して、河川保全立体区域内において同項各号の一に該当する行為をした者

二 第五百五条第一項の規定に違反して、河川保全立体区域内において同項各号の一に該当する行為をした者

3 第五百五条第一項の規定に違反して、河川保全立体区域内において同項各号の一に該当する行為をした者

二 第五百五条第一項の規定に違反して、河川保全立体区域内において同項各号の一に該当する行為をした者

二 第五百五条第一項の規定に違反して、河川保全立体区域内において同項各号の一に該当する行為をした者

二 第五百五条第一項の規定に違反して、河川保全立体区域内において同項各号の一に該当する行為をした者

二 第五百五条第一項の規定に違反して、河川保全立体区域内において同項各号の一に該当する行為をした者

二 第五百五条第一項の規定に違反して、河川保全立体区域内において同項各号の一に該当する行為をした者

二 第五百五条第一項の規定に違反して、河川保全立体区域内において同項各号の一に該当する行為をした者

「体区域内」を加え、同条第二項及び第三項中「高規格堤防特別区域内」の下に「若クハ河川立体区域内」を加える。

(採石法の一部改正)
採石法(昭和二十五年法律第二百九十一号)の一部を次のように改正する。

第十一条第二項中「若しくは第五十六条」を、「第五十六条、第五十八条の三若しくは第五十八条の五」に、「土地若しくは河川予定地」を「土地、河川予定地、河川保全立体区域内の土地若しくは河川予定立体区域内の土地」に、「基き」を「基づき」に、「河川保全区域若しくは河川予定地」を「河川保全区域、河川予定地、河川保全立体区域若しくは河川予定立体区域」に改める。

砂利採取法(昭和四十三年法律第七十四号)の一部を次のように改正する。

八条の四第一項」を加える。

「及び第五十八条の四第一項」を加え、同法第三項中「又は第五十五条第一項」を、「第五十五条第一項又は第五十八条の四第一項」に改める。
（自転車道の整備等に関する法律の一部改正）
5
第六条第二項中「河川区域」の下に「（同法第五十八条の二の規定により指定されたものを含む。）」を加える。
る。

第六条第二項中「河川区域」の下に「（同法第五十八条の二の規定により指定されたものを含む。）」を加える。

審査報告書

地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成七年三月二十八日

地方行政委員長 岩本 久人

参議院議長 原 文兵衛殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、民間被用者に対し雇用保険法により育児休業給付が実施されることに見合う措置として、地方公務員等に係る育児休業手当金の制度を創設し、育児休業中の経済的援助措置を講ずるとともに、地方議會議員の年金制度について、国會議員の互助年金制度に準じ、見直しを行おうとするものであり、妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行のため、特に費用を要しない。

地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よつて国会法第八十三条规定により送付する。

員が当該育児休業が終了した日後引き続いて六ヶ月以上組合員（第百四十四条第二項に規定する継続長期組合員及び第百四十四条の三第三項に規定する団体組合員を含む。）であるときに、支給する。

衆議院議長 土井たか子
参議院議長 原 文兵衛殿
地方公務員等共済組合法の一部を改正する法

地方公務員等共済組合法の一部を改正する
法律

第十条（育児休業手当金）
第七十条の次に次の二条を加える。

卷之三

卷之三

3 地方公共団体は、政令で定めるところにより、組合の給付に要する費用のうち次の各号に

第七十七条の二 組合員(第百四十四条の二第一項に規定する任意継続組合員を除く。以下この条において同じ。)が育児休業等に関する法律(平

公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第七百六十号)第二条第一項又は地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第七十六号)第二条第一項の規定により育児休業をした場合には、育児休業手当金として、当該育児休業により勤務に服さなかつた期間一日につき給料日額の百分の二十五に相当する金額に政令で定める数値を乗じて得た額に相当する金額を支給する。ただし、当該育児休業手当金

の額のうち給料日額の百分の五に相当する金額に当該政令で定める数値を乗じて得た額に相当する金額については、当該育児休業をした組合

平成七年三月二十九日 参議院会議録第十五号(その二) 河川法の一部を改正する法律案 地方公

(地方議会議員の退職年金の支給の停止に関する
経過措置)

第四条 改正後の法第百六十四条第一項及び第二項並びに第百六十九条第二項及び第三項の規定は、地方議会議員(改正後の法第百五十二条第一項に規定する地方議会議員をいう。以下この条及び次条において同じ。)であつた者で施行日前に地方議会議員であつた期間を有しないものに係る退職年金(改正後の法第百六十一条の規定による退職年金をいう。以下この条において同じ。)の年齢による支給の停止について適用し、施行日前に地方議会議員であつた期間を有

する者に係る退職年金の年齢による支給の停止については、なお從前の例による。

第五条 地方議会議員であつた者で施行日前に地方議会議員であつた期間を有しないもののうち

次の表の上欄に掲げる者であるものに対する改正後の法第百六十四条第一項及び第二項並びに第百六十九条第二項及び第三項の規定の適用については、同表の上欄に掲げる者の区分に応じ、これらの規定中「六十五歳」とあるのは、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

昭和二十年四月一日以前に生まれた者	六十二歳
昭和二十年四月一日から昭和二十二年四月一日までの間に生まれた者	六十三歳
昭和二十二年四月一日から昭和二十四年四月一日までの間に生まれた者	六十四歳

(地方議会議員の特別掛金に関する経過措置)

第六条 改正後の法第百六十六条第三項及び同条第六項において準用する同条第五項の規定は、施行日以後に支給される期末手当(同条第三項に規定する期末手当をいう。)について適用する。

(地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正)
第七条 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)の一部を次のように改正する。

附則第五条を次のように改める。

第十一条 地方公営企業法(昭和二十七年法律第一百九十一号)の一部を次のように改正する。
第五条 削除

第三十九条第一項中「第九条及び附則第五条」を「及び第九条」に改める。

(地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の一部改正)

第十一條 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(平成六年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。

第一条のうち地方公務員等共済組合法附則第二十六条の次に一条を加える改正規定(同法附則第二十六条の二第一項に係る部分に限る。)中

「(昭和四十九年法律第百十六号)」を削る。

審査報告書

国民健康保険法等の一部を改正する法律案は多數をもつて可決すべきものと議決した。

よって要領書を添えて報告する。

平成七年三月二十八日

厚生委員長 種田 誠
参議院議長 原 文兵衛殿

要領書

右は多數をもつて可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

政府は、次の事項について、適切な措置を講ずるよう努力すべきである。

一、構造的問題を抱える国民健康保険制度の長期的安定を図るため、国と地方の役割の在り方、低所得者・小規模保険者への対応等を含め、その抜本的な改革を早急に行うとともに、医療保険制度全体の給付と負担の公平化のための一元化に向けた取組みを進める。

二、医療費の地域間格差を是正するため、地域の実情に応じた医療費適正化対策、レセプト審査の充実等を進めるとともに、国においても所要の措置を講ずること。また、保険料収納率の向上等に努めるとともに、保険料負担の平準化に

等を行おうとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

費用

平成七年度一般会計予算(厚生省所管)において、保険基盤安定制度に係る暫定措置による支出減が四百五十三億円、著しく高額な医療に係る交付金事業の創設による支出増が二十億円、並びに老人加入率の上下限の見直し、調整対象外医療費に係る基準の見直し及び実質的負担の著しく多い老人医療費拠出金に係る特別調整の実施による支出減が二百八億円、計六百四十一億円の支出減と見込まれる。

一、委員会の決定の理由
本法律案は、国民健康保険制度における高齢化の進展、低所得者層の増加、小規模保険者の増加等に対応し、その財政の安定化等を図るために、高額な医療に係る交付金事業に関する規定の創設、国民健康保険税の減額制度の拡充等を行ふとともに、老人医療費拠出金の算定に用いられる老人加入率の上限を上回る国民健康保険の保険者数の著しい増加等に対応し、老人保健制度の安定を図るために、該上限となる割合の引上げ等老人医療費拠出金制度の所要の見直し

継続的に努力すること。
三、「二十一世紀が健やかに安心して過ごせる長寿社会となるよう、新ゴールドプランを積極的に

推進すること。その際、健診、検査、機能訓練等老人保健事業の一層の充実を図るとともに、国民健康保険においてはその地元保険としての特性にかんがみ、新ゴールドプランの積極的支援等保健事業の拡充を図ること。

四、新たな公的介護システムの構築に向けた検討を、国民への情報公開を図りつつ、早急に進めること。また、老人医療費拠出金制度の在り方について三年以内に見直しを行うに当たっては、その議論等を踏まえ、必要な措置を講ずること。

右の内閣提出案は本院においてこれを可決し、よって国会法第八十三条により送付する。
平成七年三月十七日

衆議院議長 土井たか子

参議院議長 原 文兵衛殿

国民健康保険法等の一部を改正する法律案

(国民健康保険法の一部改正)
第一条 国民健康保険法(昭和三十三年法律第二百九十二号)の一部を次のように改正する。

目次中「第九章 審査請求(第九十一条第一項百三十三条)」を「第九章 審査請求(第九十一条第一項百三十三条)」に改める。

第六十八条の二第一項中「この条において」を削る。

(国及び地方公共団体の措置)
第一百六条 国及び地方公共団体は、前条の規定

第一百四条の前に次の章名を付する。
第九章の二 高額な医療に係る交付金事業

等

第一百四条から第一百七条までを次のように改め

(高額な医療に係る交付金事業)

第二百四条 連合会は、高額な医療に関する給付を、国民への情報公開を図りつつ、早急に進めること。また、老人医療費拠出金制度の在り方について三年以内に見直しを行うに当たっては、その議論等を踏まえ、必要な措置を講ずること。

右決議する。

国民健康保険法等の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決し、よって国会法第八十三条により送付する。

右決議する。

第一百六条の二の見出し中「入所」の下に「又は入院」を加え、同条中「身体障害者更生援護施設への入所措置」の下に「精神保健法(昭和二十五年法律第二百二十三号)第二十九条第一項の規定による国若しくは都道府県の設置した精神病院若しくは指定病院への入院措置」を加え、「又は老人福祉法」を「若しくは老人福祉法」に改め、「採られたため」の下、「又は結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第二十九条第一項の規定による結核療養所(結核患者を収容する施設を有する病院を含む。)への入所命令がされたため」を加え、「採られた際」を「採られ、又は当該命令がされた際」に改める。

附則第十二項及び第十三項中「及び平成六年度」を「から平成八年度までの各年度」に改める。(地方税法の一部改正)

第二条 地方税法(昭和二十五年法律第二百一十六号)の一部を次のように改止する。

第七百三十三条の四第十七項中「五十万円」を「五十二万円」に改める。

第七百三十三条の五に次の二項を加える。
2 前条第三項の被保険者均等割総額及び世帯別平等割総額の合算額の一般被保険者に係る国民健康保険税の課税総額に対する割合が政令で定める基準に該当する市町村は、前項の規定による減額がされない国民健康保険税の納稅義務者である世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した同項に規定する総所得金額及び山林所得金額の

により連合会又は指定法人が行う事業を促進するために必要な助言、情報の提供その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

第一百六条の二の見出し中「入所」の下に「又は入院」を加え、同条中「身体障害者更生援護施設への入所措置」の下に「精神保健法(昭和二十五年法律第二百二十三号)第二十九条第一項の規定による国若しくは都道府県の設置した精神病院若しくは指定病院への入院措置」を加え、「又は老人福祉法」を「若しくは老人福祉法」に改め、「採られたため」の下、「又は結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第二十九条第一項の規定による結核療養所(結核患者を収容する施設を有する病院を含む。)への入所命令がされたため」を加え、「採られた際」を「採られ、又は当該命令がされた際」に改める。

附則第三十五条の四中「第七百三十三条の五」を「第七百三十三条の五第一項」に改める。

附則第三十五条の五第一項及び第三十七条中「第七百三十三条の五中」を「第七百三十三条の五第一項中」に改める。

附則第三十五条の四中「第七百三十三条の五」を「第七百三十三条の五第一項」に改める。

附則第三十五条の五第一項及び第三十七条中「第七百三十三条の五中」を「第七百三十三条の五第一項中」に改める。

第三条 老人保健法(昭和五十七年法律第八十号)の一部を次のように改正する。

第四十八条第一項中「ものの」を「もの又は診療所の」に改める。

第五十五条第一項を削り、同条第二項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項と

し、同条第四項中「百分の二十を超えるときは百分の二十」を「上限割合(当該割合を超える保険者の見込数がすべての保険者の数のおおむね

百分の三となる割合として政令で定める割合を以て「保健事業等」という。)に関する調査研究及び保健事業等の実施に係る市町村相互間の連絡調整を行うとともに、保健事業等に関し、専門的な技術又は知識を有する者の派遣、情報の提供その他の必要な援助を行うよう努めなければならない。

七条 国民健康保険法(昭和三十三年法律第二百九十二号)の一部を次のように改止する。

目次中「第九章 審査請求(第九十一条第一項百三十三条)」を「第九章 審査請求(第九十一条第一項百三十三条)」に改める。

七条を「第九章 審査請求(第九十一条第一項百三十三条)」に改める。

第六十八条の二第一項中「この条において」を削る。

第一百六条 国及び地方公共団体は、前条の規定

(1) 特別調整前概算医療費拠出金相当額
(2) 当該保険者の給付であつて新老健法第六条第一項に規定する医療保険各法の規定による医療に関する給付(健康保険法(大正十一年法律第七十号)第六十九条)三に規定するその他の給付及びこれに相

当する給付を除く。)のうち厚生省令で定めるものに該当するものに要する費用(同法第七十九条ノ九第二項に規定する日雇提出金の納付に要する費用及び新国保法第八十一条の二第一項に規定する療養給付費拠出金の納付に要する費用を含む。第三項において「保険者の給付に要する費用」という。)の該当年度における見込額として厚生省令で定めるところにより算定される額。

二 概算特別調整基準超過保険者以外の保険者 特別調整前概算医療費拠出金相当額と特別調整見込額との合計額
前項の特別調整見込額は、当該保険者に係る特別調整前概算医療費拠出金相当額(概算特別調整基準超過保険者にあっては、特別調整前概算医療費拠出金相当額から特別調整対象見込額を控除して得た額)に概算特別調整加算率(すべての概算特別調整基準超過保険者に係る特別調整前概算医療費拠出金相当額の総額からすべての概算特別調整基準超過保険者に係る特別調整対象見込額の総額を控除して得た率を基礎として厚生大臣が定める率を乗じて得た額とする。)を乗じて得た額とする。
第一項第一号ロの特別調整基準率は、平成七年度にあっては百分の二十五とし、平成八年度以降附則第四条の規定により医療費拠出金の算

定方法に関する措置が講じられるまでの間の各年度にあつては、一人当たりの老人医療費の動向、新老健法第二十五条第一項に規定する七十歳以上の加入者等の増加の状況、保険者の給付に要する費用の動向、概算特別調整基準超過保険者の数の動向等を勘案し、百分の二十五以上において各年度ごとに政令で定める率とする。

4 前項の政令を定めるに当たっては、厚生大臣は、あらかじめ、新老健法第七条の政令で定める審議会の意見を聽かなければならない。
5 平成七年度以降附則第四条の規定により医療費拠出金の算定方法に関する措置が講じられるまでの間の各年度の確定医療費拠出金の額については、新老健法第五十六条第一項の規定にかかるらず、第一項から第三項までの規定を準用する。この場合において、第三項中「一人当たりの老人医療費の動向、新老健法第二十五条第一項に規定する七十歳以上の加入者等の増加の状況、保険者の給付に要する費用の動向、概算特別調整基準超過保険者の数の動向等を勘案し、百分の二十五以上において各年度ごとに政令で定める率」とあるのは、「国民健康保険法等の一部を改正する法律(平成七年法律第二号)附則第八条第三項の政令で定める率」と読み替えるものとする。

(その他の経過措置の政令への委任)
第九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附帯決議

政府並びに日本放送協会は、次の各項の実施に努めるべきである。

一、放送の社会的影響の重大性を深く認識し、放送の不偏不党と表現の自由の確保に一層努めるとともに、豊かな放送文化の創造に先導的な役割を果たすこと。

参議院議長 原 文兵衛殿

審査報告書
放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件

右は全会一致をもって承認すべきものと議決し

た。よって要領書を添えて報告する。

平成七年三月二十八日

参議院議長 原 文兵衛殿
通信委員長 山田 健一

要領書

一、委員会の決定の理由

本件は、放送法第三十七条第二項の規定に基づき、日本放送協会の平成七年度収支予算、事業計画及び資金計画について、国会の承認を求めるものである。

これらの収支予算等によれば、一般勘定の事業収入は五千七百七億円、事業支出は五千七百三十四億円であつて、二十六億円の収入不足となり、この不足額及び債務償還に必要な資金三十九億円については、前年度までの繰越金五百二十二億円をもつて補てんすることとしている。

また、事業計画においては、非常災害時における緊急報道用設備を含む放送施設等の整備、放送番組の充実刷新、映像による国際放送の開始、受信料制度の周知徹底、阪神・淡路大震災被災者への受信対策、放送番組・放送技術の向上に寄与する調査研究の推進等に重点を置いている。これら收支予算等は、いずれも同協会の事業運営上妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

附帯決議

一、ハイビジョン実用化試験放送の円滑な実施に努めるとともに、マルチメディア時代に向けて、デジタル技術等放送技術の研究開発の促進を図ること。

一、協会は、地域文化の発展に資するよう、地域に密着した放送番組の充実を図り、その全国への情報発信を拡充すること。

右決議する。

放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成七年三月十七日

衆議院議長 土井たか子

放送法第37条第2項の規定に基づき、承認を求めるの件
放送法第37条第2項の規定に基づき、別冊日本放送協会平成7年度収支予算、事業計画及び資金計
画について、国会の承認を求める。

日本放送協会平成7年度収支予算、事業計画及び資金計画

平成7年度収支予算

予算総則

第1条 日本放送協会(以下「協会」という。)の平成7年度収支予算の収入及び支出を別表第1収支予
算書のとおり定める。

第2条 放送の受信についての契約を締結した者から徴収する受信料の額は、別表第2に定める契約
種別及び支払区分に応じ、別表第3に掲げるとおりとする。

2 前項の規定にかかるらず、沖縄県の区域において徴収する受信料の額は、特別契約を除き、特別
措置として、別表第4に掲げるとおりとする。

3 前二項の規定にかかるらず、衛星カラーキャンペーン契約又は衛星普通契約又は特別契約を合わせて
10件以上契約した者が、一括して口座振替又は継続振込により支払う場合は、前二項に定める受信
料の額から別表第5に掲げる額を減ずることとする。ただし、次項の規定による場合を除く。

4 第1項及び第2項の規定にかかるらず、協会が定める要件を備えた団体の構成員で衛星カラーキャン
ペーン契約又は継続振込により支払う場合は、第1項及び第2項に定める訪問集金による受
信料の額から別表第6に掲げる額を減することとする。

5 本予算は、この予算の各項に定めた目的以外にこれを使用することができない。

第4条 本予算の各項に定めた経費の金額は、予算の執行上やむを得ない場合に限り、経営委員会の
議決を経て、各項間において、相互に流用することができる。ただし、給与については、他の項目
相互に流用することができない。

2 前項ただし書の規定にかかるらず、経済情勢の予見できない変動に伴い、本予算における給与の
額が民間賃金及び国等の給与の額に比して、著しく均衡を欠くこととなつた場合には、事業計画
の実施を妨げない範囲において給与の改定を行うときは、経営委員会の議決を経て、他の項目と相互
に流用することができる。

第5条 本予算中、資本支出において年度内に支出を終わらないときは、同一計画事項の支出に充て
るため、予算の残額を翌年度に繰り越すことができる。

2 前年度予算総則第5条による繰越額は、本年度において、同一計画事項に限り使用することがで
きる。

第6条 予備費は、予見しがたい予算の不足に充てる以外にこれを使用することができない。

2 予備費を使用する場合は、経営委員会の議決を経なければならない。

第7条 事業量の増加等により、収入が予算額に比し増加するときは、その増加額は、経営委員会の
議決を経て、その一部又は全部を事業のため直接必要とする経費の支出若しくは特別支出、又は借
入金の返還若しくは設備の新設、改善に充てることができる。

2 前項に定めるもののほか、職員の能率向上による企業経営の改善によって、収入が予算額に比し
増加し、又は経費を予定より節減したときは、その増加額又は節減額は、経営委員会の議決を経
て、その一部を職員に対する特別の給与の支給に充てることができる。

第8条 前年度の決算において、後期繰越金が前年度予算で予定した額に比し増加したときは、その
増加額は、経営委員会の議決を経て、その一部又は全部を借入金の減額、又は借入金の返還若しく
は設備の新設、改善に充てることができる。

第9条 本予算中、資本収入において予定する長期借入金は放送債券に替えることができる。
第10条 国際放送並びに選舉放送の実施に対する交付金が予算額に比し増加するときは、その増加額
は、それぞれ国際放送並びに選舉放送に關係ある経費の支出に充てることができる。

第11条 業務に關連ある調査研究等に対し、交付金、補助金等の収入があるときは、その金額は、調
査研究等に關係ある経費の支出に充てができる。

別表第1

平成7年度収支予算書

(事業収支)

(単位 千円)

事業 収 入	項	金額
内 国 国契受広調給退一減財	信 付 金 収 収	573,463,686
際 約 信 対 報 研 究	料 入 人 入 人 入	227,013,346 6,361,074 54,703,246 2,033,910 2,863,345 7,899,453
費 費 費 費 費 費	送 納 策 研 究	145,984,522 46,120,914 13,819,717 50,875,000 11,117,559
職 手 当 厚 生 理 却	般 働 働 働 働	

事業収支差金	特別支出し費 予備費	1,671,600 3,000,000 △ 2,678,742
(資本收支)		

(単位 千円)

款	項	金額
資本収入		73,176,742
	前期繰越金受入れ	6,596,742
	減価償却資金受入れ	50,875,000
	資産受入	1,603,000
	放送債券償還積立資産戻入	4,970,000
	成長期借入金	9,132,000
資本支出		70,498,000
	建設費	60,260,000
	出放送債券償還積立資産繰入れ	1,350,000
	放送債券償還金	3,918,000
資本収支差金		4,970,000
		2,678,742

事業収支において、事業収入から特別収入を除いた経常収入は、5,703億3,804万4千円、事業支出から特別支出を除いた経常支出は、5,717億9,208万6千円であり、経常収支差金は、△4億5,404万2千円である。

前期繰越金受入れ65億8,674万2千円については、前年度以前から財政安定のために使用を繰り延べてきた繰越金合計521億9,693万1千円の一部をもって充て、25億7,874万2千円を事業収支差金の補てんのために使用し、39億1,800万円を債務償還のために使用する。なお、残りの456億18万9千円を翌年度以降に繰り延べる。

(受託業務等勘定)

(事業収支)

(単位 千円)

事業収支差金	財務費	14,000
事業収支差金7,000万円と受託業務等費の間接経費3億8,100万円を合わせた4億5,100万円を一般勘定の副次収入に繰り入れる。		

別表第2 契約種別・支払区分

カラーコラム契約	衛星系によるテレビジョン放送の受信を除き、地上系によるテレビジョン放送のカラー受信を含む放送受信契約
普通契約	衛星系によるテレビジョン放送の受信及び地上系によるテレビジョン放送のカラー受信を除く放送受信契約
衛星カラーコラム契約	衛星系及び地上系によるテレビジョン放送のカラー受信を含む放送受信契約
衛星普通契約	衛星系及び地上系によるテレビジョン放送の白黒受信を含む放送受信契約
特別契約	地上系によるテレビジョン放送の自然の地形による難視聴地域又は列車、電車その他の専用の移動体において、地上系によるテレビジョン放送の受信を除き、衛星系によるテレビジョン放送の受信を含む放送受信契約

支払区分

訪問集金	協会の集金取扱者への支払など口座振替及び継続振込以外の方法による支払
口座振替	協会の指定する金融機関に設定する預金口座、通常郵便貯金等から、協会の指定日に自動振替によって行う支払
継続振込	協会の指定する金融機関、郵便局等において、協会の指定する支払期日までに継続してねじることによって行う支払

別表第3 受信料額

契約種別	支払区分	月額	6か月前払額	12か月前払額
訪問集金	訪問集金	1,370円	7,800円	15,200円
カラーコラム契約	口座振替	1,320円	7,510円	14,630円
普通契約	訪問集金	890円	5,100円	9,940円

衛星カラーコード	訪問	座席	振込	840円	4,810円	9,370円
衛星カラーコード	訪問	座席	振込	2,300円	13,140円	25,610円
衛星カラーコード	訪問	座席	振込	2,250円	12,850円	25,040円
衛星普通契約	訪問	座席	振込	1,820円	10,440円	20,350円
特 別 契 約	訪問	座席	振込	1,770円	10,150円	19,780円
特 別 契 約	訪問	座席	振込	1,040円	5,920円	11,540円
特 別 契 約	訪問	座席	振込	990円	5,630円	10,970円

別表第4 受信料額(沖縄県)

平成7年度事業計画						
計画概説						
1 映像の国際化やマルチメディア時代への取組及び視聴者ニーズの多様化、高度化など放送を取り巻く環境は、大きく変わりつつある。						
こうした状況のもと、平成7年度における日本放送協会の事業運営にあたっては、公正な報道と多様で豊かな放送番組の提供に努めるとともに、委託協会国際放送業務(以下「映像による国際放送」という。)の開始やハイビジョン放送の普及促進及びデジタル放送技術等新しい放送技術の研究開発などに積極的に取り組むこととする。						
あわせて、経営財源確保のため、受信料の増加と受信料の確実な収納に努めるとともに、経営全般にわたり一層効率的な業務運営を推進し、視聴者に信頼され、かつ、創造性と活力にあふれた公共放送を実現していく。						
(1) テレビジョン、ラジオ放送とも全国あまねく受信できるよう、テレビジョン放送局、中波放送局及びFM放送局の建設を行うとともに、老朽の著しいテレビジョン放送機器の更新整備等を行う。						
(2) 放送番組については、視聴者の意向を横断的に受けとめ、番組の充実刷新を図り、公共放送の使命に徹し、公正な報道と多様で豊かな放送番組の提供に努める。						
また、参議院議員通常選挙及び統一地方選挙の放送番組を特別編成する。						
(3) 国際間の相互理解と国際交流に貢献するとともに、海外在留の日本人に多様な情報を的確に伝えるため、映像による国際放送を開始するとともに、音声による国際放送の受信改善に努める。						
(4) 受信料負担の公平を期すため、受信料制度の周知徹底を図り、受信契約の増加と受信料の確実な収納に努める。						
(5) 協会对する視聴者の理解と信頼を一層強固にするため、広報活動を積極的に推進するとともに、視聴者の意向の把握と反映に努める。						
(6) 調査研究については、新しい技術の研究開発はじめ、放送番組、放送技術の向上に寄与する調査研究を積極的に推進し、その成果を放送に生かすとともに、広く一般に公開して、我が国の放送文化の発展に資する。						
(7) 経営管理については、経営全般にわたり業務の効率的な運営を一層積極的に推進して、能率の向上を図る。また、給与については、適正な水準の維持を図る。						
(8) 衛星放送の継続確保のため、次期放送衛星を調達する法人に対して出資を行う。また、放送及						

(外) 呼 叫

- (9) 放送法第9条第3項に基づき実施する放送番組制作の受託業務等については、協会業務の円滑な遂行に支障のない範囲内において積極的に実施する。
- 2 建設計画
- 建設計画については、新放送施設の整備に82億4,000万円、テレビジョン、ラジオ放送網の整備に118億9,400万円、演奏所の整備に64億7,600万円、放送番組設備の整備に242億8,000万円、研究設備の整備等に93億7,000万円、総額602億6,000万円をもって施行する。
- (1) 新放送施設整備計画
- 次期放送衛星のための地上設備の整備を行うなど衛星放送の継続的・安定的実施に万全を期すとともに、ハイビジョン設備の整備を行う。
- これらに要する経費は、82億4,000万円である。
- (2) テレビジョン放送網整備計画
- 外国電波混信による難視聴地域に対し、補完的に、テレビジョン放送局を建設する。また、県域放送のためのテレビジョン放送局の調査を行うほか、老朽の著しいテレビジョン放送機器の更新等を行う。
- これらに要する経費は、82億6,100万円である。
- (3) ラジオ放送網整備計画
- 受信の改善を図るため、中波放送局及びFM放送局を建設するほか、老朽の著しいラジオ放送機器の更新等を行う。
- これらに要する経費は、36億3,300万円である。
- (4) 演奏所整備計画
- 放送会館については、広島放送会館を完成し、長野放送会館の建設に着工するとともに、大阪放送会館及び大分放送会館の整備のための諸準備を取り進め。また、老朽の著しい放送会館を整備するため、用地を購入するほか、調査等を行うとともに、阪神・淡路大震災で被災した神戸放送会館の整備のための調査等を行う。
- これらに要する経費は、64億7,600万円である。
- (5) 放送番組設備整備計画
- 非常災害時等における緊急報道機能の確保を図るため、ニュース・番組の制作送出機器の整備を行うとともに、地域放送充実のための放送機器の整備を行う。また、映像による国際放送そのための設備の整備やFM文字多重放送設備の整備を行うほか、老朽の著しい番組制作送出機器の更新等を行う。
- これらに要する経費は、242億8,000万円である。
- (6) 研究設備、一般施設整備計画
- 新しい放送技術の開発のための研究設備の整備を行うほか、宿舎等の整備を行う。
- これらに要する経費は、61億7,000万円である。
- (7) 建設計画の施行に共通して要する経費は、32億円である。

3 事業運営計画

- (1) 国内放送
- ア テレビジョン放送については、総合放送は、広く一般を対象とした総合的な放送として、放送時間は、緊急報道への迅速な対応と生活時間の多様化への対応のため、定時放送時間を2時間拡大して、1日20時間を基本とし、年間を通して特別編成を随時、機動的かつ集中的に実施するなど、彈力的な放送時間とする。番組内容については、国民的な課題や内外の動きを的確にとらえ、公正な報道に徹するとともに、視聴者に一層信頼され、親しまれるニュース・情報番組を目指して刷新・強化を図る。あわせて、日本が直面する重要な課題や国民的関心事に取り組む大型企画番組を積極的に編成することとし、特に、地震災害について徹底的に検証し、これにどう対処するか多角的に考える番組を年間を通して編成する。また、夜間を中心視聴者の支持と共感を得る娛樂・教養番組を積極的に開発する。

教育放送は、1日18時間を基本とした放送時間とし、学校放送番組を含む幅広い文化・生涯学習番組を中心とした編成を行い、心の豊かさを求める時代の要請にこたえる番組や児童・子供向け番組及び障害者向け番組等を充実する。

衛星放送については、第1テレビジョンは、1日24時間の放送時間とし、国際情報と国内情報を総動的に伝える番組や内外のスポーツ番組を中心とした編成を行う。第2テレビジョンは、技術実験時間を除き1日23時間20分の放送時間とし、難視聴解消を目的とする放送を行うとともに、視聴者にとって魅力ある番組を積極的に開発するなど文化・娛樂番組を中心とした編成を行う。

ハイビジョン放送については、定時放送時間を1時間拡大して、1日6時間(ただし、水曜日においては11時間)を基本とした放送時間とともに、ハイビジョンの特性を生かした番組を積極的に開発し、一層の普及と定着を図る。

ラジオ放送については、第1放送は、緊急報道への迅速な対応と生活時間の多様化への対応のため、1日24時間を基本とした弾力的な放送時間とし、ニュース・生活情報を中心に多様な情報を提供する。第2放送は、1日18時間30分の放送時間とし、語学を中心とする体系的な講座番組や多様な教養番組を編成して、生涯学習番組等の充実を図るとともに、新たに在日外国人向けの番組を編成する。また、FM放送は、1日19時間の放送時間とし、高音質の特性を生かして、クラシック音楽を中心に、多様な音楽番組を提供する。

地域から全国への情報発信を一層拡充するとともに、地域放送については、それぞれの地域に応じたきめ細かな情報の提供と地域の課題に取り組む番組の充実に努めることとし、総合放送で1日2時間、第1放送で1日2時間30分、FM放送で1日1時間50分を基本とした弾力的な放送時間により、地域情報番組を提供する。

テレビジョン音声多重放送については、テレビジョン放送の一部の番組について、ステレオ放送、2か国語放送及び解説放送を行う。特に解説放送においては、視覚障害者向けの放送を行なう。

テレビジョン文字多重放送については、ニュース、地域情報及び番組ガイド等の各種情報を刷新とともに、聴覚障害者向けの字幕番組の拡充を行う。また、FM文字多重放送を開始する。

海外への番組提供については、日本から世界に向けた映像情報の発信が少ない現状を改善し、あわせて海外在留の日本人に対して情報を提供することを目的として、日本やアジアの情報世界に向けて積極的に提供する。

放送番組の利用については、番組の効果的な編成にあわせ、学校教育の場や生涯学習活動への利用促進を図る。

これらに要する経費は、番組制作に1,626億6,077万6千円、番組の編成企画等に116億3,260万6千円で、総額1,742億9,338万2千円である。

放送施設の運用維持については、良好な電波送信の安定確保に努めるとともに、設備の増加に対処し、効率的な保守運用を図る。

これに要する経費は、527億1,996万4千円である。

以上により、国内放送費総額は、2,270億1,334万6千円となり、前年度2,147億3,076万円に對して、122億8,298万6千円の増額となる。

(2) 国際放送

日本の実情をいち早く正しく諸外国に伝え、国際間の相互理解と諸外国との経済・文化交流の一層の促進に貢献するとともに、海外在留の日本人に多様な情報を的確に伝えるため、音声による国際放送に加えて、映像による国際放送を開始する。

音声による国際放送については、1日65時間の放送時間とし、受信改善を図るため、海外中継を拡充するとともに、ニュース・情報番組の充実を図る。映像による国際放送については、欧洲向けに1日3時間10分程度、北米向けに1日5時間程度の放送時間とし、ニュース・情報番組を中心的に編成する。

このため、総額63億6,107万4千円となり、前年度46億4,233万5千円に対して、17億1,873万9千円の増額となる。

(3) 契約収納

受信料負担の公平を期するため、受信料制度の周知徹底を図るとともに、効率的・効率的な營業活動を行い、受信契約の増加と受信料の確実な収納に努める。

このため、総額547億324万6千円となり、前年度518億7,732万3千円に対して、28億2,592万3千円の増額となる。

(4) 受信対策

受信障害の複雑化、広域化など受信環境の変化に即応した受信サービス活動を展開するとともに、阪神・淡路大震災の被災地域における対策を積極的に実施する。また、衛星放送及びハイビジョン放送受信の積極的な普及活動に努める。

このため、総額20億3,301万円となり、前年度16億9,911万4千円に対して、3億3,479万6千円の増額となる。

(5) 広報

協会に対する視聴者の理解と信頼を一層強固なものとするため、多様で効果的な経営広報を展開するとともに、視聴者との交流・対話活動を強化する。

このため、総額28億6,334万5千円となり、前年度26億6,709万4千円に対して、1億9,625万1千円の増額となる。

四 司馬 邦明

(6) 調査研究

調査研究については、放送の発展を図るため、番組面において、国民生活時間調査や番組視聴状況調査を実施するなど視聴者の意向的確な把握を行うとともに、放送番組の向上に資する調査研究を行う。技術面においては、ハイビジョン壁掛けテレビの開発やデジタル放送の実現に向けた伝送技術等の研究開発を推進するほか、放送技術発展のための基礎研究等を行う。

このため、総額18億9,945万3千円となり、前年度63億6,332万3千円に対して、15億3,613万円の増額となる。

(7) 給与

給与については、適正な水準の維持を図る。

これに要する経費は、総額1,459億8,452万2千円である。

(8) 退職手当及び福利厚生

退職手当及び福利厚生については、退職者の歳等により、総額461億2,091万4千円となり、前年度477億1,486万9千円に対して、15億9,395万5千円の減額となる。

(9) 一般管理

一般管理については、効率的な業務運営を一層徹底して、経費の節減を図るが、諸税公課の増等により、総額138億1,971万7千円となり、前年度133億4,688万4千円に対して、4億7,283万3千円の増額となる。

(10) 受託業務等

受託業務等については、会館施設等の一般供用、販賣及び放送番組の受託制作等を行う。これらに係る収入は5億円、支出は4億3,000万円である。

4 受信契約件数

(1) カラー契約

ア 有料契約見込件数

区 分	平成7年度	平成6年度	増 減
年 度 初 頭 契 約 件 数	26,763,000	27,072,000	△ 309,000
年 度 内 新 規 契 約 件 数	2,211,000	2,069,000	142,000
年 度 内 解 約 件 数	2,723,000	2,378,000	345,000
年 度 内 増 加 契 約 件 数	△ 512,000	△ 309,000	△ 203,000

イ 受信料免除見込件数

区 分	平成7年度	平成6年度	増 減
年 度 初 頭 免 除 件 数	729,000	727,000	2,000
年 度 内 新 規 免 除 件 数	36,000	35,000	1,000
年 度 内 解 約 件 数	35,000	33,000	2,000
年 度 内 增 加 免 除 件 数	1,000	2,000	△ 1,000

(2) 普通契約
ア 有料契約見込件数

区	分	平成7年度	平成6年度	増減
年 度 初 頭 契 約 件 数		781,000	888,000	△ 107,000
年 度 内 新 規 契 約 件 数		35,000	53,000	△ 18,000
年 度 内 解 約 件 数		143,000	160,000	△ 17,000
年 度 内 増 加 契 約 件 数	△	108,000	107,000	△ 1,000

イ 受信料免除見込件数

区	分	平成7年度	平成6年度	増減
年 度 初 頭 免 除 件 数		146,000	151,000	△ 5,000
年 度 内 新 規 免 除 件 数		2,000	2,000	0
年 度 内 增 加 免 除 件 数	△	7,000	7,000	0

(3) 衛星カラー契約
ア 有料契約見込件数

区	分	平成7年度	平成6年度	増減
年 度 初 頭 契 約 件 数		6,549,000	5,802,000	747,000
年 度 内 新 規 契 約 件 数		1,263,000	1,059,000	204,000
年 度 内 解 約 件 数		416,000	312,000	104,000
年 度 内 増 加 契 約 件 数		847,000	747,000	100,000

イ 受信料免除見込件数
(参考1)
有料契約見込総数

区	分	カラーコード	普通契約	衛星カラー契約	衛星普通契約	特別契約	合計
年 度 初 頭 契 約 件 数		26,763,000	781,000	6,549,000	40,000	14,000	34,147,000
年 度 内 増 加 契 約 件 数		△ 512,000	△ 108,000	847,000	5,000	1,000	233,000
年 度 末 契 約 件 数		26,251,000	673,000	7,396,000	45,000	15,000	34,380,000

(注) 上記(1)～(5)の有料契約見込件数には、阪神・淡路大震災の被災受信契約者に対し期間を定めて行う受信料免除の件数を含む。

(参考2)

支払区分別受信契約件数

(1) カラー契約

区	分	訪問集金	口座振替	継続振込	合計
年度初頭契約件数		4,325,000	21,409,000	1,029,000	26,763,000
年度内増加契約件数	△	280,000	△ 293,000	61,000	△ 512,000
年度末契約件数		4,045,000	21,116,000	1,080,000	26,251,000

上記のうち沖縄県の区域における受信契約件数

区	分	訪問集金	口座振替	継続振込	合計
年度初頭契約件数		9,000	15,000	1,000	25,000
年度内増加契約件数		2,000	2,000	0	4,000
年度末契約件数		11,000	17,000	1,000	29,000

(4) 衛星普通契約

区	分	訪問集金	口座振替	継続振込	合計
年度初頭契約件数		8,000	31,000	1,000	40,000
年度内増加契約件数		0	5,000	0	5,000
年度末契約件数		8,000	36,000	1,000	45,000

(5) 特別契約

区	分	訪問集金	口座振替	継続振込	合計
年度初頭契約件数		1,000	4,000	9,000	14,000
年度内増加契約件数		0	1,000	0	1,000
年度末契約件数		1,000	5,000	9,000	15,000

上記のうち沖縄県の区域における受信契約件数

区	分	訪問集金	口座振替	継続振込	合計
年度初頭契約件数		9,000	1,000	10,000	
年度内増加契約件数	△	1,000	0	△ 1,000	
年度末契約件数		8,000	1,000	9,000	

(3) 衛星カラー契約

区	分	訪問集金	口座振替	継続振込	合計
年度初頭契約件数		408,000	5,910,000	281,000	6,549,000
年度内増加契約件数	△	25,000	804,000	18,000	847,000
年度末契約件数		433,000	6,714,000	249,000	7,396,000

外(支) 郡

5 要員計画

区	分	事業運営関係係員	要員数
事建			12,910人
合			203

要員数については、業務の効率化を積極的に推進することとし、年度内 50 人の縮減を見込んだものである。

(文部省)

平成 7 年度 資金計画

1 資金計画の概要
平成 7 年度收支予算及び事業計画に基づく本年度の資金計画は、受信料、長期借入金等による入金総額6,461億7,789万円、事業経費、建設経費、放送債券の償還等による出金総額6,462億540万1千円をもって施行する。

2 入金の部

受信料については、受信料収入予算5,534億7,903万6千円から年度内に収納に至らないものを控除した受信料収納額5,496億6,307万円を予定する。

長期借入金については、91億3,200万円を予定する。

このほか、固定資産売却代金3億7,830万円、放送債券償還積立資産の戻入れ49億7,000万円、国際放送関係等交付金收入21億4,640万7千円、有価証券の売却600億9,100万円、受取利息その他の入金197億9,711万3千円を見込む。

以上により入金額は、総額6,461億7,789万円である。

3 出金の部

事業経費5,068億9,952万7千円、建設経費602億6,000万円、放送債券の償還49億7,000万円、出資13億5,000万円、放送債券償還積立資産への繰入れ39億1,800万円、有価証券の購入551億9,100万円、支払利息その他の出金138億1,687万4千円を合わせ出金額は、総額6,462億540万1千円である。

(参考) 資金の需要及び調達の四半期別見込は、下表のとおりである。

(単位 千円)

区分	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	合計
1 前期末資金有高	44,177,000	44,040,074	44,056,190	43,808,774	—
2 入 受信料	169,306,965	128,680,784	183,926,138	164,264,008	646,177,890
3 期 末 資 金 有 高	44,040,074	44,056,190	43,808,774	44,149,489	—

日本放送協会平成 7 年度收支予算、事業計画及び資金計画に付する郵政大臣の意見

放送法(昭和25年法律第132号)第37条第2項の規定に基づき、日本放送協会の平成 7 年度收支予

算、事業計画及び資金計画に付する意見は次のとおりである。

平成 7 年 2 月

日本放送協会平成 7 年度収支予算、事業計画及び資金計画に付する郵政大臣意見

日本放送協会(以下「協会」という。)の平成 7 年度収支予算、事業計画及び資金計画は、おおむね適切なものと認める。

なお、協会が、阪神・淡路大震災の財政への影響を見込んだ修正を行い、収支予算等を再提出して

きたことは、適切な措置であるものと考える。

また、放送の国際化及びデジタル化の進展、放送と通信の融合等放送を取り巻く環境の変化を踏まえ、公共放送として、長期的視点に立って、デジタル化への取組等我が国の放送の発展のために必要な先導的役割を積極的に果していくべきであり、また、事業計画等の実施に当たっては、特に下記の点に配慮すべきである。

記

- 1 阪神・淡路大震災の被災者への配慮並びに今後の災害時に備えた報道・取材体制の充実及び保有施設の耐震性の点検・強化
- 2 豊かな放送番組の提供と公正な報道を通じた放送番組の充実・向上
- 3 受信契約の締結及び受信料の収納の効率的・効果的な促進と業務の効率化による経費の節減
- 4 委託協会国際放送業務の充実等を通じた放送番組の国際交流の積極的推進
- 5 マルチメディア時代に向けた、統合デジタル放送等の先導的技術開発への取組の強化

官報(号外)

自衛隊の米軍に対する液体燃料の貸付けに関する再質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成七年三月十日

参議院議長 原 文兵衛殿

正敏

自衛隊の米軍に対する液体燃料の貸付けに関する再質問主意書

自衛隊の米軍に対する液体燃料の貸付けに関する再質問主意書

先に私が提出した「自衛隊の米軍に対する液体燃料の貸付けに関する質問」に対する政府答弁(一九九五年二月一日)において不明な点があるので、再度以下質問する。

1 物品管理法第二十九条の解釈について

政府答弁では、日米共同訓練における自衛隊から米軍に対する液体燃料の貸付けは物品

管理法(昭和三十一年法律第百十三号)第二十九条の制限の範囲内としている。同条は物品の貸付けについての規定であるが、そもそも同条は消費される物品についても適用されるのか。

2 他省庁においても同条に基づいて消費される物品を貸付けたという事例があれば、その代表的なものを明らかにされたい。

3 同条に基づいて自衛隊から米軍に対して貸付けられた液体燃料は、当然後日返還されなければならないものと考えられるが、実際の取扱いはどうなっているのか明らかにされたい。

二 日米間の了解覚書について
先の質問で指摘した、米国国防省が米国議会

に提出した報告書である「同盟諸国の防衛責任分担に関する報告書(REPORT ON ALLIED DEFENSE (May 1994))」における「In 1992, Japan entered into an expanded refueling at sea(RAS)MOU.」という記述は、政府も認めるところ、日米間での燃料補給に関する確認文書の存在を指摘したものである。

そこで以下の事項につきそれぞれ明らかにされたい。
1 当該文書は、海上自衛隊艦船から米艦船等に対する液体燃料の貸付けの場合のみ適用されるのか。言い換えれば、米艦船等の海上自衛隊艦船等に対する液体燃料の貸付けには適用されないのか。
2 当該文書においては、海上自衛隊艦船から、米艦船等に対する燃料の貸付けは、日米共同訓練に限定して行われる旨が明記されているのか。

3 海上自衛隊艦船から米艦船等に対する燃料の貸付けをするか否かの判断は、当該文書にかかわりなく、我が国が判断できるのか。
四 日米共同訓練について

政府答弁でいう日米共同訓練とは、日米間の共同訓練に限定されるものなのか。言い換えれば、リムパックのような日米の他に諸外国を含む多国間共同訓練においては、自衛隊から米軍に対する液体燃料の貸付けは行われていないのか。

右質問する。

平成七年三月二十八日

内閣総理大臣 村山 富市

参議院議員 須正敏君提出自衛隊の米軍に対する液体燃料の貸付けに関する再質問に対する答弁書を送付する。

参議院議員 須正敏君提出自衛隊の米軍に対する液体燃料の貸付けに関する再質問に対する答弁書

一の1について

物品种管理法(昭和三十一年法律第百十三号)の対象となる物品の範囲については、同法第二条第一項において示されているとおりであり、液体燃料等の消費される物品であっても、同法第二十九条の適用対象となるものである。

一の2について

他省庁における事例は見当たらない。

一の3について

米軍に貸し付けられた液体燃料については、当該燃料と同質同量のものが、後日自衛隊に返還されている。

二の1及び2について

当該文書は、日米共同訓練における海上自衛隊艦船から米艦船等に対する液体燃料の貸付けの場合は手続細目を確認したものにすぎない。

二の3について

当該文書は、手続細目を確認したものにすぎない。

三の1について

当該文書は、手続細目を確認したものにすぎない。

三の2について

当該文書は、手續細目を確認したものにすぎない。

三の3について

当該文書は、手續細目を確認したものにすぎない。

三の4について

当該文書は、手續細目を確認したものにすぎない。

三の5について

当該文書は、手續細目を確認したものにすぎない。

三の6について

当該文書は、手續細目を確認したものにすぎない。

三の7について

当該文書は、手續細目を確認したものにすぎない。

三の8について

当該文書は、手續細目を確認したものにすぎない。

三の9について

当該文書は、手續細目を確認したものにすぎない。

三の10について

当該文書は、手續細目を確認したものにすぎない。

三の11について

当該文書は、手續細目を確認したものにすぎない。

三の12について

当該文書は、手續細目を確認したものにすぎない。

三の13について

当該文書は、手續細目を確認したものにすぎない。

三の14について

当該文書は、手續細目を確認したものにすぎない。

三の15について

内閣総理大臣 村山 富市

参議院議員 須正敏君提出自衛隊の米軍に対する液体燃料の貸付けに関する再質問に対する答弁書

平成七年三月十五日

参議院議長 原 文兵衛殿

正敏

海上自衛隊は、リムパックにおいて、米海軍と共同訓練を実施しているものであり、従来から当該訓練に参加した海上自衛隊艦艇から米艦艇への液体燃料の貸付けを行っているところである。

2 防衛庁・自衛隊においては、法律秘に該当するにもかかわらず訓令秘に指定されていない文書等の保全に関する規定が存在するのか。もし存在するのであれば、その規定を明らかにされたい。

3 法律秘に該当する文書等は全て訓令秘に指定して、適切な保全を図るべきと考えるが、防衛庁・自衛隊において法律秘に該当するにもかかわらず訓令秘に指定されない文書等が存在するとすれば、それはいかなる理由からか。

4 防衛庁・自衛隊において法律秘を指定できる権限を有する者は誰か、明らかにされたい。訓練令秘に指定されていないにもかかわらず法規秘に該当する文書等は、自衛隊員はどのような手段でそれを認識するのか明らかにされたい。

二 「注意」及び「部内限り」について

1 「注意」及び「部内限り」の根拠となる通達とは何か明らかにされたい。

三 国会議員に関する開示基準について

- 1 政府が、国の防衛に関する事項に係る提出資料や説明の内容について「資料の提出や説明を控えざるを得ない場合」とは、どのような場合か。言い換えるれば、どのような要件がそろそろと「資料の提出や説明を控えざるを得ない場合」となるのか、明らかにされたい。
- 2 国会議員が訓令第三八条の規定に従って訓令に指定された文書等を借り受けることは

可能なのか。

3 防衛庁・自衛隊の教育機関が受け入れた外国人留学生に対して実施されている教育内容の程度の事項は、国会議員に対し開示しても差し支えないと考えるが、政府の見解はどうか。

四 秘密の公開・開示基準について

1 先の政府答弁では、大韓航空機墜落事件(一九八三年九月一日)の前後の様子を示す交信記録は訓令秘に指定されていなかったとのことだが、これは法規秘には該当したのか、明らかにされたい。

2 防衛庁・自衛隊が収集した我が国に対する領空侵犯の事実は、法律秘あるいは訓令秘に該当するものなのか。

3 多用途支援機の機種選定に係る有識者会合の委員に委嘱した三名の有識者に対して、訓練令秘に指定されていないにもかかわらず法律秘に該当する文書を開示したのか。開示したものがあれば、それらの文書名を明らかにされたい。

4 防衛庁・自衛隊においては、秘密に指定されていない文書等を非公開とする、何らかの訓練令上の規定が存在するのか。存在するのであればその規定を明らかにされたい。

五 事故報告の達の別紙二～四の開示拒否について

- 1 先の政府答弁は、防衛庁が事故報告の達(昭和四一年陸上自衛隊達第一一一一一号)の別紙二～四(以下「別紙」という。)の開示を拒否した事件について、事実関係を極めて歪めて答弁しているので、強く抗議するとともに、事実関係

を再度確認したい。

先の政府答弁は、私の要求に対して素直に提出したことなく答弁しているが、事実とは懸け離れている。私が一九九二年一月五日に防衛庁に対し政府委員室を通じて別紙の資料請求をしたところ、後日同室より口頭で「提出は差し控えたところ、後日同室より口頭で「提出は差し控えた」との回答を受けた。またその理由につき説明を求めたところ、主管課である人事第一課の部員は国会議員にも開示できない旨を断言している(一九九三年四月一九日)。そこで私が別紙が既に「自衛隊公報」第一二七九号に掲載されている(昭和五十六年三月二日防衛事務次官通達)に基づく「部内限り」又は「注意」の表示の有無にかかわらず、一般に知られていない事実で、御指摘のような文書等について、その件数及び点数を把握する制度は、存在しない。

一 の 2 から 5 まで及び二について

自衛隊法(昭和二十九年法律第二百六十五号)第59条第一項に規定する「秘密」は、秘密保全に関する訓令(昭和三十三年防衛庁訓令第一二二号。以下「訓令」という。)の規定による秘密の指定及び取扱いに別紙が既に「自衛隊公報」第一二七九号に掲載されている事実を指摘するに及んで防衛庁より提出された次第である。この事実だけでも防衛庁において一度は別紙の非開示の判断が下されたことは疑いのないものである。

そこで以下の点を明らかにされたい。

- 1 政府委員室より別紙の提出拒否の回答があつたのは、これは防衛庁が非開示の判断を下したことの意味するのではないのか。
- 2 現在防衛庁においては事故報告の達の別紙二～四について公開・開示の扱いをどうしているのか。

あつたのは、これは防衛庁が非開示の判断を下したことの意味するのではないのか。

したがって、当該事実を職務上知ることでの必要性の二つの要素を具備している事実をいう。

他方、訓令の規定により秘密の指定が予想される文書等の取扱いについては、訓令第四十七条の規定がある。

三の 1 及び 3 について

政府としては、個々の資料等の具体的な内容等を踏まえつつ、事案ごとに判断することとしている。

三の 2 について

訓令の規定により秘密に指定されている文書等については、訓令第三十八条第一項ただし書の規定により、当該文書等の秘密区分を指定し

参議院議員既正敏君提出防衛庁・自衛隊における秘密に関する再質問に対する答弁書

おける秘密に関する再質問に対する答弁書

一の 1 について

御指摘のような文書等について、その件数及び点数を把握する制度は、存在しない。

付する。

参議院議長 原 文兵衛殿

内閣総理大臣 村山 富市

平成七年三月二十四日

参議院議員既正敏君提出防衛庁・自衛隊における秘密に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

三の 2 について

政府としては、個々の資料等の具体的な内容等を踏まえつつ、事案ごとに判断することとしている。

官報(号外)

た者又はその職務上の上級者の許可を受けたときは、防衛庁以外の者に貸し出すことができ

る。

四の1について

昭和五十八年九月一日にソ連機が大韓航空機を撃墜した前後の様子を示す交信記録は、当該

交信記録が公表されるまでの間は自衛隊法第五十九条第一項に規定する「秘密」に該当していたものである。

四の2について

領空侵犯が発生した際、政府として総合的に判断した結果、その公表を差し控えることとした場合には、当該事実は、自衛隊法第五十九条第一項に規定する「秘密」に該当する。また、領空侵犯事案に係る文書等が訓令の規定により「秘密」に指定された場合には、訓令第一条第一項に規定する「秘密」に該当する。

四の3について

多用途支援機の機種選定に係る有識者会合の委員に委嘱した三名の有識者に対しては、次とおり、訓令の規定により秘密に指定されている文書で自衛隊法第五十九条第一項に規定する「秘密」に該当するものの貸出し等を行ったところである。

「多用途支援機(U-X)について」

「多用途支援機要求性能書及び同補足説明資料」

「多用途支援機提案書」

「カナデア式チャレンジャーCL601-3

R型機多用途支援機提案書」

「多用途支援機提案書」

「ファルコン900B型多用途支援機提案

書」

四の4について

訓令の規定により秘密の指定が予想される文書等の取扱いについては、訓令第四十七条の規定がある。

五について

事故報告に関する達(昭和四十一年陸上自衛隊達第一二一一一號)の別紙第一から第四までの資料は、国会における審議に際して国會議員から要求があった場合には、提出することとしている。なお、同資料の提出に至る防衛庁における検討の過程において、同資料が自衛隊員の人事管理に係る事項を含んでいることもあり、提出を差し控えたいと申し上げたことはあるが、検討の結果防衛庁から提出したところである。

官 報 (号 外)

第明治三十五年三月三十一日可印便郵種三種

平成七年三月二十九日 參議院會議錄第十五号(その二)

六四

発行所
虎ノ門一〇五 東京都港区
大蔵省印刷局

電話
(03) 4294-3587

定額
配達料
送り手
料を含む
別記